

目 次

令和3年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第74号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第75号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第76号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第77号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第78号	箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第79号	箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第80号	箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第81号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第82号	令和3年度箱根町一般会計補正予算（第4号）
10	議案第83号	令和3年度箱根町温泉特別会計補正予算（第1号）
11	議案第84号	箱根町第6次総合計画後期基本計画の策定について

議案第 74 号

専決処分の承認を求めることについて

清掃第 1 プラント施設維持管理事業 1 号炉内耐火材等補修工事に係る工事請負契約の締結について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

清掃第 1 プラント施設維持管理事業 1 号炉内耐火材等補修工事に係る工事請負契約の締結について

別紙、工事請負契約の締結についてのとおり

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

本工事については、清掃第 1 プラントの焼却炉、1 号炉において剥離脱落した耐火層及び断熱層を補修するものであるが、緊急性を有しており、ごみ処理に支障を来さないよう、早急に工事を進める必要があることから、工事請負契約の締結について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

清掃第 1 プラント施設維持管理事業 1 号炉内耐火材等補修工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 10 月 21 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

工事請負契約の締結について

次のとおり清掃第1プラント施設維持管理事業 1号炉内耐火材等補修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社
東京支社長 三野 淳一

2 工事概要

1号炉内耐火材等補修工事
焼却炉耐火材補修
ガス冷却室耐火材補修
焼却炉・ガス冷却室ケーシング補修
その他（発生材処分）

3 契約金額

金 123,200,000 円

4 工事場所

箱根町芦之湯地内

5 工期

契約締結日から令和3年12月31日まで

議案第 75 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

本年の人事院勧告による職員の給与改定を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 76 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き下げに伴い同様の措置を講ずるとともに、町の財政状況を鑑み、引き続き特別職の給与削減を行うこととしたため、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

19 令和3年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 77 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き下げることに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 78 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

受益者負担の公平性を確保する観点から、印鑑登録証を再度交付する際の手数料について規定するため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町手数料条例の一部を改正する条例

箱根町手数料条例（平成 12 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 33 の項を 34 の項とし、21 の項から 32 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、20 の項の次に次の 1 項を加える。

21 印鑑登録証の交付（初回の交付及び引換交付を除く。）	1 件につき	300 円
------------------------------	--------	-------

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例
の一部を改正する条例の制定について

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

箱根町老人福祉センターやまなみ荘及び仙石原公園いこいの家の休憩室の使用料を見直し、高齢者福祉の充実を図るために、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例及び箱根町都市公園条例
の一部を改正する条例

(箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部改正)

第1条 箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例（平成17年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

休憩室使用	町内居住者	満6歳以上の者	2時間につき	100円	
	町外居住者	満6歳以上の者	1時間につき	100円	

を

休憩室使用	町内居住者	満6歳以上満60歳未満の者	2時間につき	100円	
		満60歳以上の者		無料	
	町外居住者	満6歳以上の者	1時間につき	100円	

に

改める。

(箱根町都市公園条例の一部改正)

第2条 箱根町都市公園条例（昭和54年箱根町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表4の表中

休憩使用	町内居住者	満6歳以上の者	2時間につき	100円	
	町外居住者	満6歳以上の者	2時間につき	400円	

を

休憩使用	町内居住者	満6歳以上満60歳未満の者	2時間につき	100円	
		満60歳以上の者	—	無料	
	町外居住者	満6歳以上の者	2時間につき	400円	

に

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 80 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）」を「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
第3章 雑則（第62条）」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・

保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業
第6章 雑則
所内保育事業（第42条—第48条）
（第49条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

令和 3 年度箱根町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度箱根町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 265,185 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,072,239 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		386,548	28,495	415,043
	05 国庫負担金	200,380	19,511	219,891
	10 国庫補助金	182,987	8,984	191,971
50 県支出金		394,186	4,463	398,649
	05 県負担金	133,066	4,463	137,529
60 寄付金		855,122	200,000	1,055,122
	05 寄付金	855,122	200,000	1,055,122
65 繰入金		674,104	△2,773	671,331
	05 基金繰入金	671,604	△2,773	668,831
75 諸収入		381,187	35,000	416,187
	25 雑入	121,229	35,000	156,229
歳 入 合 計		10,807,054	265,185	11,072,239

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議会費		124,375	△5,352	119,023
	05 議会費	124,375	△5,352	119,023
10 総務費		2,584,291	182,737	2,767,028
	05 総務管理費	2,306,870	187,054	2,493,924
	10 徴税費	153,981	△6,017	147,964
	15 戸籍住民基本台帳費	68,368	1,876	70,244
	20 選挙費	46,569	29	46,598
	25 統計調査費	1,400	233	1,633
	30 監査委員費	7,103	△438	6,665
15 民生費		1,638,432	△1,583	1,636,849
	05 社会福祉費	1,043,506	15,057	1,058,563
	10 児童福祉費	594,357	△16,640	577,717
20 衛生費		1,371,069	31,183	1,402,252
	05 保健衛生費	438,243	33,076	471,319
	10 清掃費	932,580	△1,893	930,687
25 農林水産業費		116,373	△50	116,323
	05 農業費	14,316	△50	14,266
30 観光費		1,151,120	76,095	1,227,215
	05 観光費	1,151,120	76,095	1,227,215
35 土木費		597,449	1,703	599,152
	05 土木管理費	65,372	△6,647	58,725
	10 道路橋りょう費	350,988	5,500	356,488
	15 河川費	32,431	4,000	36,431
	20 都市計画費	130,737	△1,150	129,587
40 消防費		967,410	△8,232	959,178
	05 消防費	967,410	△8,232	959,178
45 教育費		936,164	△11,316	924,848
	05 教育総務費	281,282	△9,681	271,601
	10 小学校費	236,294	1,359	237,653
	15 中学校費	101,957	16	101,973
	20 幼稚園費	31,676	211	31,887
	25 社会教育費	228,092	△2,999	225,093
	30 保健体育費	56,863	△222	56,641
歳 出 合 計		10,807,054	265,185	11,072,239

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	386,548	28,495	415,043
50 県支出金	394,186	4,463	398,649
60 寄付金	855,122	200,000	1,055,122
65 繰入金	674,104	△2,773	671,331
75 諸収入	381,187	35,000	416,187
歳入合計	10,807,054	265,185	11,072,239

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	124,375	△5,352	119,023	0	0	0	△5,352
10 総務費	2,584,291	182,737	2,767,028	1,496	0	200,000	△18,759
15 民生費	1,638,432	△1,583	1,636,849	13,390	0	0	△14,973
20 衛生費	1,371,069	31,183	1,402,252	17,506	0	0	13,677
25 農林水産業費	116,373	△50	116,323	0	0	0	△50
30 観光費	1,151,120	76,095	1,227,215	0	0	35,000	41,095
35 土木費	597,449	1,703	599,152	0	0	0	1,703
40 消防費	967,410	△8,232	959,178	0	0	0	△8,232
45 教育費	936,164	△11,316	924,848	0	0	0	△11,316
歳出合計	10,807,054	265,185	11,072,239	32,392	0	235,000	△2,207

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫負担金	195,352	9,493	204,845
20 衛生費国庫負担金	4,492	10,018	14,510
計	200,380	19,511	219,891

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

15 民生費国庫補助金	18,777	1,496	20,273
20 衛生費国庫補助金	37,061	7,488	44,549
計	182,987	8,984	191,971

(款) 50 県支出金

(項) 05 県負担金

15 民生費県負担金	131,438	4,463	135,901
計	133,066	4,463	137,529

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	850,000	200,000	1,050,000
計	855,122	200,000	1,055,122

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	664,713	△2,773	661,940
計	671,604	△2,773	668,831

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

10 雑入	121,195	35,000	156,195
計	121,229	35,000	156,229

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 社会福祉費国庫負担金	8,927	20 障がい者自立支援給付費等国庫負担金追加	6,777
		30 障がい児施設措置費国庫負担金追加	2,150
15 児童福祉費国庫負担金 過年度分	566	10 児童手当国庫負担金過年度分	566
05 保健衛生費国庫負担金	10,018	10 接種対策費国庫負担金追加	10,018

15 児童福祉費国庫補助金	1,496	65 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	1,496
05 保健衛生費国庫補助金	7,488	50 接種体制確保事業臨時国庫補助金追加	7,488

05 社会福祉費県負担金	4,463	30 障がい者自立支援給付費等県負担金追加	3,388
		40 障がい児施設措置費県負担金追加	1,075

05 ふるさと納税寄付金	200,000	03 一般寄付金追加	200,000
--------------	---------	------------	---------

05 財政調整基金繰入金	△2,773	05 財政調整基金繰入金更正減	△2,773
--------------	--------	-----------------	--------

25 観光費雑入	35,000	26 観光クーポン販売収入追加	35,000
----------	--------	-----------------	--------

3 歳出

(款) 05 議会費

(項) 05 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	124,375	△5,352	119,023	0	0	0	△5,352
計	124,375	△5,352	119,023	0	0	0	△5,352

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

05 一般管理費	824,783	△15,253	809,530	0	0	0	△15,253
15 電子計算管理費	151,562	1,496	153,058	1,496	0	0	0
35 企画費	471,579	91,076	562,655	0	0	91,076	0
70 諸費	10,843	811	11,654	0	0	0	811
75 財政調整基金費	559,035	108,924	667,959	0	0	108,924	0
計	2,306,870	187,054	2,493,924	1,496	0	200,000	△14,442

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△219	01-01-01 報酬更正減	△219
2 給料	87	(報酬)	
3 職員手当等	△5,137	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△20
4 共済費	△83	01-51 議会議員報酬	△199
		01-01-02 議会議員・職員給与費更正減	△5,133
		議会議員報酬等更正減	
		一般職等給与費更正減	

1 報酬	△210	01-01-01 報酬更正減	△210
2 給料	△11,184	(報酬)	
3 職員手当等	△1,184	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△210
4 共済費	△2,675	01-01-02 職員給与費更正減	△15,043
		特別職給与費更正減	
		一般職等給与費更正減	
18 負担金補助 及び交付金	1,496	05-01-01 電子計算処理推進事業追加	1,496
		18-01 負担金追加	1,496
12 委託料	17,600	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加	91,076
13 使用料及び 賃借料	73,476	12-01 委託料追加	17,600
		13-01 使用料及び賃借料追加	73,476
22 償還金利子 及び割引料	811	01-05-01 経常経費追加	811
		(償還金利子及び割引料)	
		22-08 過年度過誤納還付金(子育て支援課)	811
24 積立金	108,924	01-05-01 経常経費追加	108,924
		(積立金)	
		24-51 財政調整基金積立金追加	108,924

(款) 10 総務費
(項) 10 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 税務総務費	140,700	△6,017	134,683	0	0	0	△6,017
計	153,981	△6,017	147,964	0	0	0	△6,017

(款) 10 総務費
(項) 15 戸籍住民基本台帳費

05 戸籍住民基本台帳費	68,368	1,876	70,244	0	0	0	1,876
計	68,368	1,876	70,244	0	0	0	1,876

(款) 10 総務費
(項) 20 選挙費

05 選挙管理委員会費	6,518	29	6,547	0	0	0	29
計	46,569	29	46,598	0	0	0	29

(款) 10 総務費
(項) 25 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 統計調査総務費	1,400	233	1,633	0	0	0	233
計	1,400	233	1,633	0	0	0	233

(款) 10 総務費
(項) 30 監査委員費

05 監査委員費	7,103	△438	6,665	0	0	0	△438
計	7,103	△438	6,665	0	0	0	△438

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△2,836	01-01-01 報酬更正減	△2,836
2 給料	833	(報酬)	
3 職員手当等	△3,130	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△2,836
4 共済費	△884	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△3,181

1 報酬	91	01-01-01 報酬追加	91
2 給料	1,673	(報酬)	
3 職員手当等	△353	01-12 会計年度任用職員報酬追加	91
4 共済費	465	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	1,785

3 職員手当等	13	01-01-02 職員給与費追加	29
4 共済費	16	一般職等給与費追加	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	233	01-01-02 職員給与費追加 一般職給与費追加	233

2 給料	△715	01-01-02 職員給与費更正減	△438
3 職員手当等	300	一般職給与費更正減	
4 共済費	△23		

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	296,108	△1,992	294,116	0	0	0	△1,992
10 心身障がい者福祉費	282,662	16,972	299,634	13,390	0	0	3,582
20 国民年金費	2,949	77	3,026	0	0	0	77
計	1,043,506	15,057	1,058,563	13,390	0	0	1,667

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 児童福祉総務費	128,818	△1,492	127,326	0	0	0	△1,492
10 認定こども園費	252,024	△6,902	245,122	0	0	0	△6,902
15 保育所費	117,478	△8,246	109,232	0	0	0	△8,246
計	594,357	△16,640	577,717	0	0	0	△16,640

1 報酬	65	01-01-01 報酬追加……………	65
2 給料	373	(報酬)	
3 職員手当等	△2,114	01-12 会計年度任用職員報酬追加	65
4 共済費	△316	01-01-02 職員給与費更正減…………… 一般職等給与費更正減	△2,057
18 負担金補助 及び交付金	212	01-05-01 心身障がい者福祉経常経費追加…………… (負担金補助及び交付金)	16,972
19 扶助費	16,760	18-16 かながわ自立支援給付費等支払システム再構 築負担金追加 (扶助費)	212
		19-61 自立支援給付費扶助費追加	16,760
1 報酬	54	01-01-01 報酬追加……………	54
3 職員手当等	△8	(報酬)	
4 共済費	31	01-12 会計年度任用職員報酬追加	54
		01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加	23

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	50	01-01-02 職員給与費更正減……………	△1,492
3 職員手当等	△1,352	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△190		
1 報酬	△3,702	01-01-01 報酬更正減……………	△3,702
2 給料	591	(報酬)	
3 職員手当等	△2,631	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△3,702
4 共済費	△1,160	01-01-02 職員給与費更正減…………… 一般職等給与費更正減	△3,200
1 報酬	△3,063	01-01-01 報酬更正減……………	△3,063
2 給料	△2,532	(報酬)	
3 職員手当等	△1,439	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△3,063
4 共済費	△1,212	01-01-02 職員給与費更正減…………… 一般職等給与費更正減	△5,183

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

05 保健衛生総務費	93,136	15,570	108,706	0	0	0	15,570
10 予防費	66,398	17,506	83,904	17,506	0	0	0
計	438,243	33,076	471,319	17,506	0	0	15,570

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

05 清掃総務費	137,928	△1,893	136,035	0	0	0	△1,893
計	932,580	△1,893	930,687	0	0	0	△1,893

(款) 25 農林水産業費

(項) 05 農業費

10 農業総務費	4,804	△50	4,754	0	0	0	△50
計	14,316	△50	14,266	0	0	0	△50

1 報酬	△24	01-01-01 報酬更正減……………	△24
2 給料	8,821	(報酬)	
3 職員手当等	4,200	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△24
4 共済費	2,573	01-01-02 職員給与費追加……………	15,594
		一般職等給与費追加	
10 需用費	498	05-09-01 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	
11 役務費	1,810	追加……………	17,506
12 委託料	9,200	10-01 消耗品費追加	422
17 備品購入費	1,936	10-02 燃料費	36
18 負担金補助 及び交付金	4,062	10-03 食糧費	40
		11-01 役務費	1,810
		12-01 委託料追加	9,200
		17-01 備品購入費	1,936
		18-01 負担金追加	4,062

1 報酬	△78	01-01-01 報酬更正減……………	△78
2 給料	△1,353	(報酬)	
3 職員手当等	△34	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△78
4 共済費	△428	01-01-02 職員給与費更正減……………	△1,815
		一般職等給与費更正減	

3 職員手当等	△34	01-01-02 職員給与費更正減……………	△50
4 共済費	△16	一般職給与費更正減	

(款) 30 観光費
 (項) 05 観光費

05 観光総務費	98,313	△2,019	96,294	0	0	0	△2,019
10 観光振興費	157,583	15,999	173,582	0	0	0	15,999
17 箱根湿生花園費	102,680	△1,677	101,003	0	0	0	△1,677
25 ジオミュージアム費	55,852	△1,143	54,709	0	0	0	△1,143
30 観光美化推進費	14,946	△95	14,851	0	0	0	△95
35 商工振興費	555,250	65,030	620,280	0	0	35,000	30,030
計	1,151,120	76,095	1,227,215	0	0	35,000	41,095

2 給料	△1,264	01-01-02 職員給与費更正減	△2,019
3 職員手当等	△380	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△375		
3 職員手当等	△1	01-01-02 職員給与費更正減	△1
18 負担金補助 及び交付金	16,000	一般職給与費更正減	
		01-05-01 経常経費追加 (負担金補助及び交付金)	16,000
		18-65 箱根湯本温泉場送迎バス運行支援補助金	15,000
		18-66 箱根湯本観光バス駐車場支援補助金	1,000
1 報酬	2,890	01-01-01 報酬追加	2,890
2 給料	△2,785	(報酬)	
3 職員手当等	△1,315	01-12 会計年度任用職員報酬追加	2,890
4 共済費	△467		
		01-01-02 職員給与費更正減	△4,567
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	△445	01-01-01 報酬更正減	△445
2 給料	88	(報酬)	
3 職員手当等	△708	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△445
4 共済費	△78		
		01-01-02 職員給与費更正減	△698
		一般職等給与費更正減	
3 職員手当等	△77	01-01-02 職員給与費更正減	△95
4 共済費	△18	一般職等給与費更正減	
12 委託料	7,700	05-17-01 町内経済活性化事業追加	65,030
13 使用料及び 賃借料	1,330	12-01 委託料追加	7,700
		13-01 使用料及び賃借料追加	1,330
18 負担金補助 及び交付金	56,000	18-51 補助金追加	6,000
		18-91 交付金追加	50,000

(款) 35 土木費

(項) 05 土木管理費

05 土木総務費	65,372	△6,647	58,725	0	0	0	△6,647
計	65,372	△6,647	58,725	0	0	0	△6,647

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 道路維持費	244,605	5,500	250,105	0	0	0	5,500
計	350,988	5,500	356,488	0	0	0	5,500

(款) 35 土木費

(項) 15 河川費

05 河川総務費	32,431	4,000	36,431	0	0	0	4,000
計	32,431	4,000	36,431	0	0	0	4,000

(款) 35 土木費

(項) 20 都市計画費

05 都市計画総務費	94,268	△1,150	93,118	0	0	0	△1,150
計	130,737	△1,150	129,587	0	0	0	△1,150

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

05 常備消防費	848,269	△8,232	840,037	0	0	0	△8,232
計	967,410	△8,232	959,178	0	0	0	△8,232

2 給料	△3,892	01-01-02 職員給与費更正減	△7,037
3 職員手当等	△1,996	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△1,149		
11 役務費	390	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	390
		11-53 不動産鑑定手数料追加	390

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	3,500	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	5,500
14 工事請負費	2,000	11-21 浚渫等手数料追加 (工事請負費)	3,500
		14-51 町道維持補修工事追加	2,000

11 役務費	2,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	4,000
14 工事請負費	2,000	11-21 浚渫等手数料追加 (工事請負費)	2,000
		14-51 公用水路維持工事追加	2,000

1 報酬	△40	01-01-01 報酬更正減	△40
2 給料	△299	(報酬)	
3 職員手当等	△407	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△40
4 共済費	△404	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△1,110

2 給料	△5	01-01-02 職員給与費更正減	△8,232
3 職員手当等	△10,468	一般職等給与費更正減	
4 共済費	2,241		

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 事務局費	279,011	△9,681	269,330	0	0	0	△9,681
計	281,282	△9,681	271,601	0	0	0	△9,681

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

05 小学校管理費	228,915	1,359	230,274	0	0	0	1,359
計	236,294	1,359	237,653	0	0	0	1,359

(款) 45 教育費

(項) 15 中学校費

05 中学校管理費	68,877	16	68,893	0	0	0	16
計	101,957	16	101,973	0	0	0	16

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△4,572	01-01-01 報酬更正減	△4,572
2 給料	△735	(報酬)	
3 職員手当等	△4,317	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△4,572
4 共済費	△57	01-01-02 職員給与費更正減	△5,109
		特別職給与費更正減	
		一般職等給与費更正減	

1 報酬	282	01-01-01 報酬追加	282
2 給料	134	(報酬)	
3 職員手当等	△62	01-12 会計年度任用職員報酬追加	282
4 共済費	△239		
14 工事請負費	1,200	01-01-02 職員給与費更正減	△167
17 備品購入費	44	一般職等給与費更正減	
		05-01-01 小学校校舎等整備事業追加	1,244
		(工事請負費)	
		14-01 工事請負費追加	1,200
		(備品購入費)	
		17-01 備品購入費	44

3 職員手当等	8	01-01-02 職員給与費追加	16
4 共済費	8	一般職等給与費追加	

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 幼稚園管理費	31,676	211	31,887	0	0	0	211
計	31,676	211	31,887	0	0	0	211

(款) 45 教育費

(項) 25 社会教育費

05 社会教育総務費	12,986	△100	12,886	0	0	0	△100
10 公民館費	86,682	△3,585	83,097	0	0	0	△3,585
15 郷土資料館費	11,293	596	11,889	0	0	0	596
30 箱根関所費	98,118	90	98,208	0	0	0	90
計	228,092	△2,999	225,093	0	0	0	△2,999

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

10 体育施設費	49,053	△222	48,831	0	0	0	△222
計	56,863	△222	56,641	0	0	0	△222

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△57	01-01-01 報酬更正減	△57
2 給料	△172	(報酬)	
3 職員手当等	332	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△57
4 共済費	108	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	268

1 報酬	△185	01-01-01 報酬更正減	△185
3 職員手当等	24	(報酬)	
4 共済費	61	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△185
		01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	85
2 給料	△1,591	01-01-02 職員給与費更正減	△3,585
3 職員手当等	△1,411	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△583		
1 報酬	643	01-01-01 報酬追加	643
3 職員手当等	△47	(報酬)	
		01-12 会計年度任用職員報酬追加	643
		01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△47
1 報酬	△1,906	01-01-01 報酬更正減	△1,906
2 給料	1,311	(報酬)	
3 職員手当等	393	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△1,906
4 共済費	292	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	1,996

3 職員手当等	87	01-01-02 職員給与費更正減	△222
4 共済費	△309	一般職等給与費更正減	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	25,980	8,987 (4.3)	-	7,969	42,936	6,082	49,018	
	議 員	17	52,697	-	18,678 (4.3)	-	-	71,375	16,370	87,745	
	その他の 特別職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985	
	計	712	75,666	25,980	27,665	-	7,969	137,280	32,468	169,748	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,199 (4.45)	-	7,448	44,627	6,347	50,974	
	議 員	14	52,896	-	23,539 (4.45)	-	-	76,435	16,370	92,805	
	その他の 特別職	692	22,969	-	-	-	-	22,969	10,016	32,985	
	計	709	75,865	25,980	34,738	-	7,448	144,031	32,733	176,764	
比 較	長 等	0	-	0	△ 2,212 (△0.15)	-	521	△ 1,691	△ 265	△ 1,956	
	議 員	3	△ 199	-	△ 4,861 (△0.15)	-	-	△ 5,060	0	△ 5,060	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	3	△ 199	0	△ 7,073	-	521	△ 6,751	△ 265	△ 7,016	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	480	176,294	1,297,565	1,037,818	2,511,677	441,224	2,952,901	
補正前	468	189,407	1,310,131	1,064,281	2,563,819	445,830	3,009,649	
比 較	12	△ 13,113	△ 12,566	△ 26,463	△ 52,142	△ 4,606	△ 56,748	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補正後	34,040	-	51,278	304,889	219,794	40,466	2,259		
補正前	35,850	-	50,883	332,559	223,395	38,610	2,177				
比 較	△ 1,810	-	395	△ 27,670	△ 3,601	1,856	82				

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補正後	1,476	115,421	28,765	2,048	16,040	221,342	
補正前	1,476	120,036	28,201	2,079	17,440	211,575			
比 較	0	△ 4,615	564	△ 31	△ 1,400	9,767			

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考																
給 料	△ 12,566	給与改定に伴う増減分	0																		
		その他の増減分	△ 13,365 △ 10,095 10,894	人事異動等による減 中途退職による減 中途採用による増																	
職員手当等	△ 26,463	制度改正に伴う増減分	△ 18,965	期末手当 △ 18,965千円	支給月数改定による減 △18,965千円																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.275</td> <td>1.125 (1.275)</td> <td>2.40 (2.55)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.225</td> <td>2.075 (2.225)</td> <td>4.30 (4.45)</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	計	期末	1.275	1.125 (1.275)	2.40 (2.55)	勤勉	0.95	0.95	1.90	計	2.225	2.075 (2.225)	4.30 (4.45)
			6月期	12月期	計																
期末	1.275	1.125 (1.275)	2.40 (2.55)																		
勤勉	0.95	0.95	1.90																		
計	2.225	2.075 (2.225)	4.30 (4.45)																		
その他の増減分	△ 7,498	時間外勤務手当 △ 4,615千円 期末手当 △ 8,705千円 勤勉手当 △ 3,601千円 管理職手当 1,856千円 退職手当組合負担金 9,767千円 その他の増減分 △ 2,200千円	支給基礎額の減 支給基礎額の減 支給対象者の増 退職者増による特別負担金の増																		

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和3年11月1日現在	平均給料月額 (円)	304,441	282,917	302,520
	平均給与月額 (円)	353,699	318,672	355,159
	平均年齢 (歳)	41.2	55.2	39.9
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,495	279,200	307,805
	平均給与月額 (円)	345,004	307,950	394,951
	平均年齢 (歳)	41.5	54.2	40.9

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	150,600	143,800	154,900	150,600	147,900	-
大 学 卒	182,200	-	188,700	182,200	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年11月1日現在	1 級	24	10.2	1 級	0	0.0	1 級	23	23.0
	2 級	55	23.4	2 級	1	16.7	2 級	12	12.0
	3 級	41	17.4	3 級	3	50.0	3 級	12	12.0
	4 級	22	9.4	4 級	2	33.3	4 級	22	22.0
	5 級	39	16.6				5 級	18	18.0
	6 級	30	12.8				6 級	8	8.0
	7 級	19	8.1				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	235	100.0	計	6	100.0	計	100	100.0
令和3年1月1日現在	1 級	20	8.6	1 級	0	0.0	1 級	18	18.6
	2 級	54	23.1	2 級	1	16.7	2 級	13	13.4
	3 級	43	18.5	3 級	4	66.6	3 級	11	11.3
	4 級	23	9.9	4 級	1	16.7	4 級	25	25.8
	5 級	42	18.0				5 級	18	18.6
	6 級	30	12.9				6 級	7	7.2
	7 級	16	6.9				7 級	4	4.1
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	233	100.0	計	6	100.0	計	97	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主任、副技師の職務	副課長、主幹、技師の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
消 防 職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主任、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	341	235	6	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	306	209	5	92	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	2	0	0
		2号給(人)	17	7	0	10
		3号給(人)	19	13	0	6
		4号給(人)	209	142	4	63
		5号給(人)	52	39	1	12
		6号給(人)	9	8	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	89.7	88.9	83.3	92.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	336	233	6	97	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	304	209	5	90	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	33	20	0	13
		3号給(人)	11	6	0	5
		4号給(人)	199	138	5	56
		5号給(人)	59	43	0	16
		6号給(人)	2	2	0	0
		比 率 (B)/(A) (%)	90.5	89.7	83.3	92.8

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.30	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.5
支給対象職員の比率 (3年11月1日現在) (%)	28.4	2.1	50.0	89.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	135	176,294	—	28,561	204,855	28,227	233,082	
補正前	130	189,407	—	33,693	223,100	30,639	253,739	
比 較	5	△ 13,113	—	△ 5,132	△ 18,245	△ 2,412	△ 20,657	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

議案第 83 号

令和 3 年度箱根町温泉特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度箱根町の温泉特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,672 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 152,672 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		31,018	5,672	36,690
	05 繰越金	31,018	5,672	36,690
歳入合計		147,000	5,672	152,672

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 事業費		136,284	5,672	141,956
	05 事業費	136,284	5,672	141,956
歳 出	合 計	147,000	5,672	152,672

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	31,018	5,672	36,690
歳入合計	147,000	5,672	152,672

2 歳入

(款) 20 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	31,018	5,672	36,690
計	31,018	5,672	36,690

3 歳出

(款) 05 事業費

(項) 05 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 業務費	136,284	5,672	141,956	0	0	0	5,672
計	136,284	5,672	141,956	0	0	0	5,672

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 事業費	136,284	5,672	141,956	0	0	0	5,672
歳出合計	147,000	5,672	152,672	0	0	0	5,672

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
05 前年度繰越金	5,672	05 前年度繰越金追加 5,672

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△168	01-01-01 報酬更正減…………… △168
2 給料	3,067	(報酬)
3 職員手当等	1,912	01-12 会計年度任用職員報酬更正減 △168
4 共済費	861	01-01-02 職員給与費追加…………… 5,840 一般職等給与費追加

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	5	3,431	13,621	8,337	25,389	4,121	29,510	
補正前	5	3,599	10,554	6,425	20,578	3,260	23,838	
比 較	0	△ 168	3,067	1,912	4,811	861	5,672	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
		手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
補正後		578	-	481	3,195	1,909	-	50	
補正前		258	-	451	2,729	1,414	-	58	
比 較		320	-	30	466	495	-	△ 8	

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
		手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当
補正後		-	485	0	-	-	1,639	
補正前		-	600	0	-	-	915	
比 較		-	△ 115	0	-	-	724	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		増減分	増減分		
給 料	3,067	給与改定に伴う増減分	0		改定なし
		その他の増減分	3,067	人事異動等	
職員手当等	1,912	制度改正に伴う増減分	△ 176	期末手当 △ 176千円	支給月数の減 (4.45月→4.3月)
		その他の増減分	2,088	人事異動等 2,088千円	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和3年11月1日現在	平均給料月額 (円)	332,197
	平均給与月額 (円)	365,564
	平均年齢 (歳)	51.0
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	278,591
	平均給与月額 (円)	315,446
	平均年齢 (歳)	44.7

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年11月1日現在	1 級	0	0.0
	2 級	1	33.3
	3 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	5 級	1	33.4
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	8 級	0	0.0
	計	3	100.0
令和3年1月1日現在	1 級	1	33.3
	2 級	1	33.3
	3 級	0	0.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	33.4
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	8 級	0	0.0
	計	3	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主任、副技師の職務	副課長、主幹、技師の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職	
補正後	職 員 数	(A) (人)	3	3
	昇給に係る職員数	(B) (人)	3	3
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1	1
		3号給(人)	1	1
		4号給(人)	0	0
		5号給(人)	1	1
		6号給(人)	0	0
比 較 (B)/(A)	(%)	100.0	100.0	
補正前	職 員 数	(A) (人)	3	3
	昇給に係る職員数	(B) (人)	3	3
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1	1
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	2	2
		5号給(人)	0	0
		6号給(人)	0	0
比 較 (B)/(A)	(%)	100.0	100.0	

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.30	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 0	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	0 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支給対象地域	箱根町全地域
支給率(%)	0.0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種 一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.4	0.4
支給対象職員の比率(3年11月1日現在)(%)	100.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	有害物取扱手当	

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

2. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	2	3,431	—	615	4,046	653	4,699	
補正前	2	3,599	—	750	4,349	623	4,972	
比 較	0	△ 168	—	△ 135	△ 303	30	△ 273	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

議案第 84 号

箱根町第 6 次総合計画後期基本計画の策定について

箱根町第 6 次総合計画後期基本計画を別紙のように策定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

「箱根町第 6 次総合計画後期基本計画」を策定するため、箱根町議会基本条例（平成 25 年箱根町条例第 10 号）第 9 条第 1 号の規定により、本案を提出するものである。

箱根町第6次総合計画

基本構想（2017年～2026年）

後期基本計画（2022年～2026年）

令和3年11月

箱 根 町

目次

基本構想	1
1. 第6次総合計画の概要	1
(1) 総合計画の体系	1
(2) 総合計画の位置付け	2
(3) 計画策定の経緯	3
(4) 計画策定的前提条件	4
2. 箱根町の将来像	9
3. 将来像の達成に向けた主たる課題	10
(1) 人口減少高齢化の本格化	10
(2) 災害への備え	10
(3) 医療体制の整備	11
(4) 子育て環境の充実	11
4. 基本目標	12
基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり	13
基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり	14
基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり	15
基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり	16
基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり	17
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化	18
後期基本計画	19
1. 後期基本計画で考慮すべき新たな課題	19
(1) 町民の暮らし第一のまちづくり	19
(2) 持続可能なまちづくり	19
(3) ブランド力アップ	19
(4) 新型コロナウイルス対策	19
2. 後期基本計画の体系	20
3. 重点施策	22
重点施策分野1：防災力の強化	22
重点施策分野2：若者定住の促進	22
重点施策分野3：健康生活の推進	22
重点施策分野4：ブランド力の強化	23
重点施策分野5：持続可能なまちづくり（新規）	23

4. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	24
戦略目標1：箱根町への新しいひとの流れをつくる	24
戦略目標2：結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う	24
戦略目標3：活力と魅力あふれるまちづくりを進める	25
戦略目標4：町内で安心して働けるようにする	25
5. 基本目標ごとの展開	26
基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり	29
基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり	50
基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり	72
基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり	85
基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり	104
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化	117
6. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略事業	131
戦略目標1 箱根町への新しいひとの流れをつくる	133
戦略目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う	139
戦略目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める	145
戦略目標4 町内で安心して働けるようにする	150
7. 計画の検証	155
前期基本計画	155
第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略	159
8. 計画の指標一覧	161
後期基本計画	161
第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	165
9. 計画の推進体制、進行管理、評価の方法	166
資料編	167
1. SDGsの17のゴールの説明	167
2. 策定の経過	168
3. 箱根町総合計画審議会委員名簿	169
4. 箱根町まち・ひと・しごと創生戦略有識者会議 委員名簿	170
5. 諮問	171
6. 答申	172
7. 索引	173

基本構想

- 1 第6次総合計画の概要
- 2 箱根町の将来像
- 3 将来像の達成に向けた主たる課題
- 4 基本目標
 - 基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり
 - 基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり
 - 基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり
 - 基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり
 - 基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり
 - 基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化



1. 第6次総合計画の概要

(1) 総合計画の体系

総合計画は、町の長期的な将来像を描くもので、箱根町自治基本条例第16条(「町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画を、この条例に定める自治の基本理念にのっとり策定します。」)に基づき策定するものです。

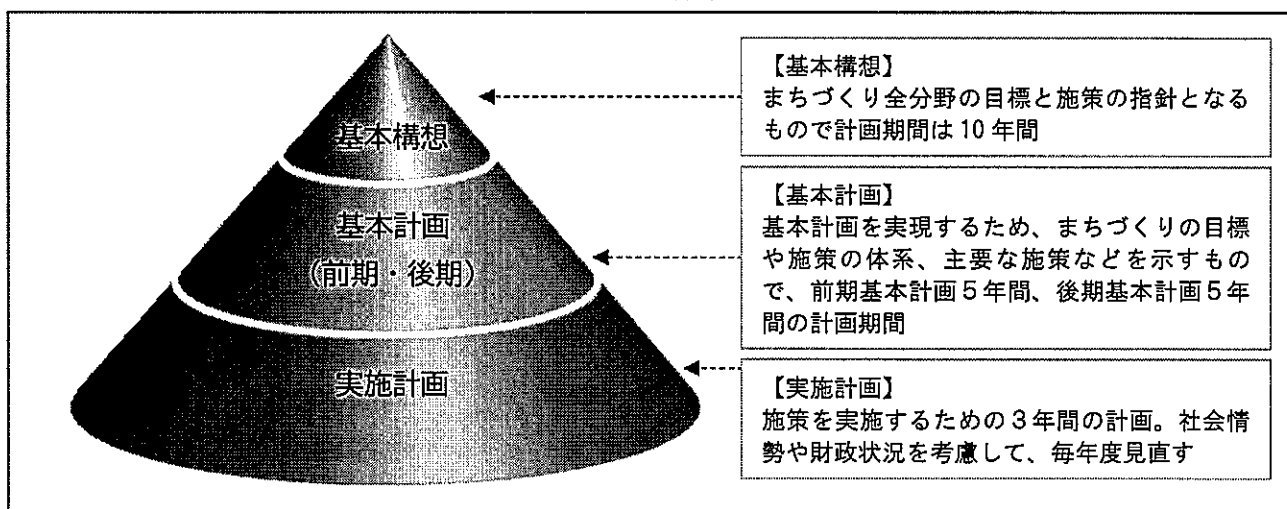
第6次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画とします。基本構想は、将来像をはじめ箱根町が進むべき方向性を明らかにしたまちづくりの全分野の目標と施策の指針となるもので、計画期間は10年間(平成29年度～令和8年度)です。

基本計画は、基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の体系や方針などを示すもので、時代の変化が速い中で、中間年で施策の見直しなどの的確な対応を図れるよう、前期5年間(平成29年度～令和3年度)、後期5年間(令和4年度～8年度)をそれぞれ計画期間とします。

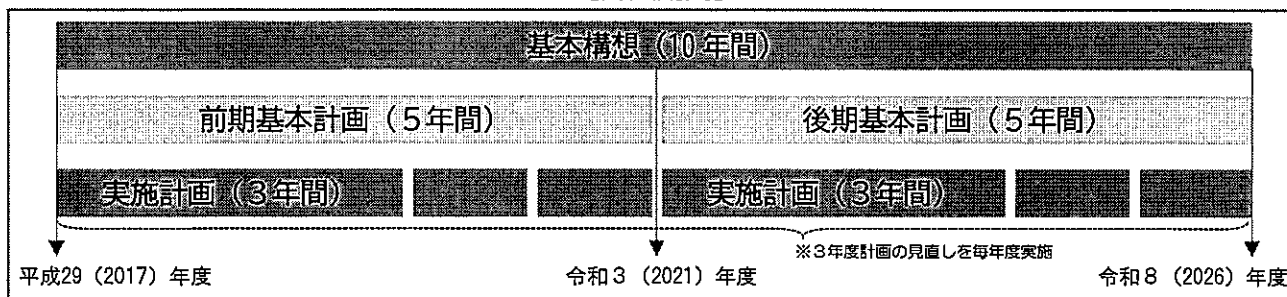
また実施計画は基本計画で定めた施策を実施するための3年間の具体的計画であり、社会情勢や財政状況を考慮して毎年度見直します。

前期基本計画の計画期間が終了するにあたり、社会情勢や経済状況の変化、前期基本計画の検証等を踏まえ、後期基本計画を策定するものです。

【計画の体系】



【計画期間】



(2) 総合計画の位置付け

総合計画は、本町の総合的かつ計画的な行政運営を行うための町における最上位計画であり、長期的な視点に立って町政の基本的な方向を明らかにし、町の各分野の施策や事業を展開する上で基本的な指針となるものです。

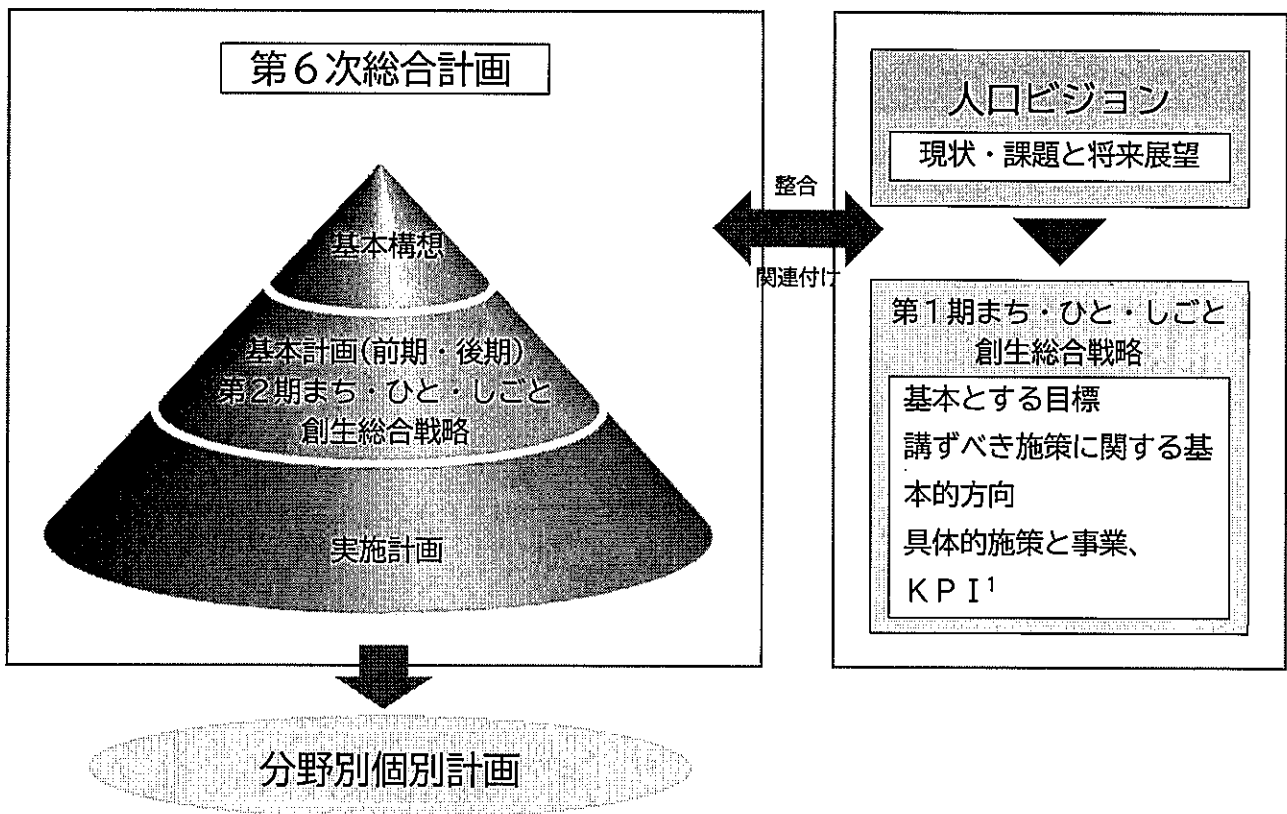
一方、平成 27(2015)年度には「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定しています。「人口ビジョン」は箱根町の人口の現状と将来の展望を提示したものであり、「総合戦略」は、「人口ビジョン」に基づき5か年の施策の方向を提示したものです。特に「総合戦略」は、5年間（平成 27 年度～令和元年度）を計画期間（※）とし、地域の活性化を目指した基本目標や重点プロジェクトを設定したものであり、その内容は第6次総合計画とも密接に関わっています。

第6次総合計画では、総合戦略の内容を一体的に盛り込み、同時に推進することで施策の相乗効果高め、より効果的・効率的な行政運営につながるよう努めていきます。

※第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略は計画期間を令和3年度まで延長しています。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和4年度からの計画期間として策定します。

【第6次総合計画と総合戦略、分野別個別計画の関係】



¹ KPI: 重要業績評価指標（施策ごとの進捗状況を検証するために設定した客観的指標）。

(3) 計画策定の経緯

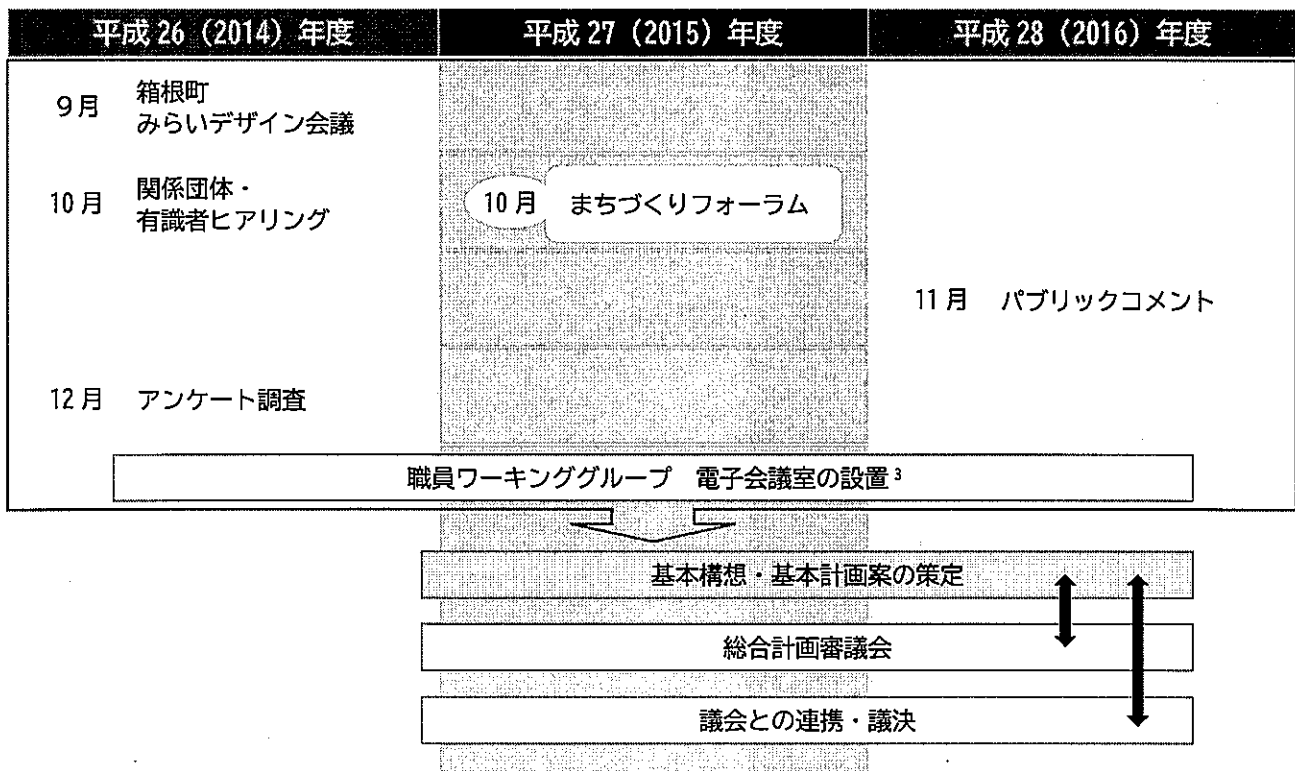
第6次総合計画は、平成26(2014)年度から28(2016)年度にかけて策定したものです。計画の策定にあたっては、町民と職員がともに主体的・積極的に計画策定に参画することを基本視点としました。

平成26(2014)年9月中学生、町民代表に職員も加わったワークショップである「箱根町みらいデザイン会議」の開催によって、まちの将来像についての提言を受けることに始まりました。同年10月には、商工団体・文化団体等の関係団体・有識者にまちとの関わりや要望、まちの将来に関する考え方を聞くヒアリングを実施しました。また、同年12月には、町民・中学生・職員に幸福度、定住意向、各施策の満足度、将来の姿などを聞くアンケートを実施しました。

平成27(2015)年10月には、町民アンケート結果の報告とともに協働のまちづくりに関する講演会まちづくりフォーラムを開催し、平成28(2016)年11月には、総合計画の案に対するパブリックコメント²を実施しました。

町長の諮問機関である総合計画審議会は、期間中に4回開催しました。

【計画策定の経緯】



² パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に町民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

³ 電子会議室：町ホームページ上にて情報提供の場。

(4) 計画策定の前提条件

この計画を策定する上で、計画期間の人口の推計と土地利用の基本方針を前提としています。

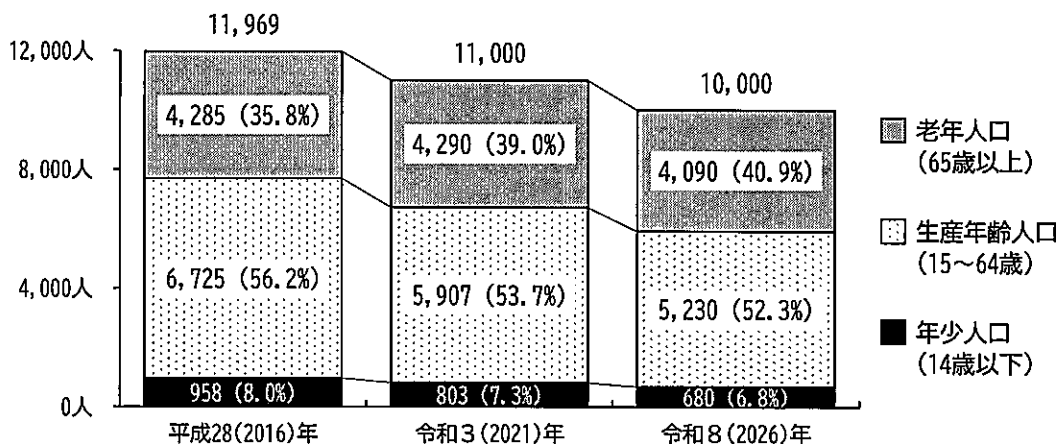
※基本構想については、前期基本計画策定時に平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）までの全分野の目標と施策の指針としていますので、その内容を一部変更し、（一部元号の表記、グラフの追加等の変更をしています。）掲載しています。

①人口の推計

平成 23（2011）年と平成 28（2016）年の直近 5 年間の住民基本台帳人口による将来人口の推計（町の独自推計）では、総人口は、平成 28（2016）年に 11,969 人であったものが、令和 3（2021）年では 11,000 人に、令和 8（2026）年では 10,000 人まで減少していくと想定されています。この推計による 0～14 歳の年少人口比率は 8.0%から 6.8%まで減少し、65 歳以上の老年人口比率は 35.8%から 40.9%まで高まっていきます。人口減少につれて年少人口、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口とも減少していきます。

しかし、長期的には、人口ビジョンで設定した将来人口（自然動態と社会動態を改善させることにより、令和 42（2060）年の人口は、約 7,200 人程度を確保していく。）に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。

【推計人口】

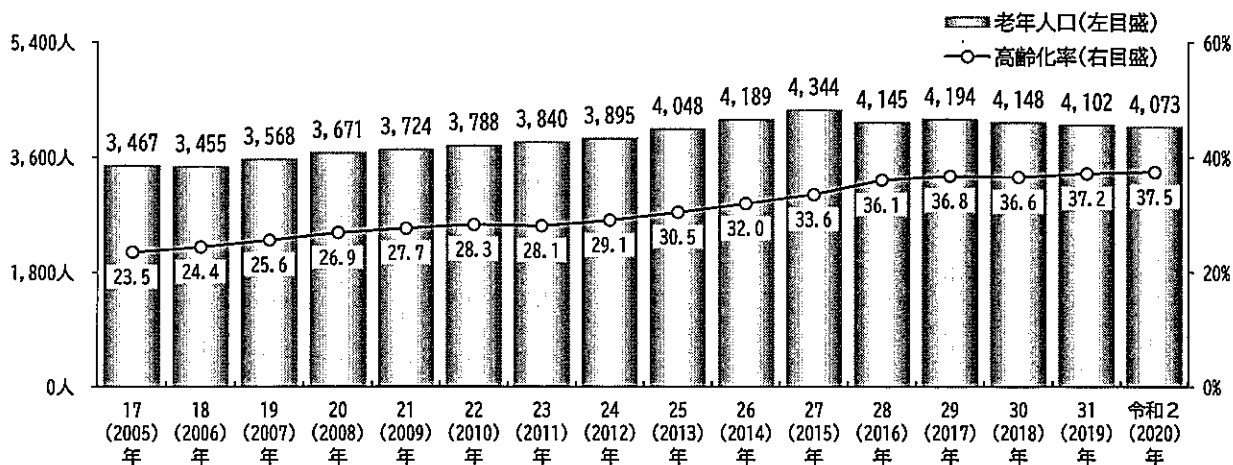


(出所)平成 28(2016)年は住民基本台帳人口

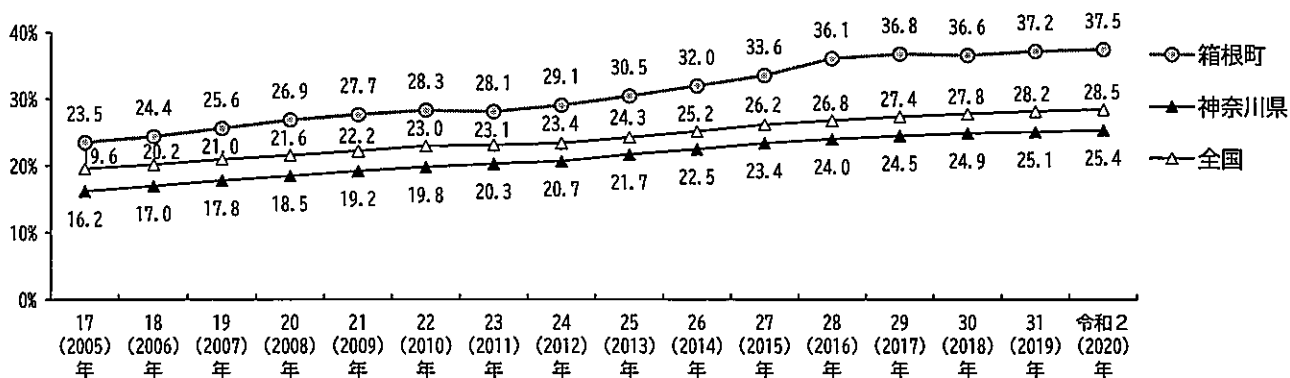
② 高齢化の動向

高齢者数は、平成 27 (2015) 年の 4,344 人がピークとなり、近年は緩やかな減少傾向にあります。一方、高齢化率は、右肩上がりで高まってきており、令和 2 (2020) 年に 37.5%となっています。高齢化率は、国・県と比較しても高く、本町は高齢化が進展しています。

【老年人口と高齢化率の推移】



【高齢化率の国県比較】

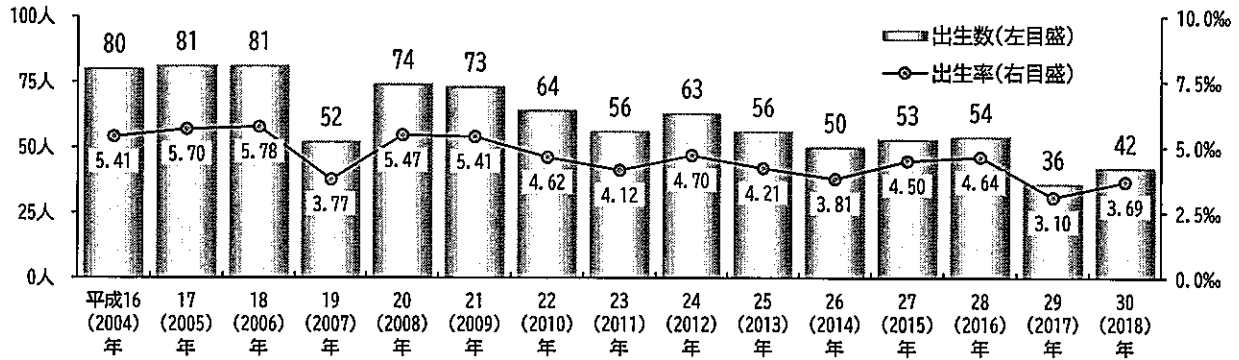


(出所)町・県：人口統計調査(各年1月1日)、国：人口推計月報 (各年1月1日 確定値)

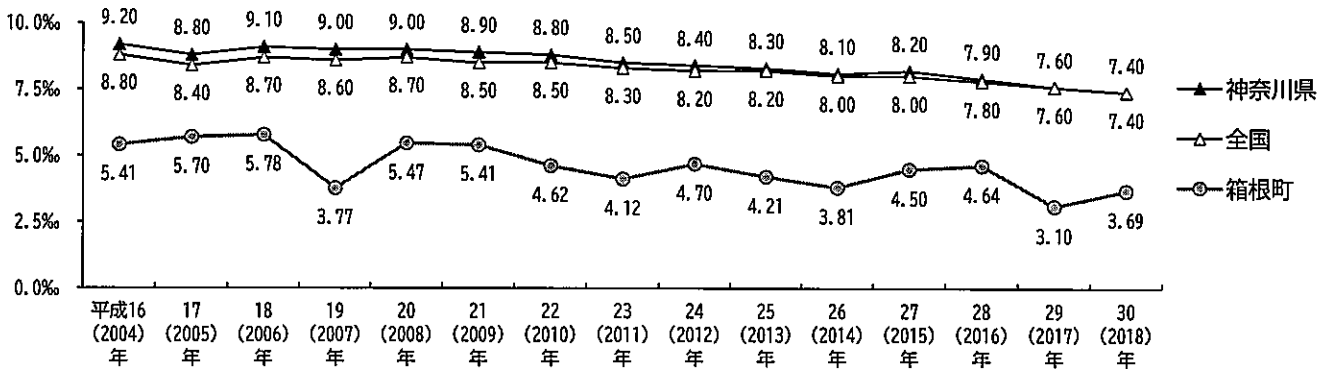
③ 少子化の動向

出生数は、平成30(2018)年で42人となっており、減少傾向が続いています。人口1,000人あたりの出生数を指す出生率は、平成30(2018)年に3.69%で、こちらも減少傾向が続いています。この出生率や合計特殊出生率は、国・県と比較しても低く、本町は少子化が進展しています。

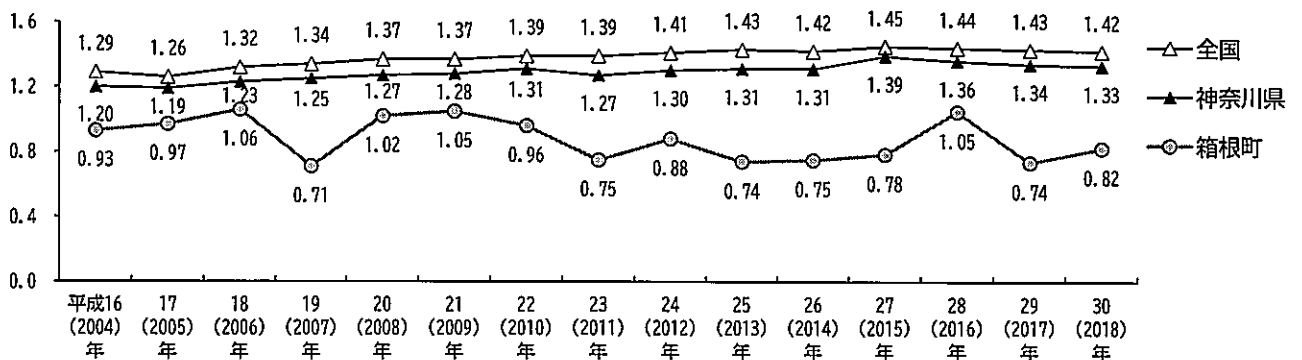
【箱根町の出生数・出生率(人口千人あたり)の推移】



【出生率(人口千人あたり)の国県比較】



【合計特殊出生率の国・県比較】



(出所)神奈川県衛生統計年報

④ 土地利用の基本方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しており、自然公園法、都市計画法、景観法などの法令に基づき自然環境の保全が図られてきました。

今後も、この優れた自然環境及び風致景観の保全を優先とし、自然景観との調和を十分考慮しながら、生活環境の形成や観光振興を図ります。

また、各地域・地区の特性に応じた個性豊かで効果的な土地利用を総合的かつ計画的に行い、地域と地域の広がりによる交流や安全でやすらぎのある快適なまちの形成を目指し、今後の土地利用について、次のように基本方針を定めます。

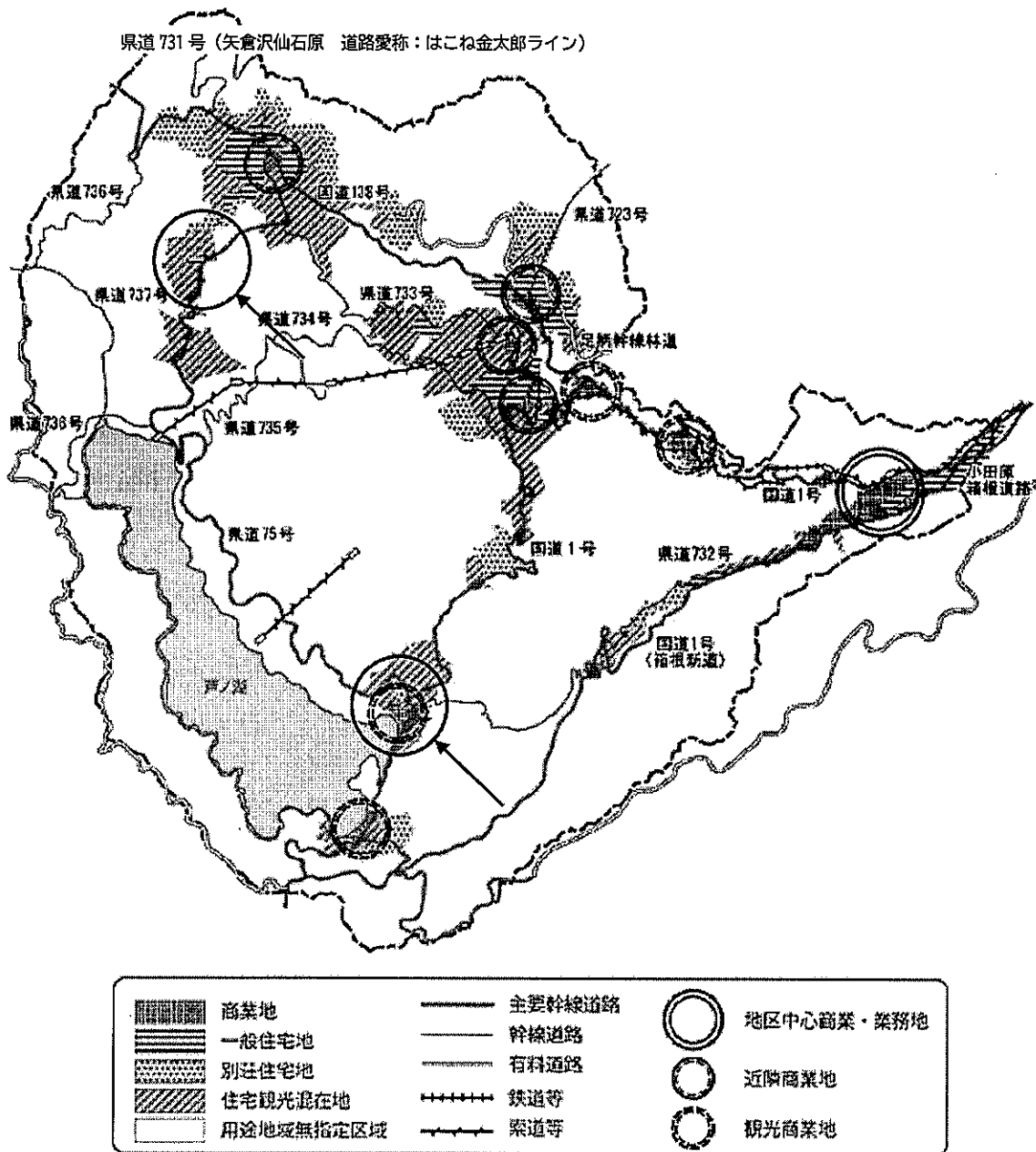
<p>人と自然の 調和</p>	<p>町内のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域であることを踏まえ、自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。</p>
<p>生活と観光の 調和</p>	<p>国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、都市的土地利用については、定住化を促進するために住宅環境の整備や商業系の土地利用を行うなど地域の特性に応じた土地利用について考慮し、町民と協働しながら計画的な土地利用を図ります。</p>
<p>伝統と未来の 調和</p>	<p>日本屈指の観光地であり、1200年もの歴史を持つ温泉郷、「伝統」を感じることができるまちなみが本町の魅力でもあることから、将来にわたっても観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。</p>

用途地域は、区域の大枠としての土地利用を定め、用途の混在を防ぐことを目的として定められています。主要な用途については、「商業地」、「一般住宅地」、「別荘住宅地」、「住宅観光混在地」に区分し、それぞれの区分の機能を高めていきます。

また、用途地域内で、特別の用途（観光地区等）に対して用途制限の規制、緩和を行う特別用途地区が定められています。

用途地域無指定区域（都市計画用途の指定のない区域）については、自然環境形成の観点からの必要な保全と自然公園法を踏まえた建築活動の適正な規制を図ります。

【土地利用現況図】





2. 箱根町の将来像

第5次総合計画の将来像も踏まえて、今後目指すべき姿（将来像）を次のとおり設定します。

町の将来像

やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根

やすらぎ

「やすらぎ」とは、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安全・安心が確保される町を目指すことを意味します。

おもてなし

「おもてなし」とは、町民同士が相手を思いやる気持ちを持って日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対してもおもてなしの心が伝わる町になることを意味します。

3.

将来像の達成に向けた主たる課題

わが国の社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

その中で、特に今後の本町のまちづくりにおいて、時代の流れがもたらす大きな課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

(1) 人口減少高齢化の本格化

わが国の人口減少は平成 20（2008）年に始まっており、2020 年代初めまでは、毎年 60 万人程度の減少、2040 年代頃には年 100 万人程度の減少にまで加速すると試算されています。

本町の国勢調査による総人口の推移をみると昭和 40（1965）年以来減少を続けており、特に平成 7（1995）年から平成 12（2000）年にかけては 2,582 人と大きく減少しています。この時期は、町内の企業の保養所等が多く閉鎖された時期と重なっています。

昭和 55（1980）年の総人口（19,882 人）と、平成 27（2015）年の総人口（11,786 人）を比較すると 8,096 人減少（40.7%減）となっています。

一方、老年人口（65 歳以上）は増加し続けており、平成 7（1995）年には老年人口 2,779 人が年少人口（0～14 歳）の 2,263 人を上回りました。高齢化率は平成 17（2005）年には 24.0%、平成 22（2010）年には 27.9%、平成 27（2015）年には 35.8%に達し、超高齢社会へと突入しています。

人口減少を抑制するために、子どもを生み育てやすい環境づくりや若者の転入増加を図り、地域の将来を支える人口構造を確保することが求められます。

※令和 2（2020）年度実施の国勢調査の数字は、令和 3（2021）年 10 月時点では公表されていないため、平成 27（2015）年度の数字を使用しています。

(2) 災害への備え

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災の発生は、わが国に広域かつ甚大な被害をもたらし、その影響は被災地域のみならず多方面に及びました。また、平成 28（2016）年 4 月に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震も大きな被害をもたらしています。さらに 10 月には鳥取県中部においても大きな地震が発生しています。

首都直下地震、南海トラフ巨大地震は、30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

また、わが国は 110 の活火山を有しており、大規模火山噴火の発生も懸念されます。箱根火山を有する本町においても、平成 27（2015）年 6 月の大涌谷での小規模な噴火の発生を教訓に、火山と向きあい、火山活動を正しく理解して、ともに生きていくことを学び、それを後世に伝えていく必要があります。

大規模な災害が起こった場合、町民の安全・安心を脅かすとともに、町の観光をはじめとする地域産業に与える影響は大きなものがあるため、災害に対する事前対策が重要となってきます。

さらに、自然災害がインフラ⁴へ与える損害は町民の生活の悪化や安全を損なう要因となります。高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化が進んでおり、本町の公共施設のうち平成 24(2012)年度末に築 30 年以上経過した割合は 46%となっています。これは、全国の同規模市町村の平均 35.9%と比べて、約 10 ポイント上回っています。

今後、施設の長寿命化や技術開発等を行うことにより、インフラの維持管理・更新費用を縮減し、効率的なインフラの維持管理・更新を行っていく必要があります。

(3) 医療体制の整備

町民が安心して健やかな生活を送る上で地域医療が果たす役割は一層大きくなっています。

しかし、全国的に人口が集中する地域以外では、医師不足などによる地域医療提供体制の確保が困難になっています。

少子高齢化が一層進む中で、本町の地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実、優先度が高い施策です。町民に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するため、地域医療の社会資源の効率的な運用が求められています。

このため、地域の医療基盤の充実を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携の強化及び将来の休日急患診療や地域包括ケアシステム⁵体制の確立など、町内の地域医療資源を維持し、安心できる医療体制を存続していく対策を構築する必要があります。

(4) 子育て環境の充実

子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てをしやすい社会にしていくためにも、子ども・子育て支援施策において、その量的拡充と質の改善が求められています。

町では、「箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、すべての子ども、すべての子育て家庭等の視点に立つとともに、結婚・出産・子育てまで切れ目のない支援を行い、少子化の抑制、解消に向けたニーズに応じた子育て支援施策を実施しています。さらに、子育て家庭における孤立感や負担感の増大が課題となっていることから、育児不安等についての相談指導及び情報交換の場の提供が求められているとともに、ニーズに応じた保育サービスの充実が求められています。親子が交流できる場所や機会の充実を図り、より多くの方に利用してもらえるよう周知していくことも必要です。

また、あらゆる機会を利用して、育児困難家庭や児童虐待等を早期発見するとともに、各関係機関との連携と適切な対応が求められています。

⁴ インフラ：インフラストラクチャー。福祉の向上や経済の発展に必要な公共施設のこと。学校、病院、道路、上下水道など。

⁵ 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、令和 7（2025）年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。



4. 基本目標

将来像の実現に向けては、前掲の課題(10～11 頁)を含め様々な課題を受け止めて、これらに町政の全分野で対応していく必要性があるため、6つの基本目標(保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境、自然環境・安全、観光産業、行財政・協働の各分野)を定めて、まちづくりを進めていきます。

基本目標

基本目標1

皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

基本目標2

未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

基本目標3

誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

基本目標4

環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

基本目標5

癒しと文化を提供する観光産業づくり

基本目標6

行政の効率的経営と官民協働体制の強化

基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

基本目標の意味

町民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービス提供とともに地域住民による支えあいの活動を支援することを目指します。

施策の主な内容

■保健・医療

町民一人ひとりの健康づくりをより一層支援し、健康診査の周知徹底を図り、特定保健指導についても、積極的な支援を図っていくとともに、安心して町内で一次医療⁶を受けることができる環境整備を推進します。

■子育て支援

子育て支援では、恵まれた自然環境を活かし、子育て環境の充実を図るとともに、少子化抑制や子どもの最善の利益⁷の確保に向けて課題に応じた施策を総合的に推進します。

■高齢者・障がい者・地域福祉

高齢者や障がいのある人については、住み慣れた地域で安全・安心な生活が持続できるよう、福祉サービスの充実、ボランティア活動の活性化、コミュニティの形成等を図ります。また、地域が一体となって支えあう地域福祉体制の構築を図ります。

■社会保障、ワーク・ライフ・バランス

安定的な暮らしと就労の確保のため、介護サービスを提供する基盤の充実を図り家族が働き続ける環境を確保するとともに、介護保険や国民健康保険などの社会保障の充実や男女問わず仕事と結婚・出産・育児との両立を可能にするためのワーク・ライフ・バランス⁸の実現を推進します。

⁶ 一次医療：健康管理、予防、一般的な疾病や外傷に対処して町民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する。かかりつけ医を中心とした地域医療体制。

⁷ 子どもの最善の利益：子どもの生活環境のいかなる変化も子どもの福祉の観点から決定されるべきだという考え方。

⁸ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

基本目標の意味

箱根に愛着を持ち、未来を拓く人材を育てるとともに、学んだことを地域で活かし、自己の能力を最大限発揮することができる社会づくり、人権を尊重し、交流によってお互いに高めあう社会づくりを進めます。

施策の主な内容

■学校教育・家庭教育・青少年-----

箱根に愛着を持ち、確かな学力を身に付け、心豊かでより良い人間関係を築ける子どもの育成を図るとともに、地域の特色を活かした園・小・中一貫教育を推進します。

箱根の未来を拓く人材を育てるための教育を目指し、児童・生徒一人ひとりが基礎、基本を確実に習得し、能力や個性を十分発揮できる教育環境づくりを進め、児童・生徒を取り巻く様々な問題を解決するため、家庭、地域、学校が一体となって取り組みます。

■生涯学習・文化・スポーツ-----

より豊かで充実した人生を送ることができるよう、「HAKONE大学」、「プチ体験教室」、「公民館学習文化事業（各種教室）」などの定着を図り、「箱根を知る」各種生涯学習事業の充実に努め、講座受講者のサークル化を促進して、「箱根を語れる人づくり」を進めるとともに、学んだことを地域で活かし、自己の能力を最大限発揮することができるように取り組みを進めます。

■男女共同参画・人権尊重・多文化交流-----

人権教育や男女平等観に立った教育・学習を通じて男女共同参画の促進を図り、あらゆる分野において男女がともに参画でき、人権が尊重され、多様な文化的背景の人々の交流が進む環境づくりを推進します。

基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

基本目標の意味

箱根に住みたいと思える環境づくりのために、通行しやすい道路の整備、住宅環境の整備、美しいまちの維持、環境衛生の推進、地域交通の利便性の確保を図ります。

施策の主な内容

■道路・交通

本町は、山間地であるため住宅用地の確保が困難となっており、また、生活道路の幅員不足や自然公園法等による規制が土地活用を一層難しいものになっています。このため、国道・県道の整備促進に向け、関係機関との調整及び要望を継続し、県と協力しながら事業の円滑な進捗を目指します。

また、交通需要に合わせた道路計画の見直し、道路施設の長寿命化に向けた維持・管理に取り組めます。

■住環境・生活環境・上下水道・地域交通

空き家をはじめ既存ストックの有効活用により、住宅環境の整備に努めていきます。

高齢化への対応として、福祉施策との連携を図りながら、住宅のバリアフリー化の支援に努めるとともに、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための環境美化等の取組みの推進、上下水道の整備、地域交通の利便性の向上や交通の円滑化と安全確保に努め、より良い生活環境のまちづくりを推進します。

基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

基本目標の意味

町の特徴である自然環境を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会の形成、事故や災害に迅速に対応できる安全なまちづくりを進めます。

施策の主な内容

■資源循環型社会

自然環境を保全するために、ごみの減量化、資源の再利用など町民、行政、事業者、観光客が一体となった取組みを図り、資源循環型地域社会づくりを推進します。

■自然環境・景観

箱根の美しい自然や歴史に育まれてきた景観は、かけがえのない財産であり、町が一体となってその保全や形成に努め、美しい景観の維持を図ります。また、箱根の優れた景観を形成する上で大きな役割を担う自然環境の保全を図るとともに、観光地箱根の重要な要素となっている温泉資源の保護に努めます。

■消防・交通安全・防災・防犯

消防、交通安全、防災・防犯対策の充実に努めます。そして、情報化の進展や流通をとりまく状況の変化による消費者の安全と利益を損なう問題に対応するため、消費者への情報提供や相談活動、啓発活動などに努めます。

平成 27(2015)年に発生した火山活動の経験を活かし、火山活動対策について、箱根山火山防災協議会を中心とした関係団体と連携して対策を推進します。

町民、観光客等に対して、避難訓練を実施するとともに、火山活動や火山防災対策に関する周知を行う等、啓発活動を推進します。また、あらゆる災害対策のために、箱根町地域防災計画等を最適な状態に保ちます。

基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり

基本目標の意味

多くの人々に安らぎと癒しをおいをもたらす、伝統文化や歴史が感じられ、世界から目標とされる国際観光地づくりを進め、観光産業の発展につなげます。

施策の主な内容

■観光資源開発・活用、拠点整備

温泉をはじめ文化、伝統芸能などの地域資源のさらなる充実はもちろんのこと、箱根町総合体育館や箱根町総合保健福祉センターさくら館などを「未病⁹いやしの里の駅」として機能充実を図り、これらの相乗効果により観光客の癒しを促進します。また、国際観光地としてのさらなるPRやホスピタリティ溢れるやさしい観光地づくりのため、観光拠点の整備を図り魅力の向上に努めるなど、受入環境の整備を図ります。

■観光客の受け入れ

箱根町観光協会や民間事業者等と連携し、有望なインバウンド¹⁰市場に出向いての商談会等の開催、旅行エージェント等を招聘してのファムトリップ¹¹事業の実施により、国際観光地「箱根」の認知度向上と、民間事業者による販路拡大を促進します。

外国人観光客が安心して巡ることができる観光地とするため、観光案内所の充実、案内看板や標識の設置、ボランティア通訳の育成など、外国人が訪れやすい環境づくりに努めます。

■箱根ジオパーク

箱根ジオパークとしての環境整備、保護・保全活動、教育活動などのさらなる充実を図り、効率的な運営体制の確保に努めます。

■伝統文化・産業

伝統文化・産業を伝承している団体等に事業や活動に対する支援を行い、伝統文化等の保存・ブランド力の向上・伝承を強く推進します。

旅館ホテル従業員の卓越した技能の継承や、箱根寄木細工などの伝統工芸を若い世代に伝えていくとともに、講座やお試し就業の機会を設けるなど、新たな雇用の創造や伝統産業の振興に努めます。

⁹ 未病：「未病」とは、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間で連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病改善」の取り組みを進めることにより、誰もが元気で長生きできる社会を目指している。

¹⁰ インバウンド：海外から日本に来る観光客のこと。

¹¹ ファムトリップ：観光地などの誘客促進のため、日本の官庁や地方自治体が海外の旅行業者やジャーナリストを招待し現地視察をしてもらうツアー。

基本目標 6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化

基本目標の意味

限られた行政資源を効率的・効果的かつ計画的に配分しながら、健全な行財政運営を行っていくとともに、協働のまちづくりをさらに進めます。

施策の主な内容

■官民協働

町民への情報提供と説明責任を果たしていくとともに、各種の協議会や懇談会の実施などにより、町政への町民参画の機会の提供に努め、地域における諸問題を地域自らが解決策をオープンに議論していくコミュニティづくりを目指します。

町民活動の支援の充実を図り、活動団体、ボランティアのネットワーク化、まちづくりに対する情報提供や自主的に行う地域活動を促進するなど、地域コミュニティの育成に努めます。

■行財政運営

行財政運営については、財源が不足している厳しい財政状況に対し「自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革」を基本理念とし、その実現に向けて「将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換」、「時代の変化に即応する行政サービスの再構築」、「人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成」の3つの基本方針により行財政改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するため、事務事業の抜本的な見直しや選択と集中により、優先度の高い事務事業や真に必要な行政サービスに予算を重点的に配分します。

人口減少社会への対応として、箱根町公共施設等総合管理計画により、経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するために、公共施設マネジメント基本方針及び箱根町公共施設再編・整備計画等に基づき、町民への説明を行いながら、施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組みを実施します。

後期基本計画

- 1 後期基本計画で考慮すべき新たな課題
- 2 後期基本計画の体系
- 3 重点施策
 - 重点施策分野1 防災力の強化
 - 重点施策分野2 若者定住の促進
 - 重点施策分野3 健康生活の推進
 - 重点施策分野4 ブランド力の強化
 - 重点施策分野5 持続可能なまちづくり（新規）
- 4 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要
- 5 基本目標ごとの展開
 - 基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり
 - 基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり
 - 基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり
 - 基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり
 - 基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり
 - 基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化
- 6 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略事業
 - 戦略目標1：箱根町への新しいひとの流れをつくる
 - 戦略目標2：結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う
 - 戦略目標3：活力と魅力あふれるまちづくりを進める
 - 戦略目標4：町内で安心して働けるようにする
- 7 計画の検証
- 8 計画の指標一覧
- 9 計画の推進体制、進行管理、評価の方法

1. 後期基本計画で考慮すべき新たな課題

後期基本計画を策定するにあたり、課題の見直しを行いました。

10～11 頁に記載した前期基本計画策定時に認識した4つの課題は、後期基本計画においても継続します。さらに、めまぐるしく変化する社会経済情勢や時代の流れによって新たに課題として以下の4点を追加します。

(1) 町民の暮らし第一のまちづくり

子どもから高齢者までが元気に明るく生活していることが、本町にいつまでも住み続けたい・移り住んでみたいと思ってもらえるまちづくりにつながります。そのためには、これまで培ってきた町の行政サービス、そして育んできた町民活動・地域コミュニティを今一度見つめ直す必要があります。福祉・医療、子育て、教育のほか、地域コミュニティの担い手の育成支援、多世代交流や防災・減災などといった生活のあらゆる面で、地域の実情に応じたきめ細かい対応を図ることでさらに充実させ、町民の暮らし第一のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 持続可能なまちづくり

SDGsなどに見られるように、自治体の枠を超え、地球規模の対応が必要なことが顕在化してきています。中でも、温暖化対策、脱炭素社会に向けた取組みなどが求められています。また、人口の減少や少子高齢化などにより、これまでの生活を継続していくことが難しくなることも予想されます。そのため、一個人や、事業所、自治体の枠にとらわれず、協働・共生により、持続可能なまちづくりを進めることが必要となります。

(3) ブランドカアップ

本町はほぼ全域が国立公園に指定され、育まれている豊かな自然、火山の恵みである温泉、史跡や文化、観光施設など、これらかけがえのない財産の魅力に支えられた観光立町として、ブランド力の高い観光を活かして繁栄してきました。今後は箱根の持つ財産を観光資源としてくまなく活用を図るだけでなく、これまでの観光にプラスαの付加価値をつけ、他の競合観光地とは一線を画すオンリーワンの観光地へと進化していくことが求められています。将来にわたって国内外いずれのお客様にも選んでもらえる観光地を目指し、関連団体・機関等との連携を密にして様々な取組みを進めることにより、一層のブランドカアップを進めていく必要があります。

(4) 新型コロナウイルス対策

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は打撃を受け、生活様式が様変わりしました。経済面では、産業の活性化や観光客の増加に向けた対策が必要となります。また、社会面では、ワクチンの円滑な接種環境の構築、医療の確保、状況を鑑みた新しい生活様式の推進などが必要となります。

2.

後期基本計画の体系

町の将来像 **やすらぎとおもてなしのあふれる町一箱根**

基本目標	基本目標1	基本目標2	基本目標3
	皆が支えあう、 誰もが元気なまちづくり	未来を拓く人材が育ち、 町民相互に高めあう まちづくり	誰もが住みたくなる、 より良い生活環境の まちづくり
基本 施策	施策1* 健康づくりの推進 施策2* 子育て支援の充実 施策3* 地域福祉の充実 施策4* 高齢者福祉の充実 施策5 障がい者福祉の充実 施策6 社会保障の充実 施策7* ワーク・ライフ ・バランスの実現	施策8* 学校教育の充実 施策9 生涯学習の推進 施策10 文化・芸術活動の推進 施策11 家庭教育の充実 施策12* 青少年の健全育成 施策13 文化財の保護と活用 施策14 スポーツ活動の推進 施策15 男女共同参画 ・人権尊重の推進 施策16 多文化交流の実現	施策17* 道路・交通網の充実 施策18* 住環境の整備 施策19 生活環境の整備 施策20 上下水道の整備 施策21* 地域交通の利便性の確保

↑ 一体的に策定することで、より効率的かつ効果的なまちづくりを行う

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく戦略です。
 まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、第6次総合計画に含まれるものであり、両計画を一体的に策定することで、より効率的かつ効果的なまちづくりを行うこととし、総合戦略の目的である人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

番号の右側に*印が付いている施策は、総合戦略に関連があることを示します。

基本目標4	基本目標5	基本目標6	重点施策
環境にやさしく、 安全・安心なまちづくり	癒しと文化を提供する 観光産業づくり	行政の効率的経営と 官民協働体制の強化	
施策22 循環型社会の形成	施策28* 観光資源の開発と活用	施策33* 協働のまちづくりの推進	<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 防災力の強化 若者定住の促進 健康生活の推進 ブランド力の強化 持続可能なまちづくり(新規) </div>
施策23 自然環境の保全	施策29 観光拠点整備と魅力向上	施策34* 計画的な行財政運営	
施策24* 景観の保全・形成	施策30* 多様な観光資源を活用した 誘客と受入体制の充実	施策35(新規) SDGsの推進	
施策25* 防災対策の推進	施策31* 箱根ジオパークの推進	施策36(新規)* コロナ対策の推進	
施策26 消防・救急対策の充実	施策32* 伝統産業や観光行事 の振興		
施策27 交通安全・防犯の充実			
<p>《重点施策》 危機的な財政状況への取組みを行財政改革により計画的に推進していかなければならない状況において、本計画に掲げる36の施策を推進していくためには、集中と選択の観点が必要となります。 そこで、36の施策を前提として、町を挙げて組織横断的に力を入れて取り組むべき5つの重点施策分野を設定します。この重点施策分野に関係する施策については、役場内の関係部門間だけでなく、役場以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、より一層の効果上げることを目指します。</p>			

町を挙げて
組織横断的
に取り組む



3. 重点施策

重点施策分野1：防災力の強化

ねらい

本町は火山の恵みを大いに享受して成り立っている町です。しかし、噴火災害と背中合わせであり、町民の生活環境や滞留する観光客の安全とやすらぎを確保することは本町の根幹に関わることです。

また、地震や風水害等の災害対策も含めて安全の確保は重要な施策です。

【重点的に進める施策】

- 施策 3-4 安全対策の充実 (38 頁)
- 施策 17-3 適切な道路の維持管理 (74 頁)
- 施策 25-3 情報発信体制の充実 (96 頁)
- 施策 25-4 自主防災活動の促進と防災意識の啓発 (96 頁)
- 施策 25-5 火山災害対策 (96 頁)

重点施策分野2：若者定住の促進

ねらい

人口減少高齢化が進む本町にとって、若者及びその世帯の定住を促進することは、急速な少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していく上で大切な要件となります。

【重点的に進める施策】

- 施策 2-3 地域における子育ての支援 (34 頁)
- 施策 2-9 子育てしやすい住環境づくり (35 頁)
- 施策 8-1 園・小・中一貫教育(分離型)の推進 (52 頁)
- 施策 18-1 空き家バンク制度の促進 (76 頁)

重点施策分野3：健康生活の推進

ねらい

「食」、「運動」、「社会参加」を柱とした「未病¹²を改善する」取組みを進め、幅広い世代に向けて、関係機関が連携し効果的な健康づくりを推進していく必要があります。

また、人口減少高齢化により、コミュニティ機能の希薄化が心配されていますが、地域においていきいきと暮らしていくことはその機能の維持・向上にもつながります。地域の課題を解決する上ではコミュニティの役割はますます重要となることから、その支援もしていく必要があります。

¹² 未病：「未病」とは、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間で連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、超高齢社会において、この「未病改善」の取組みを進めることにより、誰もが元気で長生きできる社会を目指している。

【重点的に進める施策】

- 施策 1-1 健康づくり・食育の推進 (31 頁)
- 施策 1-2 健康づくり・食育の支援 (31 頁)
- 施策 1-7 未病センターの充実 (32 頁)
- 施策 3-3 見守り活動・福祉活動への理解促進 (38 頁)
- 施策 3-6 地域交流・異世代交流の推進 (39 頁)
- 施策 3-7 ボランティア活動の推進 (39 頁)
- 施策 10-1 地域に根ざした文化・芸術活動の支援 (57 頁)
- 施策 33-4 地域コミュニティ活動の支援 (119 頁)

重点施策分野4：ブランド力の強化

ねらい

まちのブランド力を高め、観光産業の成熟化や魅力アップ、おもてなしの向上などにつなげて、観光客の増加を図るとともに、箱根町への移住を希望する人を増やし、その希望に応えていくことが大切です。

【重点的に進める施策】

- 施策 18-3 お試し居住制度の充実 (76 頁)
- 施策 28-1 観光地のブランド化促進 (106 頁)
- 施策 30-1 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進 (110 頁)

重点施策分野5：持続可能なまちづくり（新規）

ねらい

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、住民の生命を守るとともに、観光客でにぎわう観光地箱根を取り戻し、産業の活性化を図ることが必要です。また、国・県・関係機関などと連携し、環境・社会・経済に好循環をもたらすSDGsの考え方のもと、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

【重点的に進める施策】

- 施策 3-3 見守り活動・福祉活動への理解促進 (38 頁)
- 施策 19-1 環境保全の推進 (79 頁)
- 施策 22-1 循環型社会の構築 (86 頁)
- 施策 23-3 総合的な環境施策の推進 (89 頁)
- 施策 30-2 外国人観光客誘致事業の推進と外国人への情報提供の充実 (110 頁)
- 施策 35-1 箱根町SDGs推進計画（仮称）の策定 (126 頁)
- 施策 35-2 重点的取組みの推進（環境先進観光地箱根） (126 頁)
- 施策 35-3 重点的取組みの推進（国際観光地箱根） (126 頁)
- 施策 36-2 ワクチン接種の推進 (128 頁)
- 施策 36-10 町内経済活性化促進 (129 頁)



4. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

詳細は、131頁以降をご覧ください。

まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、第6次総合計画に含まれるものであり、総合戦略の目的である人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すため、両計画を一体的に策定することにしました。

戦略目標1：箱根町への新しいひとの流れをつくる

施策①国際観光地としての魅力づくり	[関連する総合計画施策30, 33, 34]
施策②箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり	[関連する総合計画施策28, 31, 32]
施策③県西地域活性化プロジェクトの推進	[関連する総合計画施策1, 18, 36]
施策④若い世代への移住・定住支援	[関連する総合計画施策18]
施策⑤新しいファンの創出	[関連する総合計画施策30]

基本とする目標	現状値	目標値(令和8年度)
○社会増減	△113人 統計はこね(令和元年度版)-2.人口 -3.人口動態(平成30年) 人口統計調査	0人
○入込観光客数	18,960千人 平成30年入込観光客総評 観光課記者発表	20,000千人

戦略目標2：結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う

施策①結婚の希望を叶えるための支援	[関連する総合計画施策33]
施策②安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり	[関連する総合計画施策2]
施策③子育て世代への負担の軽減	[関連する総合計画施策2, 8]
施策④ICTを活用した学校教育の推進	[関連する総合計画施策8]
施策⑤箱根の特色を活かした教育の実施	[関連する総合計画施策2, 8]
施策⑥はたらしながら安心して子育てができるまちづくり	[関連する総合計画施策2, 7]
施策⑦ワーク・ライフ・バランスの実現	[関連する総合計画施策7]

基本とする目標	現状値	目標値(令和8年度)
○合計特殊出生率 (15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)	0.82 平成30年神奈川県衛生統計年報 -人口動態調査-総覧	1.00
○年少人口(0歳~14歳)	746人 統計はこね(令和元年度版) -2.人口-6.年齢3区分別人口 (平成31年)年齢別人口統計調査	750人

戦略目標3：活力と魅力あふれるまちづくりを進める

施策①空き家などの有効活用を図る	[関連する総合計画施策 18]
施策②まちづくりを行う町民や企業への支援	[関連する総合計画施策 24, 33]
施策③生活利便性の向上を図る	[関連する総合計画施策 21, 33]
施策④世代間の交流を図る	[関連する総合計画施策 3, 4, 12]
施策⑤道路の効果的な維持管理や改良を行う	[関連する総合計画施策 17]
施策⑥公園機能の拡充を図る	[関連する総合計画施策 18]

基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○定住意向	46.8% 令和2年実施町民アンケート	50%以上
○暮らし満足度	65.2% 令和2年実施町民アンケート	70%以上

戦略目標4：町内で安心して働けるようにする

施策①町内企業への支援の実施	[関連する総合計画施策 25, 30]
施策②起業支援の実施	[関連する総合計画施策 30]
施策③就職のための支援の実施	[関連する総合計画施策 30]
施策④後継者育成支援の実施	[関連する総合計画施策 32]

基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○就業者数	13,348人 統計はこね(令和元年度版) -3.事業所-1.事業所の推移 (平成28年)経済センサス-活動調査	13,500人
○起業・創業件数	59件 税務課新規法人届出件数(令和2年度) ・個人事業主開業届届出件数(令和2年度)	80件

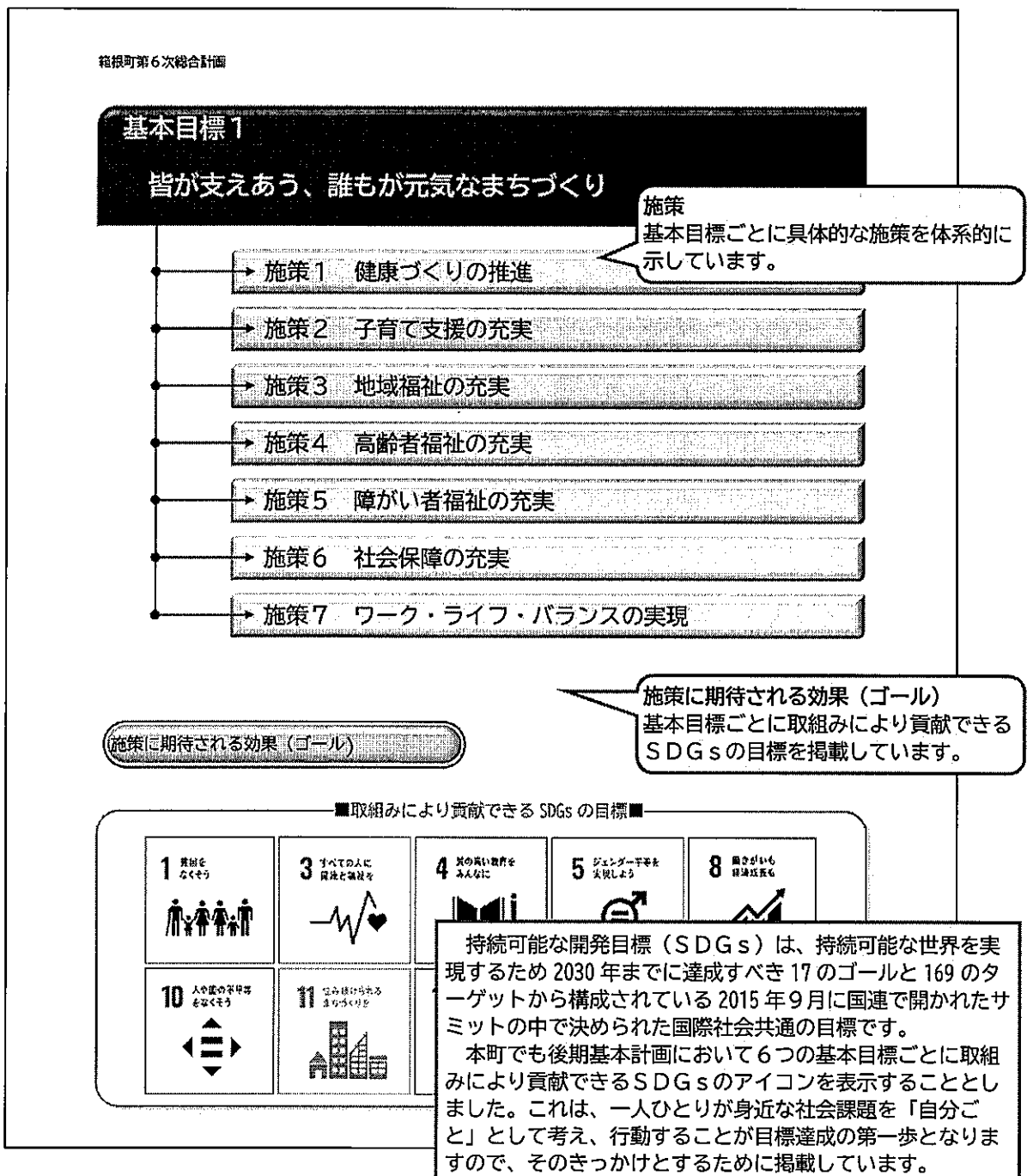
5.

基本目標ごとの展開

基本計画の見方

(基本目標ごとの施策体系)

第6次総合計画後期基本計画においては、基本構想で定めた6つの基本目標について、その基本目標を達成するための方向性や手段を示す施策を設定しています。設定された施策の数は基本目標ごとに異なります。



(各施策の内容)

各施策について、その施策の「現状と課題」、「今後の取組み方針」、「施策の展開」、「目標とする指標」を示しています。このうち「目標とする指標」は、その施策において達成を目指すべき数量的な水準のことです。ただし、ここにあげた指標だけでその施策の成果を判断することは困難であり、定性的¹³なデータも含めた総合的な検証が必要です。

箱根町第6次総合計画

施策9 生涯学習の推進

施策
各施策を示しています。

(1) 現状と課題

現状と課題
「施策の展開」を図る上で、その「施策」の現状や課題認識を示しています。

- 生涯学習を推進するうえでも、箱根町教育基本方針に掲げられている「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる人」の育成が求められています。
- 生涯学習を推進するにあたり、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化等が進行する中で、どのように取組んでいくかを見つめ直す必要があります。
- 生涯学習活動の拠点であり、かつ地域コミュニティ活動の拠点施設でもある公民館の機能の充実を図るため、老朽化した施設の維持管理や設備の更新が課題となっています。

(2) 今後の取組み方針

今後の取組み方針
各施策の取組み方針を示しています。

◇箱根教育の合言葉である「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」を具現化するため、生涯学習の目標を「箱根を知り、箱根を語る人づくり、輪づくり」とし、生涯学習の推進を図ります。

(3) 施策の展開

施策の展開
各施策の展開を示しています。

- 1 箱根教育における生涯学習の推進
生涯にわたる学習を支援、奨励して、より多くの町民に生涯学習に参加してもらえよう、地域のつながりの強化、健康で文化的な地域づくりの推進に努めます。
- 2 生涯学習の充実
「HAKONE大学」、「プチ体験教室」、「公民館学習文化事業（各種教室）」などを通じて多世代交流を図るとともに、「箱根を語る人づくり」を推進します。
- 3 生涯学習における情報の提供及び活動の支援
ホームページや広報、社会教育センターだより等を活用し、生涯学習に関する情報を積極的に提供し、生涯学習活動の場の提供や相談など、地域と連携した活動やサークル活動の支援の充実に引き続き努めます。

¹³ 定性的：物事の様子または変化などを、数字では表せない「性質」の部分に着目して分析・評価すること。

■ 4 生涯学習施設の維持管理

各施設における事業展開を行うための機能が維持できるよう、老朽化した施設・設備の整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化について研究します。

■ 5 図書館のサービス向上

図書室や移動図書館等の環境整備や図書紹介等の充実を図るとともに、インターネットを利用したサービスの提供や周知の強化、小・中学校図書室との連携を促進します。また、感染症対策として非来館サービスである電子図書館の導入について研究・検討します。

(4) 目標とする指標

目標とする指標

施策の具体的な目標の数値化と達成度を測る手段として目標指標を設定しています。

※新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている指標もあります。

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①全公民館の年間利用者数	25,120人	12,000人
②町民一人当たりの図書貸出冊数	1.89冊	1.97冊
③自治学習出張講座の利用件数	3件	5件
④生涯学習フェスティバル登録行事数(文化系行事)	3回	5回

*新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が発令された令和2(2020)年4月7日から5月31日まで休館。

*仙石原公民館ホール改修工事のため令和2(2020)年7月から令和3(2021)年3月まで休館。

*全公民館の年間利用者数には、選挙時の利用者数は含まない。

基本目標1

皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり

- ▶ 施策1 健康づくりの推進
- ▶ 施策2 子育て支援の充実
- ▶ 施策3 地域福祉の充実
- ▶ 施策4 高齢者福祉の充実
- ▶ 施策5 障がい者福祉の充実
- ▶ 施策6 社会保障の充実
- ▶ 施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■



※SDGsについては、資料編（167頁）を参照してください。

施策1 健康づくりの推進

(1) 現状と課題

- 子どもから高齢者まで生涯を通じての健康づくりと健康寿命の延伸を目指し、皆が支え合う誰もが元気なまちづくりへの取組みが課題となる中、神奈川県においては、「食・運動・社会参加」の3つの柱とする「未病改善」に取り組めるよう、県、市町村、企業及び団体等と連携してライフステージに応じた対策や気軽に実践するための環境づくり等を推進し、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指した取組みを進めています。

本町では、平成18(2006)年9月「箱根町健康都市宣言」を宣言し、町制記念日の9月30日を「箱根町健康の日」と定め、健康づくりや食育の推進に努めてきました。

平成31(2019)年3月に町の健康づくりの指針である「健康・食育はこね21」(箱根町健康増進計画・食育推進計画)の第2次計画を策定しました。この計画において「健康づくりの大きな輪健康都市・箱根の実現」を目指して、今後も、幅広い世代に向けて、関係機関が連携した効果的な取組みを推進していく必要があります。
- 感染症対策において、医療機関と連携した予防接種事業が重要と考えています。
- 特定健康診査(40歳以上75歳未満)の受診率向上のため、民間を活用した受診勧奨や受診者へのインセンティブの付与、受診時自己負担の無料化など様々な取組みを行ってきましたが、あまり効果がなく受診率は伸び悩んでいます。特に40~50代の受診率が低いため、さらなる未受診者への受診勧奨を図る必要があります。また、特定保健指導対象者の実施率、終了率も伸び悩んでおり、対象者が終了まで継続できるような取組みが必要です。人間ドックの補助金制度の制定については、近隣市町村で実施していることから、本町でも検討の必要があります。
- 少子高齢化が一層進む中、地域医療に対するニーズは高く、地域医療体制の充実は優先度が高い施策であり、平日休日夜間を問わず安心して診療が受けられるような医療体制の確保が求められています。
- 平成28(2016)年に未病センターに認定された総合保健福祉センターについては健康測定機器を設置し、手軽に自ら身体の状態をチェックできますが、未病への気づきや未病改善の実践を支援する場としての取組みが必要です。

(2) 今後の取組み方針

- ◇町民一人ひとりの健康づくりを支援するため、健康診査の受診勧奨及び周知徹底を図り、特定保健指導についても積極的な支援を図っていきます。また、人間ドックの補助金制度についても実施できるよう努めます。
- ◇町内における一次医療機関¹⁴の充実とかかりつけ医の推進を図るとともに、救急医療や災害時医療体制の整備・充実を推進します。

(3) 施策の展開

■ 1 健康づくり・食育の推進 ☆ (関連施策：3-5)

「健康都市・箱根の実現」を基本理念とし、「健康・食育はこね 21」（箱根町健康増進計画・食育推進計画第2次）に基づき、健康の大切さを実感し、生涯を通じて健康づくりに努め、心豊かな生活を営むことができるよう町、町民、職場、地域が連携し健康づくりや食育の取組みを推進します。

■ 2 健康づくり・食育の支援 ☆ (関連施策：3-5)

ライフステージに沿った各種健康づくり教室を開催し、特に、若い世代に着目した健康づくりの普及啓発を図ります。それにより地域でのコミュニケーション機会を広げ、生活習慣病予防を推進します。

また、親子で参加できる食生活や食文化に関する教室などとおして、乳幼児期から取組める食育を推進します。

■ 3 がん検診・成人歯科健診の受診促進 ☆ (関連施策：4-6、7-3)

国の指針に沿った適正な検診を医師会との連携の基に実施するとともに、受診率の低い若年層を対象とした無料クーポン券事業やがん検診を継続的に実施し、停滞が続いている受診率の向上に努めます。加えて、受診勧奨・再勧奨を積極的に行い、未受診者や要精密検査者へのフォローを行います。

また、中高年期の歯周疾患予防など、ライフステージに応じた歯科保健対策を実施し、8020（80歳に20本の自分の歯を残す）運動を推進します。

■ 4 感染症対策の推進 ☆ (関連施策：36-1)

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症のまん延防止を行うため、医療機関と連携した予防接種事業の充実を図るとともに住民・事業者における感染防止対策の推進を図ります。

¹⁴ 一次医療：健康管理、予防、一般的な疾病や外傷に対処して町民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する。かかりつけ医を中心とした地域医療体制。

■ 5 特定健康診査、特定保健指導の促進 ☆ (関連施策：3-5、4-6、7-3)

特定健康診査受診率の向上を図るため、民間活力を利用して未受診者への受診勧奨及び分析を積極的に行っていくとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。また、健診結果をもとに、特定保健指導対象者への実施勧奨を積極的に行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の改善に着目した特定保健指導を実施し、疾病の予防・改善のための生活習慣や食生活の見直しなど、指導終了まで継続できるような支援をしていくことで重症化予防につなげます。さらに、温水プールを活用した水中運動やウォーキングを取り入れた教室を開催することにより、生活習慣病予防への関心を高めます。

また、人間ドックの補助金制度について検討します。

■ 6 健康づくり・食育関係団体との協働 ☆ (関連施策：4-7)

町民の生活習慣の改善や効果的な健康づくり・食育を推進するために、健康づくり推進委員、食育サポートメイト六彩会、箱根元気会などの関係団体と町が協働して地域でのウォーキング活動や生活習慣病予防教室、食文化に関する教室などへの町民の参加を促します。

■ 7 未病センターの充実

総合保健福祉センターに骨健康度や血管年齢などを測定できる機器を設置することで自身の健康度を見える化し、継続的な健康管理を支援するとともに、未病改善の取組みの充実を図ります。

■ 8 地域医療の充実

医師会や薬剤師会等と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の必要性や有効性を普及啓発するとともに地域医療の充実に向けた取組みを推進します。

■ 9 救急医療・災害時医療体制の整備・充実

関係機関と連携を図り、夜間・休日の救急診療体制の継続的な確保を図るとともに広域連携による二次救急医療の充実に努めます。また、災害時における救護体制について、平常時から医師会や小田原保健福祉事務所等と協議するとともにいざという時に即時対応できる体制整備に努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①特定健康診査の受診率 (受診者数÷対象者数)	31.3%	34.0%
②がん検診の受診率	25.0%	33.0%
③温水プールの年間利用者数	13,032人	27,000人

施策 2 子育て支援の充実

(1) 現状と課題

- わが国における急速な少子化・核家族化の進行の一方で、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、子育て世帯の負担の増加など、様々な課題への早急な対応が求められ、令和元（2019）年 10 月から幼児教育・保育の無償化も実施されました。このように子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、町では、令和 2（2020）年 3 月に、「箱根町第 2 次子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもとすべての子育て家庭等の視点に立ち、ニーズに応じた妊娠・出産・育児・子育てまで切れ目のない様々な子育て支援策を実施しています。
- 妊娠から育成まで切れ目のない子育て支援を実施し、育児不安等の相談への体制強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師などの専門職が対応にあたっています。また、コロナ禍による相談業務の補完のため、オンライン相談も実施しており、今後も様々なニーズに応じた対応が求められています。
- 不妊・不育に悩む方に対する支援として医療費助成を行うとともに、産後間もない母親に対し、育児・家事サポートによる産後ケアの実施・充実を図る必要があります。
- 子育て家庭における孤立感や負担感の増大が課題となっており、保育サービスの充実、子育て支援センター等の利用促進や、保護者同士が交流できる機会の創出等に加え、父親の育児参加への意識啓発なども必要です。
- 放課後児童クラブ¹⁵は、令和 2（2020）年 10 月から放課後児童支援員等の安定的な確保や質の向上などを目的に運営方法を公設民営としました。今後は一層のサービス充実に加えて、利用者のニーズを踏まえた運営内容の拡充を検討する必要があります。
また、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、湯本小学校区で放課後子ども教室¹⁶を運営しています。家族形態の変化等により、他の小学校区への拡大も必要ですが、人口減と高齢化等により、指導者の確保が困難となっています。
- 児童虐待件数は全国的に増加傾向にあります。重篤な事案も発生していることなどを踏まえ改正された児童虐待防止法の趣旨等を鑑み、体罰によるしつけ禁止の周知を図ることや、関係機関との連携強化により適切な要保護児童対策を進める必要があります。

¹⁵ 放課後児童クラブ：保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後に子どもの適切な遊び・生活の場を提供する。

¹⁶ 放課後子ども教室：放課後や週末に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）をつくるため、小学校の余裕教室等を開放し、地域住民の協力によって学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等ができるようにする取組み。文部科学省が主導し、全児童が対象。

- ひとり親家庭等に対する経済的支援、就労支援などについて、関係機関と連携した取組みの充実を図ることが求められています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、様々な支援等による貧困対策の実施が必要です。

(2) 今後の取組み方針

- ◇ 「箱根町第2次子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に各種施策を推進し、子育て支援制度の周知と利用促進を図ります。
- ◇ 子育ての課題に応じた施策に総合的に取り組むことで、子どもの最善の利益¹⁷の確保や少子化対策を推進していきます。

(3) 施策の展開

■ 1 子育て相談・支援体制の充実 ☆ (関連施策：5-5、7-5、8-7、11-2、11-3)

妊娠から育成まで切れ目のない子育て支援のため「子育て世代包括支援センター」を運営し、情報提供や相談援助体制の強化を図ります。

また、妊産婦や乳幼児等の健康増進や援助のため、適切な時期に訪問指導を行います。

■ 2 母子等の健康の確保及び増進 ☆ (関連施策：7-5)

各種健康診査等を通じて、様々な不安を持つ妊婦や保護者に対して時期に応じた健康診査の大切さを伝え、受診率の向上を図ります。

また、産後間もない母親に対し、専門家による育児や家事等のサポートを行い、育児能力の向上や心身の回復などを図ります。

不妊・不育に悩む方に対する支援として医療費助成を行うとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

■ 3 地域における子育ての支援 ☆ (関連施策：7-5)

子育て支援センター、子育てサロンをより多くの方が利用できるよう周知して活動の促進（事業内容の一層の充実）を図るとともに、保護者の孤立を防ぎ、負担感の軽減を図るため、保護者同士が交流できる機会等を創出します。

¹⁷ 子どもの最善の利益：子どもの生活環境のいかなる変化も子どもの福祉の観点から決定されるべきだという考え方。

■ 4 保育サービスと放課後児童対策の充実 ☆（関連施策：7-6）

就学前児童にとって望ましい保育環境の確保を念頭に、日曜祝日に行う休日保育事業のほか、一時保育事業や乳幼児一時預かり事業等、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、休園となった夜間保育施設の代替措置について検討を行います。

放課後児童クラブについては、公設民営化のメリットを生かし、活動の充実及び質の向上等に努めるとともに、運営内容の拡充を行います。

また、放課後子ども教室については、ニーズの把握や民間委託を含めた講師の確保策検討をとおして、未実施の小学校区への展開を図り、湯本小学校区での実情を踏まえながら、引き続き放課後の居場所づくりを進めます。

■ 5 質の高い教育・保育の推進 ☆（関連施策：8-1、8-4）

子育て家庭の様々なニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、認定こども園・幼稚園・保育所では、各園・学校と連携を図りながら、「箱根ハートフルプログラム¹⁸」に取り組む等、「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進します。

■ 6 支援が必要な児童への対応 ☆（関連施策：8-7、15-3）

「子ども家庭総合支援拠点」において、関係機関と連携を図り、児童虐待の予防・対応を図ります。特に体罰によるしつけが行われないよう、保護者の意識啓発に努めます。

生活困窮・養育困難の家庭に対する教育面及び養育面での支援の充実に努めます。

■ 7 ひとり親家庭への支援 ☆（関連施策：15-2）

就労に関する情報提供や生活支援サービスを実施するほか、教育・保育施設、放課後児童クラブへの入所等の選考において、ひとり親家庭等に対する優遇措置を図ります。

また、ひとり親が抱える様々な悩みに対し、相談体制の充実を図ります。

■ 8 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、宅食サービスの実施など、生活困窮・養育困難の家庭に対する経済的な支援や見守り支援等を通じて、生活の安定を図ります。

■ 9 子育てしやすい住環境づくり ☆（関連施策：18-6）

少子高齢化が深刻化する中、町民が子育てしやすい環境の整備を図ります。

町内で唯一の近隣公園である仙石原公園に健康遊具を設置し高齢者から子どもまで幅広い年齢の方が使用できるように環境を整備し、子どもと一緒に公園を訪れた親が高齢者に子育ての相談ができる環境づくりを行っていきます。

¹⁸ 「箱根ハートフルプログラム」：自尊心や自制心、共感力を育てるとともに共生する力を高めるためのプログラムを、幼児期から中学校卒業まで12年間の発達段階に応じて行う系統的な「心の教育」。

■ 10 子育て世代への負担軽減（新規） ☆（関連施策：8-10）

幼児教育・保育の完全無償化及び学校給食無償化に加えて、「はこねっこ誕生祝金」の支給など、町独自の経済支援を継続・拡充し、子育て世代の負担軽減を図ります。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①認定こども園・保育所待機児童数	0人	0人
②放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
③乳幼児健康診査受診率	94.4%	100%
④子育て支援講座参加者数	6人	30人
⑤放課後子ども教室参加児童数（新規）	28人	30人

施策3 地域福祉の充実

(1) 現状と課題

- 少子高齢化が深刻化する中で、介護保険制度をはじめとする福祉サービスの充実・強化が求められており、地域包括ケアシステム¹⁹をはじめ、地域における相互扶助の推進が必要です。
また、高齢化率が一層高まる中では、行政が行う既存の福祉サービスだけでは、地域で安心した生活を送ることが難しくなっています。
これまで以上に社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種団体と連携し、地域の見守り活動やボランティア活動の育成に努めていくことが求められていますが、参加者の固定化、活動者の高齢化により、登録者・参加者が減少傾向にあるため、地域活動を支える人の育成を行う必要があります。
- 核家族化の進行、観光業従事者の特徴でもある異動の多さもあって、自治会加入者の減少や地域との付き合いが希薄化し、地域力が低下しています。
- 社会的弱者の孤独、孤立、貧困、低所得などが、課題となっています。
また、災害時に避難が困難な人への支援や、犯罪などから身の安全を守るための支援について、今まで以上に、より効果的な方法等を検討し、各自治会等との連携を深めていく必要があります。
- 地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められているため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、連携・支援を強化していく必要があります。
- 既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、重層的支援を行う必要があります。
- 地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、「地域共生社会」の実現を目指す必要性が高まっています。
人口減少を乗り越えていく上で、地域住民や地域の多様な主体が参画し、様々なつながりのもとで、地域をともに創っていくことが求められています。

¹⁹ 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、令和7（2025）年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

(2) 今後の取組み方針

- ◇町民自らが福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の構築に努めます。
- ◇複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、重層的支援を行えるよう努めます。
- ◇住み慣れた地域で安全・安心な生活が持続できるよう、ともに生きる地域福祉体制の構築を図り、共生社会を目指します。

(3) 施策の展開

■ 1 福祉意識の向上

町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、福祉に取り組む地域福祉のまちづくりを目指し、地域による見守り体制の充実や閉じこもり防止など、町民の福祉活動の活発化と福祉意識の向上に努めます。

■ 2 地域で取り組む認知症対策の推進 ☆（関連施策：4-8）

高齢化が進む中では、地域の認知症高齢者の増加が予見されるため、認知症高齢者を地域で支えあう見守りや認知症に対する正しい知識と理解を持ち、医療機関への早期受診につなげる環境づくりを進めます。また、認知症サポーター養成を推進するとともに、積極的に認知症の方を支援するチームオレンジの育成等、地域の見守り体制を強化します。

■ 3 見守り活動・福祉活動への理解促進 ☆（関連施策：4-3、33-4）

町民一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、子どもから高齢者まで、見守り活動や福祉活動への理解を促す取組みと活動に参加するきっかけづくりを努めます。

■ 4 安全対策の充実 ☆（関連施策：25-4、27-4）

災害に備えた支え合いの取組み（災害時要支援対象者支援登録等）を推進するとともに、子どもや高齢者等を狙った犯罪や振り込め詐欺、悪質商法への対策を含め、町民一人ひとりが防災・防犯意識を高め地域ぐるみによる防災・防犯活動の推進に努めます。

■ 5 健康づくり・介護予防の充実 ☆（関連施策：1-1、1-2、1-5、4-10）

特定健康診査の受診勧奨、健康に関する情報提供の充実を図り、地域ぐるみの健康づくり（自主的な健康づくり）、介護予防のための体操教室の取組みを推進します。

また、地域が一丸となって要支援1・2の方を中心とした介護予防・生活支援サービスに取り組めるよう生活支援・介護予防体制整備推進協議会での検討や事業展開を図るとともに、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズと支援活動のマッチングを図ります。

■ 6 地域交流・異世代交流の推進 ☆（関連施策：33-4、33-5）

地域にあった地域交流・異世代交流の取組みを進めます。

また、地域ぐるみで青少年の健全な育成に取り組むとともに、必要な環境づくりを推進します。

■ 7 ボランティア活動の推進

地域で福祉活動を担うボランティア等の育成を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの運営を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。

また、地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域福祉コミュニティの形成を図ります。

■ 8 情報提供・相談体制の充実

広報等の各種媒体だけでなく、関係団体等へ情報を提供し、相談窓口等について一層町民に浸透するよう努めます。

誰もが利用しやすいホームページづくりに努め町民が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、メール配信やSNS等、インターネットを利用した効果的な情報提供のあり方について検討します。視覚・聴覚に障がいのある方に対するコミュニケーション支援事業を継続し障がいに応じた方法による情報提供に努めます。

近年、複雑化、複合化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図り、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

■ 9 各種サービスの充実

各種サービスの事業者や福祉人材の確保など、サービス提供基盤の確保とともに、サービスの質の確保・向上を図るための取組みの推進に努めます。

■ 10 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会への補助を行うことにより、社会福祉協議会が地域福祉において、より一層中心的な役割を果たし円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう支援します。

また、社会福祉協議会でのボランティアセンターの運営、支援や町内で行われている地域活動の内容等について情報発信に努めます。

学校教育におけるボランティア体験の機会の充実を図ります。また、ボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①ボランティア団体数	10団体	12団体
②住民交流会（サロン）設置 地域数及び団体数	5地域・11団体	5地域・12団体

施策4 高齢者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 本町の65歳以上の人口は、令和2（2020）年1月1日時点で、4,073人に上り、高齢化率は、37.5%と県内でも上位に位置し、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加が顕著になっています。
また、今後もいわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する時期であることから、ますます高齢化が進み、本格的な超高齢社会を迎えることとなります。それに伴い、本町においても、要介護等認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアの確立等の問題に地域全体で取り組んでいけるよう、地域包括ケアシステムの確立を目指す必要があります。
さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域の見守りや支援が必要であるとともに、高齢者自身も介護予防に努め、元気で活動できる、生きがいややりがいがある社会が求められています。
- 長寿健康診査（75歳以上）の受診率向上のため、インセンティブ付与などの取り組みを行ってきましたが、受診率は横ばいとなっている現状であり、引き続き未受診者への受診勧奨を図る必要があります。また、令和3（2021）年度から高齢者の保健と介護予防の一体化事業が開始となり、長寿健康診査のデータから対象者の把握や健康課題の分析等を実施しています。
- 高齢化が進展していく中で、高齢者の免許返納の促進や、介護予防につながる高齢者の外出支援策や買い物支援策の実現が本町の課題となっています。
- 老人クラブ会員の高齢化の進行や、会長・副会長など役員のなり手不足が深刻化しており、クラブの解散が発生していることから、組織として人材育成を図る必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に、配食による食事サービスを実施し、孤独感の解消や食生活の改善及び健康の増進を図るとともに、安否の確認などを行っています。また、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方を対象に、緊急事態発生時に臨機の処置が速やかに行われるよう、緊急通報装置を貸与しています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で見守りが必要な方のごみ出し支援を実施しています。要支援1・2の方又は基本チェックリストで要支援相当と判定された方に加えて、令和2（2020）年度から要介護認定者でも要件を満たせば利用できるよう改善を図っています。
- 運動機能の向上を目的とした「にこにこ運動教室（筋力トレーニング教室）」、認知症予防効果を期した「脳と体の若返り教室」、運動機能向上に加えて、栄養改善や口腔機能向上を盛り込んだ内容の「ゆっくりゆったり教室」を定期的に開催し、高齢者の健康づくりと介護予防に努めています。

(2) 今後の取組み方針

- ◇高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、自立生活の支援の目的のもとで、いつまでも暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化を目指します。
- ◇老人クラブでの活動、外出支援策、介護予防体操などを通じて、高齢者の社会参加などの取組みを促進します。
- ◇令和3（2021）年3月に更新した「第8期箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりや介護サービスの円滑な実施に努めます。
- ◇継続的に長寿健康診査を受診してもらえよう効果的な受診勧奨の実施に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者を地域で一体となって支援できるよう、地域ケア会議の開催や認知症サポーターの養成、ひとり暮らし高齢者対策などを進めるとともに、地域団体や関係機関との連携強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

■ 2 地域支援事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携をはじめ、認知症施策の推進、運動教室など一般介護予防事業の推進、買い物支援など生活支援体制整備事業の推進を通じて地域支援事業を構築していきます。

■ 3 在宅福祉サービスの充実 ☆（関連施策：3-3）

在宅医療相談窓口の活用や、在宅での負担軽減のための介護サービス利用者支援事業などを推進します。また、小田原医師会、医療・介護関係者、自治体職員などの多職種共同研修を通じて、連携強化を図っていきます。

■ 4 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の総合相談や各種事務事業の連絡調整を実施し、高齢者の生活を総合的に支援する地域包括支援センターの役割が高齢化率の上昇とともに増えることに対応できるよう職員体制の強化、円滑な業務運営など、機能強化を進めます。また、国で新たに創設された重層的支援体制整備事業の実施等を検討しつつ、地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築に努めます。

■ 5 高齢者の生きがい・やりがいづくりの推進 ☆（関連施策：33-4）

シルバー人材センターによる就労の機会の確保など高齢者の働く場や機会の充実に努めるとともに、老人クラブのイベント、世代間交流などを通じて、元気な高齢者が「社会を支える側」として活躍できる仕組みづくりを推進します。

■ 6 長寿健康診査受診率の向上 ☆ (関連施策：1-3、1-5、7-3)

長寿健康診査受診率の向上を図るため、未受診者への受診勧奨（電話、通知、広報など）及びインセンティブ付与を行っていくとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

■ 7 高齢者の健康増進対策 ☆ (関連施策：1-6)

健康診査の結果を活用し、受診者の状況を把握・指導することで、高齢者の栄養指導、生活習慣病の発症や重症化予防につなげ、町民一人ひとりの健康寿命の延伸に努めます。

■ 8 権利擁護の推進 ☆ (関連施策：3-2)

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者を保護し、支援して、安心して尊厳のある生活を送れるように、成年後見人制度の周知・普及を図り、利用者の保護に努めます。また、成年後見の地域連携ネットワークの中核機関の設置に向けた取組みを推進していきます。

■ 9 高齢者サポート施策の実施 (新規)

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、高齢者バス回数券購入助成、ごみ出し支援、買い物支援サービスなどの支援施策を実施していきます。

また、60歳以上の町内居住者による老人福祉センターやまなみ荘や仙石原いこいの家の休憩室使用を無料にすることで、高齢者福祉の充実に努めます。

■ 10 保健と介護予防の一体化事業の推進 (新規) ☆ (関連施策：3-5)

保健事業と介護予防を一体的に取り組むことにより、高齢者の心身の多様な課題にきめ細やかな支援を実施していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の設置世帯数	35世帯	50世帯
②長寿健康診査の受診率 (受診者数÷対象者数)	36.6%	40.0%
③配食サービス事業の年間の延べ配食数	5,996食	6,300食
④老人クラブの会員数	593人	565人

施策5 障がい者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 総人口は今後も減少することが見込まれる一方で、高齢化の進行に伴う疾病や事故の後遺症による中途障がい者も含めて、障がいのある人は今後も増加することが見込まれ、障がい者福祉の充実がさらに重要になってきます。また、高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な移行など、高齢者福祉や介護分野との連携の強化が求められます。

障がいのある人にとって、身近な所で気軽に相談できることは、地域の中で安心して暮らしていくために不可欠な要素であることから、令和3年(2021)3月に策定した「箱根町第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を基に、障がい福祉サービスに関する情報提供や、難病を含め個々の相談内容に応じた助言を行えるよう、支援の体制を充実させる必要があります。
- 障がいのある人が住み慣れたまちで不当な扱いを受けずに暮らせるように、権利擁護の体制の確立と、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容について普及啓発を行い、障がいのある人を理解し、身近に接することのできる活動の場を広く周知していく必要があります。
- 障がいのある人を支援していく環境は、施設重視から住み慣れた地域の中でサービスを活用しながら自分らしい生活をする方向に進んでいますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、意識上の障壁(バリア)が根深く存在しています。東京2020パラリンピックにおける事前キャンプ受入れを契機に共生社会ホストタウンとして、これまで以上に意識上の障壁を取り除くとともに、施設等の障壁も取り除くバリアフリー化を推進していき、地域の受入態勢を整えることにより、多様性と調和の重要性を改めて認識し共生社会を育む必要があります。
- 地域の中で自立した生活を送るためには社会参加の一つである就労が重要であり、働く意欲のある人がその特性に応じて能力を十分に発揮することが個人にとっても、地域社会にとっても不可欠なことです。関係機関と連携して事業者への働きかけを行う等、障がいのある人の就労の促進や社会参加を支援する必要があります。
- 障がいのある人へのサービスを専門に行う事業所が町内にないことから、近隣市町へ通所もしくは、町外の事業所から訪問してもらわなければサービスが受けられないことが課題となっています。
- 発達障がいのある子どもが増えているといわれていますが、発達障がいに対する周囲の理解はまだまだ十分とはいえません。発達障がいに対する理解を深め、発達障がいを抱える子どもたちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

- 相談支援体制の充実や強化、地域生活支援拠点の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、町単独では対応が難しいものについては、近隣市町や県との連携のもと取り組んでいきます。

(2) 今後の取組み方針

- ◇障がいのある人もない人も住み慣れた地域でその人らしく自立し、安心して暮らしたいきいきと社会参加できるまちを目指します。
- ◇障がいのある人の地域生活への支援、社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を図り、ライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 サービスの充実

町や社会福祉協議会、委託相談支援事業所において、社会福祉士や保健師等の専門職員が障がいのある人からの様々な相談に応じます。

また、人工透析者、重度障がい者等を対象に福祉タクシー券や自動車燃料費助成券を交付することで、日常生活の利便の確保を図ります。

在宅心身障がい児の機能回復・社会参加等を促すため、専門スタッフによる機能訓練会、言語訓練及び療育指導を実施します。

知的障がい者・精神障がい者が施設等へ通う交通費を扶助します。

■ 2 権利擁護のための施策の充実

知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方への支援として、日常生活自立支援事業や成年後見人制度の周知と利用促進を図り、社会福祉協議会と連携しながら権利擁護を必要とするすべての人への支援を充実させていきます。

■ 3 差別の解消

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

■ 4 地域生活支援の促進 ☆（関連施策：33-4）

障がいのある人も生きがいを持って生活が送れるよう様々な社会活動に参加できるよう支援するとともに創作的活動や生産活動及び社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

■ 5 発達障がい者等に対する支援（新規） ☆（関連施策：2-1、8-7）

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要であり、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう関係機関と連携し支援を充実させていきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①在宅障がい児の機能訓練会等への参加者数 （年間延べ人数）	218人	230人
②訪問系サービス利用者数 （人／月）	15人	13人
③施設入所者数（新規）	17人	15人

施策6 社会保障の充実

(1) 現状と課題

- 国保加入世帯、被保険者数は年々減少傾向にあり、また高齢者や低所得者が多く医療費が高いといった構造的な問題を抱えています。健全な運営を図るためには、国民健康保険財政の安定化及び適正な給付並びに適正な保険料率の算定と収納率の向上が必要です。
- 国民健康保険の運用については、平成30(2018)年度からの広域化に伴い、神奈川県へ国保事業費納付金を納めるため、それに見あう保険料率の算定及び徴収強化を図る必要があります。
国保事業費納付金の算定には医療費が反映されるため、医療費の抑制も重要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う被保険者の収入減等も考慮する必要があります。
- 収納率の向上に当たっては、納付意識の向上と適切な滞納整理が重要です。しかし滞納者の多くは収入が不安定であり、かつ収入自体が低い水準にあることから、なかなか滞納整理が進まないという課題があります。特に近年は自然災害のほか新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済の落ち込みなど社会情勢の急激な変動により、収入が大きく減少し、滞納整理をより困難なものとしています。また、町外へ転出後に連絡が取れない滞納者等の滞納整理も課題となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。また、高度な医療と介護サービスを提供する介護医療院の新設により、在宅での生活が難しい高齢者に提供する施設サービスの環境が向上しましたが、同時に介護をする側の人材の安定的な確保が必要となります。
令和3(2021)年度から3年間の事業計画をまとめた、「第8期箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を基に、介護サービスを提供する基盤の充実を図るとともに、安心して介護サービスを受けられるよう、介護従事者の確保と資質の向上、並びにサービスの質と内容を充実していくことが求められます。

(2) 今後の取組み方針

- ◇適正な保険料の決定と収納率の向上、保険給付の適正化に努め、国保・介護財政の安定化を図ります。
- ◇高齢社会の到来に備えるため、安定した基盤の構築を進めます。

(3) 施策の展開

■ **1 医療費の適正化**

医療費の伸びが過度に増大しないように、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知の発送、特定健康診査により疾病の早期発見・早期治療につなげ、医療費の抑制及び適正化に努めます。

■ **2 保険料率の見直し**

新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入減を考慮しつつ保険料率の算定が必要となります。また、平成 30 (2018) 年度からは広域化に伴い、神奈川県が定める国保事業費納付金を納めるため、県が示す標準保険料率を参考に適正な保険料率の算定を行います。さらに、神奈川県内の保険料水準の統一の定義や前提条件、ロードマップを作成し将来的な保険料水準の統一に向けて県と協議を行います。

■ **3 収納率の向上 ☆ (関連施策：34-10)**

年間をとおした臨戸訪問、電話催告、口座振替の促進等による保険料の徴収強化を図り、収納率の向上に努め、資産があるのに納付がない滞納者に対しては差し押さえ等の滞納処分を進めていきます。

また、容易に納付ができるような利便性の高い収納システムなどの導入について検討します。

■ **4 介護保険の適正運営**

高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、又は重度化しないために「介護予防」の推進に努め、介護給付費を抑制することにより、介護財政の安定化を図ります。

■ **5 介護従事者の確保と資質の向上 (新規)**

安心して介護サービスを受けられるように町として介護従事者の確保に協力します。また、資質の向上と必要となる資格取得について、研修費用の補助を実施していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①国民健康保険料の収納率	80.9%	83.0%
②高齢者の健康相談件数	166件	309件

施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 現状と課題

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス²⁰）について、その実現に向けて町でも取り組んでいますが、町民に対する直近のアンケートでは 36%の人が言葉自体を知らないと答えています。また、ワーク・ライフ・バランスをテーマとする講演会への参加率の低さからも、引き続き町民や町内事業者の意識の醸成を図る必要があります。

男女ともに家庭や地域活動に参画し、生きがいをもって生活していくためには、職場における「働き方改革」を促進するとともに、仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、仕事と子育て、介護などが両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが欠かせない条件となります。そのため、男女の身体的な違いや多様なライフステージにおける体の変化など、男女が互いの体の特性を理解し、思いやりを持って生活をする事ができるよう、生涯を通じた健康づくり支援が必要です。

- プレママ・パパ教室等、出産前から子育て期まで子育ての喜びを夫婦やその家族で共有する機会の提供を行っており、参加者数は増えてきていますが、男性の参加者が少ないのが現状です。

また、0歳児から2歳児を含めた、就学前児の保育料無償化実施に伴い、0歳、1歳児の認定こども園・保育所への入園が微増しています。

(2) 今後の取組み方針

◇ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女ともに家庭や地域活動に参画し、生きがいをもって生活していくために、長時間労働の是正や多様な働き方のできる就業環境づくりを推進していきます。

(3) 施策の展開

■ 1 情報発信及び普及啓発 ☆（関連施策：15-1、15-2）

長時間労働是正や多様な働き方のできる就業環境づくり等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、町民や町内事業者のニーズに見合うテーマの講演会や啓発誌の作成等を行い、普及啓発に

²⁰ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

努めます。また、町内事業所とも協力し、男女ともに家庭と仕事の両立を図りながら、職業生活を継続することができるよう、職場における「働き方改革」を促進していきます。

■ 2 育児休暇取得の推進

役場の男性職員の育児休暇取得を推進するとともに、町内事業所に対しても取得率向上に向けた啓発を行います。

■ 3 健診受診率の向上 ☆（関連施策：1-3、1-5、4-6）

健康診査やがん検診の受診率の向上及び健康教室や保健指導などにより重症化予防につなげ、さらに生活習慣病予防への関心を高める教室を実施します。

■ 4 スポーツイベント、教室の開催 ☆（関連施策：33-9）

大学連携協定を締結している星槎大学のスポーツイベント、スポーツ教室実施時には、地域のスポーツ拠点としての役割も大きいため支援を実施します。

■ 5 家族等で共に子育てする意識の醸成 ☆（関連施策：2-1、2-2、2-3、11-1、11-2、11-3）

認定こども園・保育所、幼稚園の行事等に親子での参加を促し、子どもとのふれあいや子育てする楽しみを伝え、子育てを共有する意識の醸成を図ります。

子育てスクール等各種教室（子育て支援プログラム）などを開催し、家族で子育てを共有、協力する意識の醸成を図ります。

また、プレママ・パパ教室等、妊娠期から子育て期にわたるまでの子育ての喜びを夫婦、家族で共有する機会の提供を図ります。

■ 6 保育サービス等の充実 ☆（関連施策：2-4）

待機児童ゼロを維持するとともに、子どもにとってより好ましい保育環境を念頭に保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

（4）目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①認定こども園・保育所待機児童数（再掲）	0人	0人
②子育て支援講座参加者数（再掲）	6人	30人
③男女共同参画講演会満足度（アンケート）（新規）	-	80%

基本目標2

未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり

- 施策8 学校教育の充実
- 施策9 生涯学習の推進
- 施策10 文化・芸術活動の推進
- 施策11 家庭教育の充実
- 施策12 青少年の健全育成
- 施策13 文化財の保護と活用
- 施策14 スポーツ活動の推進
- 施策15 男女共同参画・人権尊重の推進
- 施策16 多文化交流の実現

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 				

施策8 学校教育の充実

(1) 現状と課題

- 先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む「箱根教育」に取り組んでおり、「箱根教育」の理念を一人ひとりの教職員が理解した上で実践を重ね、さらに深化・推進していく必要があります。
- 各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進しており、一貫教育の取り組みについて保護者を含めた町民への周知を継続していく必要があります。
- 少子化の進行や家庭教育力の低下など人間関係づくりに課題を持つ児童・生徒が増える傾向にあるため、心豊かで心身ともに健康で意欲的な行動ができる子どもの育成に重点をおいて、園・小・中学校の12年間を系統立てた心の教育である「箱根ハートフルプログラム」に取り組んでおり、子ども達の発達段階に応じた取り組みを継続していく必要があります。
- 支援が必要な児童・生徒に対してきめ細かな支援・教育を実施するため、各小学校に通級指導教室²¹を開設し、専任教職員が指導するとともに、教育相談センターに専門的な知見を有する職員を配置し、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた支援を実施しており、支援体制を継続していく必要があります。
- 学校校舎等が築40年を超え始め、校舎等の老朽化が進んでおり、教育環境の改良整備が急務のため、箱根町学校施設の長寿命化計画を策定し、箱根中学校の校舎等の長寿命化改良工事を完了する等、計画的に整備を進めており、安全かつ快適な教育環境を整備していく必要があります。
- 遠距離通学の児童・生徒が多く、また、中学校卒業後、多くの生徒は町外の高等学校に通学しており、通学費の負担が大きく、家庭の経済的負担を軽減するため、通学費の補助や奨学金制度を実施しており、町民の暮らし第一のまちづくりの一環として、制度を継続していく必要があります。
- 各小・中学校に給食室を整備し、安心・安全な学校給食を提供するとともに、家庭の経済的負担を軽減するため、給食費の補助を実施しており、町民の暮らし第一のまちづくりの一環として、令和3（2021）年度から学校給食一律無償化を実施しました。

²¹ 通級指導教室：小・中学校の通常学級に在籍する軽度の障がいがある児童・生徒に対して、各教科等の授業は通常学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行うための場

(2) 今後の取組み方針

◇先人から文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根を愛し、貢献できる人を育む「箱根教育」をさらに深化・推進し、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進します。

(3) 施策の展開

■ 1 園・小・中一貫教育（分離型）の推進 ☆（関連施策：2-5）

学校は地域コミュニティの中心的存在であることから、現在の3小学校、1中学校は児童・生徒数が減少しても統廃合せずに、「箱根を愛し（箱育）かしこく（知育）やさしく（徳育）たくましく（体育）」を箱根教育の合言葉に、各園・学校が共通して箱根教育に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、保護者を含めた町民への周知を図りながら「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進します。

■ 2 箱根を知り、箱根を語れる子どもの育成 ～箱育～ ☆（関連施策：11-1、30-4）

箱根の自然・歴史・文化だけでなく、国際観光地としての特色を活かして地域教育に取り組みます。また、地域を学ぶことが箱根の基幹産業である観光を学ぶことにつながるよう、教育課程を工夫して編成していきます。

■ 3 確かな学力を身につけた子どもの育成 ～知育～ ☆（関連施策：9-5）

漢字の読み書きや計算等の基礎学力の定着を図る「箱根ミニマム²²」に継続して取り組むほか、教職員及び児童・生徒用に導入したタブレット端末を授業等で活用し、児童・生徒にとって分かりやすい授業を実践するとともに、学習支援ソフトの活用等により基礎学力の定着を図り、学力向上に取り組めます。

また、図書を整備・充実に努めつつ、園児・児童・生徒の読書習慣の定着に向けて取り組むとともに、各小・中学校への外国人英語講師の派遣や各小学校への英語専科教員の配置、町独自教材の活用等を通じて、園児・児童・生徒の英語力の向上にも取り組めます。

■ 4 心豊かでより良い人間関係を築ける子どもの育成 ～徳育～ ☆（関連施策：2-5）

幼児期から中学校卒業まで、発達段階に応じて行う心の教育である「箱根ハートフルプログラム」に取り組む、園児・児童・生徒の豊かな人間性、社会性を育む教育を推進します。

²² 箱根ミニマム：すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能である漢字の書き取りや計算等。

■ 5 健康で意欲的に挑戦できる子どもの育成 ～体育～

園児・児童・生徒が健全な生活習慣を身につけるとともに、体力づくりに取り組みます。

また、学校給食等をとおして、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育に取り組み、成長期にある児童・生徒の健康の保持・増進を図ります。

■ 6 地域の特色を活かした学校づくり

各地域の自然・歴史・文化等を活かした特色ある学校づくりを推進するとともに、地域コミュニティの拠点となる学校づくりに努めます。

■ 7 特別支援教育の充実 ☆（関連施策：2-1、2-6、5-5）

各小学校に通級指導教室を設置する等、児童・生徒一人ひとりの特性に応じたきめ細かな支援・教育を推進するとともに、必要な支援を行う教職員等の指導力の向上に取り組みます。

また、教育相談センターに専門的な知見を有する職員を配置し、必要に応じて各種関係機関と連携しながら、様々な教育相談に対応するとともに、適応指導教室²³を設置する等、不登校の児童・生徒の支援に取り組みます。

■ 8 教育環境の整備

箱根町学校施設の長寿化計画に基づき、老朽化した学校施設を計画的に改良整備するとともに、少子化やICT²⁴の普及に対応した教育環境の整備を図ります。

■ 9 通学支援制度等の維持

小・中学校だけでなく高等学校等への通学費を補助するとともに、高等学校や大学等への奨学金制度を引き続き実施し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

■ 10 学校給食費の一律無償化（新規） ☆（関連施策：2-10）

町民の暮らし第一のまちづくりの一環として実施した町立小・中学校の給食費を一律無償化を継続し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

■ 11 学習機会の提供（新規）

高等学校入学試験の受験対策を目的とした公営塾である「箱根土曜塾」の開講や、英語検定の検定料の補助などにより、保護者の教育費負担の軽減を図りながら、子ども達に学習する機会を提供します。

²³ 適応指導教室：小・中学校に在籍する不登校の児童・生徒に対して、在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行い、学校生活への復帰を支援するための場。

²⁴ ICT：情報技術を活用して様々な人や「モノ」を繋げていくこと。（消防では、「ひとり暮らし老人等緊急通報システム」「ライブ119通報システム」「スマートフォンのアプリ電話緊急通報」への活用を想定しています。）

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①町内小・中学校児童・生徒の地域行事への参加率	75.8%	80.0%
②町内小・中学校児童・生徒の読書量が1日30分以上の割合	62.6%	70.0%
③それぞれの子どもが持っている自尊心（自分が大切な存在であると感じること）の度合い	65.0%	70.0%

施策9 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

- 生涯学習を推進するうえでも、箱根町教育基本方針に掲げられている「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる人」の育成が求められています。
- 生涯学習を推進するにあたり、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化等が進行する中で、どのように取組んでいくかを見つめ直す必要があります。
- 生涯学習活動の拠点であり、かつ地域コミュニティ活動の拠点施設でもある公民館の機能の充実を図るため、老朽化した施設の維持管理や設備の更新が課題となっています。

(2) 今後の取組み方針

◇箱根教育の合言葉である「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」を具現化するため、生涯学習の目標を「箱根を知り、箱根を語れる人づくり、輪づくり」とし、生涯学習の推進を図ります。

(3) 施策の展開

- 1 箱根教育における生涯学習の推進 ☆ (関連施策：10-1、11-1、14-1)
生涯にわたる学習を支援、奨励して、より多くの町民に生涯学習に参加してもらえるよう、地域のつながりの強化、健康で文化的な地域づくりの推進に努めます。
- 2 生涯学習の充実 ☆ (関連施策：10-1、11-1、11-2)
「HAKONE大学」、「プチ体験教室」、「公民館学習文化事業（各種教室）」などを通じて多世代交流を図るとともに、「箱根を語れる人づくり」を推進します。
- 3 生涯学習における情報の提供及び活動の支援 ☆ (関連施策：10-1、10-3、11-1、11-3、14-1)
ホームページや広報、社会教育センターだより等を活用し、生涯学習に関する情報を積極的に提供し、生涯学習活動の場の提供や相談など、地域と連携した活動やサークル活動の支援の充実に引き続き努めます。

■ 4 生涯学習施設の維持管理

各施設における事業展開を行うための機能が維持できるよう、老朽化した施設・設備の整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化について検討していきます。

■ 5 図書のサービス向上 ☆（関連施策：8-3）

図書室や移動図書館等の環境整備や図書紹介等の充実を図るとともに、インターネットを利用したサービスの提供や周知の強化、小・中学校図書室との連携を促進します。また、感染症対策として非来館サービスである電子図書館の導入について研究・検討します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①全公民館の年間利用者数	25,120人	15,000人
②町民一人当たりの図書貸出冊数	1.89冊	1.97冊
③自治学習出張講座の利用件数	3件	5件
④生涯学習フェスティバル登録行事数（文化系行事）	3回	5回

*新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が発令された令和2（2020）年4月7日から5月31日まで休館。

*仙石原公民館ホール改修工事のため令和2（2020）年7月から令和3（2021）年3月まで休館。

*全公民館の年間利用者数には、選挙時の利用者数は含まない。

施策10 文化・芸術活動の推進

(1) 現状と課題

- 豊かな歴史・文化資源に恵まれた地域に根差し、より豊かな情感とゆとりある暮らしを実現できるよう、町民一人ひとりの文化に関する意識の向上を図り、文化芸術活動への関心を高め、地域における社会教育活動に取り組むための環境づくりや、優れた芸術作品の鑑賞機会の提供が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、どのような形で文化や芸術に触れる機会を提供できるか検討していく必要があります。
- 少子高齢化、人口減少が進む中、いかなる方法で箱根町の文化・芸術を振興していくかについて、あらためて検討する必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇地域に根ざした文化・芸術活動を育成・支援します。
- ◇優れた芸術作品に触れることで、文化・芸術活動に関心を高められるような機会の提供に努めます。
- ◇文化・芸術活動を通じて多世代交流ができる機会の創設などを研究します。

(3) 施策の展開

■ 1 地域に根ざした文化・芸術活動の支援 ☆ (関連施策：9-1、9-2、9-3)

町民の文化・芸術活動を支援し、各種団体の育成や参画を推進するとともに、町民の文化活動の成果を発表できる場づくりや町民同士の交流、研鑽の機会を拡充します。

■ 2 文化・芸術活動の支援及び鑑賞機会の充実

町民が身近に文化・芸術に親しむことができるように、官民連携・協働により優れた芸術作品に触れる機会の提供に努めます。

■ 3 文化・芸術を通じた多世代間交流の促進 ☆ (関連施策：9-3)

文化・芸術活動を通じた多世代間交流による施設利用の促進を図るため、誰もが参加しやすい文化・芸術活動の機会を創出します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①町民文化祭の来場者数	527人	550人

施策11 家庭教育の充実

(1) 現状と課題

○ 子どもたちの健全育成には、家庭・学校・地域が相互に連携しながら積極的に取り組むことが求められています。しかし、家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化により、子育てにおける悩みなどを相談できずにいる家庭が増えており、家庭における様々な課題が家庭の中に隠れてしまうケースが見受けられます。

現在、親子のふれあい事業や家庭教育講座の実施にあたっては様々なテーマで取り組んでいますが、学校やPTAにも協力を仰ぎながら、地域全体で家庭を支えることが求められています。

(2) 今後の取組み方針

◇子どもの成長期に大きな影響を及ぼす「家庭教育」について、新しい生活様式に即し啓発の実施や研修機会を提供します。

◇新しい生活様式に即した関係団体等との連携、親子でのふれあいの機会の提供など、家庭教育の充実を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 箱根教育における家庭教育の推進 ☆ (関連施策：7-5、8-2、9-1、9-2、9-3)

箱根教育の合言葉「箱根を愛し、かしこく、やさしく、たくましく」の実践的な取組みを、家庭、学校、地域が協働して行います。

また、各種イベントにおいて、新しい生活様式に即した親子参加を促すなど家庭教育の重要性の理解を高める事業展開に努め、親子ふれあい事業等の親子で一緒に参加できるイベントを開催するほか、地域行事等での積極的な親子参加を促す取組みを行います。

家庭の教育力の向上を図るため、広報等を活用し、家庭教育のあり方や家庭教育に関するコラム等を定期的に掲載し、家庭の教育力の向上についての啓発を図ります。

保護者だけでなく、広く町民に情報提供することにより、地域全体で家庭教育を支援する重要性を伝えます。

■ 2 講演会・研修会の実施 ☆（関連施策：2-1、7-5、9-2）

家庭教育講座などを通じ、保護者への研修の機会を提供することにより、家庭の教育力の向上に取り組めます。

■ 3 関係機関・協力団体との連携 ☆（関連施策：2-1、7-5、9-3、12-1、12-2、12-3）

家庭における子育ての悩みや子どもの健全育成についての相談等、関係機関や協力団体との連携を強化した取り組みを行い、家庭教育を支援します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①家庭教育講座参加者数	77人	80人
②幼保小中学校での家庭教育に関する取り組み数	34件	12件
③広報等での家庭教育啓発記事数	6件	6件

施策12 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

- 青少年が地域の中でのびのびと健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域及び関係機関との連携のもと、多世代交流の機会等を全町的に展開していく必要があります。
- 青少年が地域の多くの人たちと交流できるよう、青少年と地域を結ぶ活動を推進するとともに、青少年の健全育成が図られるための地域交流活動の支援、ボランティア活動への参加、リーダー養成などの取組みが求められていますが、その担い手が減少しています。

(2) 今後の取組み方針

- ◇町の未来を拓く人材である青少年の健全な育成に取り組むとともに、全町的な環境づくりを推進します。
- ◇地域を担う人材の育成を図るため、全町的な多世代交流の機会提供に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 青少年の健全育成事業の推進 ☆ (関連施策：11-3、14-1)

青少年指導員をはじめ、地域青少年育成団体や子ども会育成団体、社会教育関係団体などが一体となり、時代の変化に即した全町的な青少年健全育成事業を推進します。

■ 2 青少年の意欲と協調性の育成 ☆ (関連施策：11-3、14-4)

青少年が気軽にボランティア活動などに参加できる機会づくりと世代間・地域間交流を促進し、青少年の意欲と協調性を育てます。

■ 3 健全育成の環境づくり ☆ (関連施策：11-3)

地域ぐるみで環境浄化運動を展開し、青少年にとって好ましい環境の保全に努めるとともに、非行行為の広域化に対処するため、近隣市町との連携体制の強化に努めます。

■ 4 人材の育成

ジュニアリーダーの養成や青少年関係団体への指導・助言を行いながら、引き続き人材の育成を図ります。また、全町的な活動を視野に入れた人材育成のあり方を検討します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①青少年関係事業への児童・生徒の参加率	20.0%	20.0%

施策13 文化財の保護と活用

(1) 現状と課題

- 先人たちが守り、そして伝えてきた歴史・文化遺産や自然遺産は地域に根差したものであり、郷土愛を育む箱根教育を推進する上で欠くことのできないものです。これを大切に保護し、将来に向けて継承していくとともに、多くの方に箱根について知ってもらうための学習教材として、また、まちづくりや観光に資する資源として多方面で活用していくことが求められています。

これら歴史・文化遺産や自然遺産を将来に向けて適切に保護していくため、現状を的確に把握し、それらを踏まえて長期的な保護対策を計画的に進めることが必要であり、そのために文化財ごとの保存活用計画や地域全体で広く文化財を保護・活用していくための文化財保存活用地域計画の策定と、計画に基づく具体的な保護対策や活用に向けた取組みが課題となっています。また、文化財について理解を深め、様々な活動に役立てていただくために、個々の文化財の特性に適した手法で、効果的な情報発信や学習機会の充実、地元の方々との連携などの取組みをさらに進めていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇箱根の歴史・文化遺産や貴重な天然記念物を未来に伝えていくため、現況を的確に把握し、適切な保護対策を実施してその継承を図ります。特に箱根旧街道や箱根関所については、計画的に維持管理や整備、改修等を実施します。
- ◇町内の文化遺産や自然遺産についての理解を深め、文化財保護意識の醸成を図るため、インターネットや郷土資料館・箱根関所資料館の展示、印刷物等を活用した情報発信や、探訪会や体験学習などの文化財を活用したイベントの開催を積極的に進めるとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。
- ◇箱根の歴史や文化を学ぶことができる学習施設の機能充実などの環境整備を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 文化・自然遺産の保護・継承と活用

箱根に残る貴重な歴史・文化遺産や自然遺産を将来に向けて適正に継承していくために、継続的な現状確認調査等により現況を的確に把握するとともに、個別の保存活用計画等に基づく適正な保

護・活用や地域全体で文化財保護・活用を図るための文化財保存活用地域計画の策定に向けた取り組みを進めるなど、長期的な視野で文化財保護措置を進めます。

また、文化遺産や自然遺産についての理解を深めるため、積極的な文化財の公開やインターネット、印刷物等を活用した情報発信を進めるとともに、箱根探訪会や体験学習等のイベントを開催します。

■ 2 文化財ボランティアの育成

文化財の保護意識の醸成を図るとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。

■ 3 箱根の歴史や文化を学ぶ学習施設の機能充実と整備

箱根の歴史を物語る諸資料や、史跡などの文化財を学ぶ施設として、それぞれの位置付けに基づいて各施設の機能を充実させるとともに、劣化の進む石仏群と歴史館についてはその機能を維持しつつ施設の見直しを図ります。

【施設の位置付け】 箱根町立郷土資料館：今と昔を伝える箱根の情報館
 石仏群と歴史館：俳句と歴史の里への誘い処
 箱根関所・箱根関所資料館：江戸時代の体験処

■ 4 日本遺産の保全・整備（新規） ☆（関連施策：28-1、30-2）

日本遺産の構成文化財である国史跡箱根旧街道、国史跡箱根関所跡について、箱根旧街道は保存活用計画に基づく史跡の保護・整備や活用に向けた具体的な取り組みを進める一方、箱根関所の復元施設については長寿命化に向けた改修工事を進めるなど、史跡として適正な保護対策を進めるとともに、日本遺産の構成文化財としてその魅力をより高めていきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①箱根関所入館者数	280,017人	400,000人
②郷土資料館利用者数	6,992人	10,000人
③文化財ボランティア数 （延活動人数）	54人	100人
④郷土資料館所蔵資料の利用 点数	48点	100点
⑤箱根関所学校利用プログラ ム利用件数	96件	150件

施策 14 スポーツ活動の推進

(1) 現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催により、町民の競技スポーツへの関心がますます高まっています。少子高齢化が進行しつつある中、町民の生涯スポーツ意識を向上させるためには、ニュースポーツ²⁵の普及など、気軽にスポーツに参加できる機会づくりの提供が有効です。
- 町の生涯スポーツの拠点である箱根町総合体育館は、指定管理により管理運営されることで稼働率が向上しています。他のイベント等についても民間のノウハウを活用すべく検討が必要ですが、イベント運用については町民と協働することにより、参加率の向上と一体感の醸成を図ることが重要です。引き続き公の施設として、指導・監督の強化とその有効活用が求められますが、箱根町総合体育館の機能と運営の充実を図るために、維持管理や老朽化した設備の更新が課題となっています。
- 健康に関する意識の高まりや全国的なイベントの開催などによりスポーツに対するニーズが多様化している中で、アフターコロナを踏まえた活動が求められています。

(2) 今後の取組み方針

- ◇町民がスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯を通じて心身ともに健康に暮らすことができるようにします。
- ◇スポーツイベントを通じ、全町的な多世代交流の促進に努めます。

²⁵ ニュースポーツ：勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

(3) 施策の展開

■ 1 地域スポーツ活動の推進 ☆ (関連施策：9-1、9-3、12-1)

個人の特性や年齢に応じた各種スポーツ教室・講座を開催するとともに、スポーツ推進委員、地域体育会や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、地域におけるスポーツの普及を図ります。

■ 2 ニュースポーツの普及及び運動をとoshita健康づくりの推進

ニュースポーツ大会や、出張講座などを開催し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るとともに、体操教室を開催するなど、生涯スポーツの振興と健康づくりのための取組みを関係機関と連携しながら推進します。

■ 3 スポーツ施設の機能と運営の充実

箱根町総合体育館は生涯スポーツの拠点施設として、指定管理者による管理運営後も施設の位置付けに基づく運営について指導・監督を行うとともに、施設の機能が維持できるよう、修繕等に努めます。

また、誰もが気軽にスポーツ活動に親しめるよう、箱根町総合体育館、町営テニスコート、町立弓道場などのスポーツ施設の利用促進を図ります。

【施設の位置付け】 箱根町総合体育館：「健康と体づくりの発信地」

■ 4 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実及びイベントの開催 ☆ (関連施策：12-2)

生涯スポーツの推進を図るため、町体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の体育関係団体と連携するとともに、町民との協働によりイベントを開催します。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①箱根路森林浴ウォーク町民参加者数	63人	150人
②箱根町総合体育館の稼働率	40.5%	50.0%
③スポーツ教室・大会等開催回数	3回	5回

施策 15 男女共同参画・人権尊重の推進

(1) 現状と課題

- 「男女共同参画」という言葉が浸透し、固定的な性別役割分担意識や不平等感は徐々に薄れつつありますが、今後も男女共同参画の取組みは必要です。「はこね男女共同参画推進プラン（第2次）」が平成 27（2015）年3月に策定されました。現在は、庁内各課等に男女共同参画推進リーダーを配置し、有識者や町民等で構成される推進委員会に意見を求めながらプランを推進しています。また、本計画策定後の平成 27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、それに伴い、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけ、中間見直しを行いました。今後も社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてより適切な計画への見直しを行う必要があります。
- 男女共同参画の意識醸成のためには、子どもの頃から学校をはじめ、家庭や地域など様々な場面で、男女共同参画に関する正しい知識を育むとともに、自らの意志によって多様な生き方が選択できる教育・学習を推進していく必要があります。
- まちづくりのあらゆる分野において、町民が男女共同参画の視点に立って、男女が協力して課題に取り組むための意識や環境づくりが必要となります。
町では審議会委員等における女性の割合 30%を目標としており、例年その割合は微増しているものの、目標値達成には一層の努力が必要です。女性の視点や意見を町の政策や方針の立案・決定過程に反映させるためにも、審議会や各協議会における女性委員や管理職の積極的な採用・登用を推進していく必要があります。
- DV²⁶は身近にある重大な人権侵害であることの理解を深めるため、引き続き意識啓発を推進する必要があります。近年、女性への暴力だけではなく、男性へのDVや交際する男女間で起きるデートDV²⁷など、暴力の種類は多岐に渡り、また増加傾向にあります。そこで、これまで以上に、いかなる暴力も重大な人権侵害であることを発信し、誰もが暴力に気づき、手を差し伸べることができる社会づくりを推進する必要があります。
さらに、人権に対する町民の理解、関心をより一層高めていくため、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

²⁶ DV：ドメスティック・バイオレンスの略。親密な関係にあるパートナーから振られる暴力のこと。

²⁷ デートDV：デート・ドメスティック・バイオレンスの略。親密な関係で起こる暴力のうち、若年者に起こる交際相手からの暴力のこと。

(2) 今後の取組み方針

- ◇「はこね男女共同参画推進プラン（第2次）」に基づく総合的な施策の推進と町民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を深め、男女がともに自分らしい選択ができるような意識や環境づくりを進めます。
- ◇審議会等における女性の割合増加に取組みます。
- ◇いかなる暴力も重大な人権侵害であることを発信するなど人権尊重の意識づくりに取組みます。

(3) 施策の展開

■ 1 男女共同参画の推進 ☆（関連施策：7-1）

社会のあらゆる場面における男女の役割分担意識を解消するため、町主催事業による男女共同参画講演会などの啓発事業、広報・啓発誌を活用した情報発信を充実させていきます。

また、家庭、学校、地域における男女共同参画の意識醸成を図っていきます。

各種審議会や協議会における女性委員の割合を向上させ、政策や方針の立案・決定の過程において女性の参画を拡大していきます。

■ 2 女性の自立支援と活躍推進 ☆（関連施策：2-7、7-1）

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方ができ、経済的な自立や自己実現ができるように取り組んでいきます。女性の就労機会の拡充に向け、関係機関と連携し、情報発信や相談事業の充実に努めるとともに、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

■ 3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり ☆（関連施策：2-6）

学校教育、生涯学習、地域活動など様々な場を通じ、DVに関する啓発活動を行い、DV被害の未然防止や支援体制を強化していきます。

■ 4 人権意識啓発

あらゆる人権問題の解決を目指して、人権に対する啓発を行うことにより、差別のない町の実現を図ります。

また、各種団体主催の研修会等への参加、人権啓発チラシの配付及び町内小中学校への啓発物品の配布を行います。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①男女共同参画講演会満足度 （アンケート）（再掲） （新規）	—	80.0%
②審議会等における女性委員 の割合（新規）	20.5%	30.0%

施策 16 多文化交流の実現

(1) 現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック後もエリトリア、ブータン、ミャンマーとのホストタウン²⁸の取組みは将来にわたって継続することから、「ホストタウン相手国との交流」や「多文化共生社会」の実現に向けた相互の理解が必要であるとともに、グローバル人材の育成が求められます。今後は、新型コロナウイルス感染症などの状況により、ICTを活用し積極的にオンライン交流をするなど交流方法の見直しが必要となっています。
- 姉妹都市として、国内は北海道洞爺湖町、国外はカナダ・ジャスパー町、ニュージーランド・タウポ町と、また、友好都市としてスイス・サンモリッツとそれぞれ提携していますが、ジャスパー町との学生交換事業の希望者の減少や財政事情など様々な要因から、双方のタイミングが合わず、特に海外からの訪問団の受入がほとんど行われていないため、疎遠になりつつあります。これからも友好関係を絶やさないようにしていく必要があるため、訪問団の受入を待つだけでなく、積極的な訪問団の派遣やインターネットを活用した交流など様々な交流機会の創出・充実が求められています。

国内の姉妹都市である北海道洞爺湖町とは、引き続き友好な関係を継続しているほか、包括連携協定を結んでいる熊本県玉名市、和水（なごみ）町とも今後さらに多様な交流を深めていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇多様な文化に触れることのできる機会を提供します。
- ◇地域に住む人々の心に残る価値を創造し、皆がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。
- ◇姉妹都市・友好都市等との交流を積極的に実施し、異文化体験をとおして双方の友好関係の向上を目指します。

²⁸ ホストタウン：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への参加国、地域との交流事業を担う自治体で一定の手続きを経た登録を受けた自治体で、大会後も引き続き相手国との交流を行うもの。

(3) 施策の展開

■ 1 国際的な文化交流・ホストタウン構想の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンの事前キャンプでの交流等を踏まえて、東京 2020 大会後も関係国との交流等を通じて国際的な文化交流の推進に努めます。

■ 2 国際交流の促進

国際交流協会と連携し、町民の語学講座への積極参加や町内事業所へ勤務している外国人研修生との交流を実施するなど、国際交流の機会創出を図ります。

■ 3 姉妹都市・友好都市等との交流

訪問団の派遣・受入・学生交換などの人的交流をとおして物産の交流や文化風土の理解など、国内外の姉妹都市・友好都市等との交流の充実に努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①ホストタウン相手国との交流回数 (新規)	1/年	1/年
②姉妹都市・友好都市との訪問団派遣・受入回数 (新規)	0回/年	1回/年


基本目標3

誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり

- 施策 17 道路・交通網の充実
- 施策 18 住環境の整備
- 施策 19 生活環境の整備
- 施策 20 上下水道の整備
- 施策 21 地域交通の利便性の確保

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■

<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> 	<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 			

施策 17 道路・交通網の充実

(1) 現状と課題

- 本町の道路網は、国道1号・国道138号及び県道75号を主要な軸としており、これらは、本町市街地の骨格を形成するとともに、東名高速道路や小田原厚木道路等を結ぶ広域交通ネットワークとして重要な役割を担っています。

町内の国道・県道においては、小田原箱根道路、山崎ICに続き、新たにはこね金太郎ラインが開通したことにより、首都圏からのアクセス性の向上や経路の選択肢の増加に伴う観光客の利便性が向上し、災害発生時の代替ルートになるなど防災面での機能が高まりましたが、依然として観光シーズンや休日には観光車両による交通渋滞が発生しています。

また、大涌谷や芦ノ湖周辺では、駐車場への入庫待ち車両が周辺道路の交通渋滞の要因となっています。

さらに、令和元年台風19号による土砂災害に伴う主要国県道の通行止めをはじめ、近年では記録的な大雨などによる道路への被害が頻繁に発生しています。

この渋滞や道路被害を解消するためには、主要国県道などの道路整備や拡幅、交差点改良といった交通渋滞解消や災害に強い道路整備に向けた対策も引き続き促進していく必要があります。

- 町内における道路や橋りょうなどは、かつて経済成長期に集中して整備されたものが多く、今後さらに老朽化が進むことから計画的に舗装工事を実施しています。また、重要構造物である橋りょうについても、箱根町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき整備を進めています。今後も安全な道路空間を確保していくために、計画的な整備を進めていく必要があります。

- 狭あい道路については、幹線道路である県道723号の強羅地区での道路拡幅整備や建築物の建て替えに伴うセットバック²⁹などによって解消した箇所もありますが、引き続き交通の円滑化や歩行者の安全性を確保していくためにも、狭あい道路の解消に努めていく必要があります。

- 生活道路における歩行空間の確保や、幹線道路における歩道のバリアフリー化など、歩道の安全安心な道路空間整備が求められています。

(2) 今後の取組み方針

◇国道・県道の整備促進に向け、引き続き関係機関との調整及び要望を継続し、神奈川県と協力しながら事業の円滑な進捗を目指します。

◇将来の交通需要を踏まえた道路計画を検討し、道路、橋りょう及び駐車場の長寿命化を見据えた維持・管理を行うとともに、安全・快適な道路空間の形成に取り組めます。

²⁹ **セットバック**：敷地に接している道路が建築基準法に基づいた道路（4m幅）に満たない場合は、敷地の一部を道路として提供することで道路幅4mを確保すること。

(3) 施策の展開

■ 1 国道・県道の整備、充実 ☆（関連施策：27-2、27-3）

渋滞解消や危険箇所解消、歩行者の安全確保のための道路改良など、国道・県道の整備を関係機関とともに促進します。

■ 2 林道の通行規制緩和の要望

足柄幹線林道沿線住民等の利便性向上を図るため、舗装などハード面の強化や冬期閉鎖期間の緩和を要望します。

■ 3 適切な道路の維持管理 ☆（関連施策：19-3、27-2）

既存道路を良好な状態に保つよう引き続き維持管理に努め、その他道路付帯構造物についても長寿命化を図ります。

■ 4 道路後退用地の整備

建築基準法第42条第2項に基づく道路に接した敷地に建築等を行う際に道路後退した場合や自主的に道路を広げるために後退する場合、後退線の測量・用地の買い取り・後退後の道路整備を行い道路環境の向上に努めます。

■ 5 橋りょうの長寿命化

平成30（2018）年度に作成した箱根町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの維持補修工事を実施し、最適なライフサイクルコスト³⁰による予防保全的な維持管理を推進します。

■ 6 駐車場の整備 ☆（関連施策：21-3）

既存駐車場の修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

■ 7 安全・安心して快適な道路空間の形成 ☆（関連施策：27-2、27-3）

安全・安心な道路空間を形成するため、幹線道路における道路改良を推進し、歩道のバリアフリー化実現に向け整備推進を図ります。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①町道16路線の整備エリアの整備率（変更）	3,106m（48.5%）	6,400m（100%）
②橋りょう保全改修率	5橋（55.6%）	9橋（100%）

³⁰ ライフサイクルコスト：構造物を築造する初期費用から、日常の維持管理費及び撤去費を含めたすべての生涯費用のこと。

施策18 住環境の整備

(1) 現状と課題

- 少子高齢化による人口減少、また核家族化が進む中、とくに過疎化が進む地方部では、空き家の増加が深刻な問題となっており、その管理が不十分となる傾向があります。
 管理の行き届いていない空き家は、老朽化により倒壊・崩壊・屋根外壁の落下などの防災性の低下や犯罪の誘発などの防犯性の低下をもたらすとともに、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化などへの対策が必要となってきています。そのため、平成30年(2018)3月に策定した「箱根町空き家等対策計画」に基づき、総合的、計画的に空き家対策を実施していく必要があります。
 また、空き家の有効活用は、人口定住・移住・地域コミュニティの活性化など魅力的なまちづくりにつながることから、実態を把握し、地域資源として空き家の活用を推進していく必要があります。
- 空き家の利活用と定住対策としてお試し居住制度を実施していますが、移住希望者に希望の物件が行き届かず、移住につながっていないことが課題となっています。
- 町営住宅の老朽化が進んでいるため、既存の建物の維持保全を図っていきながら、建物を長期的に利用するための改修工事を箱根町公共施設等個別施設計画に基づき行っていく必要があります。
- 町内の公園については、新たに健康遊具を設置するなど、子どもから高齢者まで全ての年代の方が気軽に利用できる公園の整備を進めていますが、今後、公園施設の老朽化が進む中、地域の実情を踏まえつつ、計画的に公園施設の補修・更新を行っていく必要があります。
- 観光街路灯は、平成30(2018)年度にLED化が完了しました。これにより電気料の大幅な削減が図られましたが、各自治会・照明会が維持管理しているため、自治会等の財政状況を考慮し引き続き支援していく必要があります。
- 地籍調査の成果は、土地境界の保全や民間土地取引の円滑化に寄与するのみならず、効率的な行政運営を行う上での最も基礎的な資料となるものであり、事業推進の必要性は年々高まっていることから、平成28(2016)年度から準備を進め、平成30(2018)年度から湯本地域で地籍調査を開始しました。今後も継続的に調査を進めていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇空き家等の情報を的確に収集し、所有者に対して空き家バンクへの登録を促し、利活用の促進を図ります。
- ◇住環境の整備をすすめ、人口減少の抑制に向けて移住・定住を促進します。
- ◇地籍調査事業を継続的に進めます。

(3) 施策の展開

■ 1 空き家バンク制度の促進

民間団体等と協力し、現在実施している空き家バンク制度の利用の促進を図ります。
また、空き家の有効活用による定住支援や起業支援によって、地域の活性化を図ります。

■ 2 企業・事業者への相談・支援

空き店舗や空きスペースについて、店舗や事務所として活用できるよう新規起業家などが参入しやすい環境を整えます。

また、空き物件等を活用したサテライトオフィスなどの設置を検討する民間事業者に対して、相談や活用に対する支援を行います。

■ 3 お試し居住制度の充実

箱根での生活を体験できるよう空き家を活用したお試し居住制度をさらに充実させ、移住・定住に向けてのきめ細やかな支援を行います。

■ 4 空き家等の適切な管理の促進（新規）

管理が行き届いていない空き家等については、防災、衛生、景観等の側面があることから、関連部署が連携し、周辺的生活環境等へ悪影響を及ぼすことがないように、所有者等へ適正管理を促す等の取組みを進めます。

■ 5 町営住宅の適切な維持管理

箱根町公共施設等個別施設計画の劣化度順位による改修工事を行い、誰もが安心して居住できるような町営住宅にし、既存入居者の利用に対応した維持保全を図ります。

■ 6 安心して利用できる公園の整備 ☆（関連施策：2-9、27-5）

老朽化した遊具等の公園施設を更新し、安心して遊べる公園の整備を図ります。また、地域住民等との協働による公園の維持管理に努めます。

■ 7 観光街路灯維持管理における補助 ☆（関連施策：27-5）

観光街路灯が適切に維持管理できるよう支援します。

■ 8 土地の有効活用の促進

緊急性・費用対効果等の観点から重点的に調査を実施すべき地域を「重点調査地域」として定め、地籍調査を優先的に進めます。

また、調査手法についても継続的に調査・研究を行います。

■ 9 河川・水路の環境整備

河川の改修事業を引き続き促進し、町管理水路の整備事業を推進します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①空き家バンク登録件数 （累計）（新規）	54件	100件
②お試し居住・体験者からの 移住件数（累計）（新規）	3件	20件

施策 19 生活環境の整備

(1) 現状と課題

- 生活環境の保全是、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護等にもつながる身近で幅広い取組みといえます。
また、美しい環境を保つことは、町に住むすべての人が関心を持つことが何よりも大切です。そして、地域の環境に対して関心を持って行動することが重要です。
- 河川等の公共用水域保全を推進するためには、私たちの生活から排出される生活排水を適正に処理する必要があります。
- 町民の健康が保護され、快適な生活環境が保全されるよう、水質汚濁、騒音その他による環境の保全上の支障を未然に防止するための必要な措置を講じる必要があります。
環境美化・沿道美化の推進のため、引き続き町内主要道路等のごみ拾いを行う必要があります。
また、現在も町内各所に花の植栽を行っていますが、今後さらなる美化推進のため、町内活動団体の花いっぱい活動実践団体への加入促進の働きかけをする必要があります。
- 各種リサイクル法が整備されてきましたが、一方で不法投棄などの不適正な処理が発生しており、県との連携のもと不法投棄パトロールを実施して不法投棄の発見など一定の成果はでているものの、今後も継続的なパトロールを実施する必要があります。
- 飼い主がいない猫などの発生防止のため、官民連携のもと飼い主がいない猫の去勢及び不妊手術の実施に取り組んでいますが、引き続き動物愛護思想の普及活動の継続的な実施が必要です。
また、野生鳥獣による町民生活への被害や生態系への影響が増えているため、箱根町鳥獣被害防止計画に基づき箱根町や地元猟友会の協力のもと安定した捕獲を実施していますが、今後も民間活力の活用を含めた継続的かつ効果的な被害対策を講じる必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みを引き続き進めます。
- ◇動物の保護管理の徹底、有害野生鳥獣対策を引き続き進めます。

(3) 施策の展開

■ **1 環境保全の推進 ☆ (関連施策：23-3)**

省エネルギー、地球温暖化の防止などの持続可能な社会に向けた取組みを行うとともに、大気汚染防止対策や水質保全対策、ダイオキシン類などの化学物質等への対策を引き続き図ります。

■ **2 浄化槽対策**

河川等の公共用水域保全を推進するため、公共下水道区域外の合併処理浄化槽の普及及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に引き続き努めます。

■ **3 環境美化の促進及び美観の保護 ☆ (関連施策：17-3、23-3、24-1、24-4)**

町観光美化推進協会の活動の充実を図り、環境保全や清掃等環境美化を推進するとともに、神奈川県及び町民の協力を得ながら、不法投棄に対する監視及びパトロールを強化し、引き続き不法投棄の未然防止に努めます。

また、花いっぱい運動によりさらなる環境美化・沿道美化の推進を図るとともに、居住環境と観光地としての美観を確保しつつさらなる緑化意識の高揚を図って行きます。

■ **4 動物の保護管理の徹底**

犬猫の飼い方マナーの啓発を行うとともに、引き続き狂犬病予防注射の徹底を図ります。

■ **5 有害野生鳥獣の対策 ☆ (関連施策：23-7)**

有害野生鳥獣の被害を防止・軽減するため、侵入防止柵の設置を推奨し、忌避剤の活用やごみの出し方ルール等の周知徹底を図り、鳥獣被害対策実施隊を中心にさらなる捕獲を目指します。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①花いっぱい運動参加団体数	23団体	25団体
②美化清掃活動団体数	30団体	35団体
③不法投棄パトロール回数	25回	30回
④有害野生鳥獣(猪)捕獲数 (3か年平均)	73頭	70頭

施策 20 上下水道の整備

(1) 現状と課題

- 本町のライフラインである上下水道事業は、町民の暮らしを支える安全・安心・安定的な事業を目指して運営を進めていますが、地震災害等に対して強靱な施設、管渠の整備が必要です。
また、水道水の安定供給や、効率的な下水道ポンプ場運用等のために、遠方監視装置等による細やかで適時な施設の状況把握、運転管理を実践するとともに、施設の耐用年数を鑑み、適正な間隔での更新を行うことも必要です。
さらに、上下水道温泉の施設維持管理については、各種災害時対応、漏水対応、電気機械設備不具合対応、水質事故等の局面において、従来どおり、迅速的確に判断行動できる人材の育成、技術の継承を確保していく体制の構築が求められるため、職員採用・育成・民間委託等様々な可能性を検討していくことも必要です。
- 水道事業は、原則として独立採算制で運営されており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠です。しかし、人口減少や消費者意識の変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止による活動自粛に伴い減少した水需要の回復時期も不透明であり、料金収入の増加を見込むことが難しくなっています。その一方で、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期における更新や、耐震化の推進を図る必要があるため、水道料金見直しを検討する必要があります。
また、水道料金収入は、大手旅館・ホテル等の業務用利用者が大半を占めており、その多くは、自己水源水と町営水道を併用しているところがほとんどで、自己水源水の不足分として町営水道を使用しています。その大口業務用利用者に、安全・安心・安定的な町営水道の利用メリットをPRし、料金改定を行った際に、町営水道に切替えやすい料金プランを検討することが必要です。
- 未給水地区については、施設の維持管理方法やより適切な管理形態を探ることなどが課題となっています。水道事業会計の独立採算制を充分考慮し、引き続き検討していくことが必要です。
- 下水道については、昭和 60 (1985) 年の第 2 号公共下水道供用開始に始まり、平成元 (1989) 年の第 1 号公共下水道の供用開始を経て、令和 2 (2020) 年度末の時点で第 1 号・第 2 号公共下水道事業計画区域面積整備率が 78.1%、処理区域内接続率が 86.6%の整備状況です。
また、町全体の下水道普及率においては、令和 2 (2020) 年度末実績で 55.0%となっています。
湯本地区を主処理区域とする第 3 号公共下水道においては、平成 19 (2007) 年度末に事業計画を取得し、県酒匂川流域下水道に接続するべく管渠の布設を行っているところです。
第 1 号・第 2 号公共下水道においては、事業内容が建設・面整備から維持管理へと移行し、適正な維持管理が求められています。また、3 号下水道については、酒匂川流域下水道の箱根小田原幹線が町に到達する時期にあわせて面整備を進める必要があります。

- 観光立町である本町において、芦ノ湖及び早川の水質保全が重要な一要因であることは不変であるため、第1号・第2号公共下水道の放流水質は早川の環境基準点における水質基準値を満たす実績を維持しているものの、さらなる適正な維持管理を行い、良好な水質を確保する必要があります。また、安定した経営の確保や災害に強い施設・設備の整備などのほか、接続率の向上や未整備区域の整備の継続が必要です。

下水道事業の安定した継続を図るため、資産や負債を含めた総合的な財務状況の把握を行う必要があることから、平成30(2018)年度より公営企業会計へ移行しました。今後、使用料で賄うべき汚水処理経費の検証を行い、使用料の適正化を図る必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇上水道については、恒常的な安定供給と事業の健全化を目指し、箱根町水道ビジョン³¹や箱根町水道アセットマネジメント計画³²によって検証した内容を踏まえて、施設・設備の維持更新を計画的に進めます。
- ◇下水道については、事業の推進を継続していくとともに、安定経営のため施設の適正な維持管理を行いながら、箱根町下水道ストックマネジメント計画³³に基づく計画的な更新を進めます。

(3) 施策の展開

■ 1 安全・安心・安定的な水道水の供給 ☆ (関連施策：34-2、34-7)

水道施設の水源、浄水場、配水池等の老朽化した設備や配水管等の更新、また、新しい付帯設備の設置等について、給水需要や将来的に効率の良い維持管理を目指し、施設の統合やダウンサイジングを検討しつつ、一般建設改良事業を行います。

水道施設管理体制の効率化や災害、漏水、電気設備、水質事故等の局面において、迅速的確に判断行動できる人材の育成や技術の継承を確保していきます。また、これら専門技術者の不足を担保する側面から民間活力利用の有効性を検証し、水道事業全体の業務内容について、段階的な業務委託導入を行っていきます。

■ 2 未給水地区への対応

未給水地区において、採算性を考慮しつつ町営水道普及啓発等を進めます。

³¹ 箱根町水道ビジョン：「水道事業体における事業経営の指針」を示すもの。
³² 箱根町水道アセットマネジメント計画：「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」をさすもの。
³³ 箱根町下水道ストックマネジメント計画：老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査・修繕・改築を実施、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

■ 3 上水道事業の健全化 ☆（関連施策：23-5）

町営水道の水道契約体系において、大手旅館・ホテル等が利用する業務用契約が多いことから、水道料金体系の見直しは、公共性の範囲において、原価主義としての調整を図りつつ、特に大口業務用利用者には、自己水源使用から町営水道使用に切替えやすいような料金プランを検討します。

■ 4 水資源の保全

観光立町である本町においては、芦ノ湖及び早川の水質保全是観光の重要な一要因であることに変わりないことから、公共下水道事業において各ポンプ場の改築事業を計画的に行いながら、適正な維持管理を継続し、良好な水質を確保します。

■ 5 下水道の整備 ☆（関連施策：34-7）

第1号・第2号公共下水道事業については、さらなる適正な維持管理に努め、良好な水質を確保します。また、接続率の向上や未整備地区の整備をさらに進めます。

終末処理施設等については、ストックマネジメント計画を継続的に作成し、設備の計画的な更新等により健全な施設の維持を進めます。

第3号公共下水道事業については、箱根の玄関口である湯本地区の早期供用開始を目指しさらに推進していきます。

■ 6 下水道使用料の適正化

公営企業会計の算定基準に基づき、的確な汚水処理経費を算出し、使用料で賄うべき負担を正しく受益者に負担してもらうことを前提に、令和2（2020）年度に策定した箱根町公共下水道事業経営戦略による財政計画も踏まえ、適正な使用料について検討を進めます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①水道事業における有収水量率 ³⁴	84.9%	85.9%
②第1号公共下水道整備率	89.8%	98.6%
③第2号公共下水道整備率	78.7%	88.6%

³⁴ 有収水量率：年間に配水した水量と水道料金徴収の対象となった水量との比率のこと。

施策 21 地域交通の利便性の確保

(1) 現状と課題

- 町内には、鉄道、バスをはじめ、船舶、ケーブルカー、ロープウェイなど様々な交通手段があり、重要な観光資源の一つとなっています。
公共交通の鉄道やバスについては、通勤・通学などの日常生活に欠かせない交通手段であるとともに、自らの移動手段を持たない高齢者などにとっては重要な交通手段でもあり、その利便性の確保は重要な課題となっています。
- 近年のインバウンド³⁵（訪日外国人旅行）需要の高まりを背景に、公共交通を軸とした観光需要は増加の一途をたどってきましたが、新型コロナウイルス感染症による移動制限などの影響により、現在、公共交通の利用者は大きく減少しています。今後は、アフターコロナ時代を見据え、安全・安心な公共交通を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症収束後の観光客の増加に対応できるように、適切な情報発信や交通機関の連携を促進する MaaS³⁶の推進など、各種公共交通機関の効率的な利用の促進を図る必要があります。

(2) 今後の取組み方針

◇公共交通機関の利便性と駅など主な交通拠点の機能の充実を図り、町民の生活と観光客の移動手段の確保に努めます。

³⁵ インバウンド：海外から日本に来る観光客のこと。

³⁶ MaaS：Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段を一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。

(3) 施策の展開

■ 1 利用しやすい公共交通サービスの提供

本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、町民の利便性の向上を関係機関に働きかけるとともに、MaaS の導入に向けた検討を進めるなど、観光と連携した公共交通の利活用の促進や外国人観光客を含む誰もがわかりやすい交通案内などの充実を図ります。

■ 2 駅など主な交通拠点の機能充実

本町の主要駅などについては、バリアフリー化をはじめ、外国人観光客や高齢者など、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザイン³⁷を意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。

特に、箱根湯本駅周辺については、安全な歩行者空間の形成や交通渋滞緩和を図るなど、引き続き、国際観光地の玄関口にふさわしい交通結節点機能の充実を図ります。

■ 3 自然環境への負荷軽減 ☆ (関連施策：17-6、23-4)

公共交通の利用を促進し、自然環境への負荷軽減と交通渋滞の緩和を図るため、県や事業者などとの連携により、パークアンドライド³⁸の実施に向けた検討やパークアンドサイクル³⁹などの促進に努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①パークアンドサイクルの年間利用件数	4,466件	4,500件

³⁷ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無・能力の如何に関わらずに利用しやすい施設・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

³⁸ パークアンドライド：自宅からマイカー（自家用車）で最寄りの駅またはバス停まで行き、駐車場に駐車（パーク）して、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して（ライド）、目的地まで移動するという交通システムのこと。

³⁹ パークアンドサイクル：マイカー（自家用車）を駐車（パーク）して、その場所から自転車（サイクル）に乗り換え、駐車場所を拠点とした観光地を自転車にて移動するシステムのこと。










基本目標4

環境にやさしく、安全・安心なまちづくり

- 施策22 循環型社会の形成
- 施策23 自然環境の保全
- 施策24 景観の保全・形成
- 施策25 防災対策の推進
- 施策26 消防・救急対策の充実
- 施策27 交通安全・防犯の充実

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 

施策 22 循環型社会の形成

(1) 現状と課題

- 町民等におけるごみ分別への協力度を増加させる必要があり、町で処理するごみの大部分を占める事業系一般廃棄物において事業者責任の適正化を図る必要があります。
他市町と比較して廃棄物における資源化の割合が非常に低い状況にあり、町民、事業者、行政が一体となって、ごみの発生回避や減量化、再利用、資源化を推進するための組織の確立が必要です。
事業者による資源化（食品リサイクル、古紙リサイクルなど）、食品ロス対策、剪定枝の資源化、プラスチックごみ対策を推進する必要があります。
- 地球温暖化に伴う気候変動が地球規模での問題となる中、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減は急務であることから、この対策に取組み脱炭素社会を形成していく必要があります。
そのためには、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進、町内の移動手段のエコ化を進めるためのEV普及事業に取組んでいく必要があります。
- 安定的かつ継続的なごみ処理及びし尿処理を行うため、引き続き適正に施設を管理していくとともに、広域的なごみ処理システムを構築するための施設整備を実施する必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇ 廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用を推進するため、4R（発生回避、発生抑制・再使用・再生利用）を進めます。
- ◇ 箱根町環境基本計画に基づき脱炭素社会の形成を進めるとともに、ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 循環型社会の構築 ☆（関連施策：35-1）

箱根町一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の形成を推進します。

町民、事業者、行政が一体となって減量化、再利用、資源化を推進し、容器包装リサイクル法等に基づく収集体制の推進により、分別収集の徹底を図ります。

また、事業系ごみの排出抑制や資源化を推進するため事業者によるごみの自己搬出の徹底を図る

とともに、事業者による資源化促進が図られるような制度の整備に努めます。

食べ物を無駄にせず、ごみの減量化を図るため、食品ロス対策の推進に努めます。

資源の有効活用を促進するため、粗大ごみや燃せるごみとして排出されている剪定枝の資源化に努めます。

プラスチックごみ対策として、ワンウェイプラ（使い捨てプラスチック）の削減やプラスチックの再生利用の推進に努めます。

■ 2 カーボンニュートラル（脱炭素社会）⁴⁰の推進（新規） ☆（関連施策：23-3、35-1、35-2）

官民が連携して地域循環共生圏⁴¹（ローカルSDGs・SDGs構想）づくりを進めながら、箱根EVタウンプロジェクト⁴²、省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等を進め、2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた取組みを推進します。

■ 3 ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用 ☆（関連施策：34-7）

ごみ処理施設においては現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努める一方、平成18（2006）年度に設立された小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において、ごみの広域的な処理について検討しています。当面は、ごみ処理広域化（集約）を見据えながら足柄下郡系統において令和6（2024）年度末の共同処理開始を目指し、可燃ごみを湯河原美化センターへ持ち込むための可燃ごみ中継施設への改修等の整備を図ります。

し尿処理施設においては現有施設の維持・補修を図りながら効率的な活用に努める一方、本町の実情にあった処理方法の検討を引き続き行っていきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①ごみの資源化率	5.8%	12.0%
②ごみの焼却処理量	13,956トン	13,100トン

⁴⁰ 2050年カーボンニュートラル：2050年までに温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態にすること。

⁴¹ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもので、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用し、国の環境基本計画で提唱された考え方。

⁴² 箱根EVタウンプロジェクト：観光振興と連携したEV（電気自動車）の利用拡大に取組むことで、EV普及の加速化を図るとともに、CO2削減による「環境先進観光地箱根」の実現を目指す官民一体となったプロジェクト（取組み）のこと。

施策 23 自然環境の保全

(1) 現状と課題

- 近年、地球温暖化や異常気象等による気候変動が進み、自然環境の保全がさらに求められています。
- 仙石原湿原や地下水保全などは、箱根トラスト制度⁴³の活用などによってその自然環境の保全を図ってきていますが、森林整備などとあわせた自然環境の保全の取組みをさらに進めていく必要があります。
また、資源保全のための基金の取崩によって、現在の積立額は年々減少しており、さらなる基金の積立が必要となっています。
- 豊かな自然の恵みである地下水は、その採取により水資源や温泉資源の枯渇化が危惧されています。そのため、温泉を含めた地下水の状況を継続的に調査し、永続的に守り続けるための対策の検討や研究を進めています。令和3（2021）年度に策定した「箱根町地下水保全計画（第2期）」に基づき効果的な対策を行う必要があります。
- 町民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実を図る必要があります。
- 神奈川県が進めている「水源の森林づくり」との整合性を踏まえ、水源かん養をはじめとする公益的機能を高度に発揮する森林づくりに向けて計画を策定し、引き続き森林整備を進めていく必要があります。
令和3（2021）年度は、その一環として「第4期地域水源林整備箱根町5か年計画（令和4（2022）～8（2026）年度）」を策定しました。今後は、新たな計画に沿った効果的な整備が求められます。
- シカの生息数が増加傾向にあり、行動域が箱根町内全域へと拡大しています。特に、シカによる森林被害や仙石原湿原への影響が生じているため、引き続き関係機関と連携し、シカ対策を進める必要があります。

⁴³ トラスト制度：国・県の買入れ制度では手立てのできない国立公園内の特別地域・普通地域における重要な景観地、あるいは歴史的・文化的に貴重な土地・建物を、寄付金をもとに、買入れや借上げ契約などにより保全しようとする制度のこと。

(2) 今後の取組み方針

- ◇箱根トラスト制度・県交付金などの活用により森林整備を含め自然環境の保全に努めます。
- ◇箱根トラスト制度の周知を図るとともに、町民への環境保全の意識啓発を進めます。
- ◇「箱根町地下水保全計画（第2期）」に基づき、温泉を含めた地下水保全対策を進めます。

(3) 施策の展開

■ 1 箱根トラスト制度の充実

箱根トラスト制度を引き続き周知し、景勝地や文化遺産の恒久的な保護・管理に加え、自然教育の充実を図ります。

■ 2 自然から学ぶことができる環境づくり

自然に親しむ運動、ジオ講座、箱根路森林浴ウォーク等を通じて、自然に親しみ、理解を深め、自然から学ぶことができる環境づくりに努めます。

■ 3 総合的な環境施策の推進 ☆（関連施策：19-1、19-3、22-2、24-1、24-4、35-1、35-2）

「箱根町環境基本計画」に基づき、広範多岐にわたる環境保全に関する施策を町民、事業者、本町を訪れた人の協力を得ながら、持続可能な社会に向け総合的に推進します。

また、「箱根町をきれいにする条例」などの周知を図り、ルールやマナーなどについての意識啓発と環境学習を引き続き推進します。

■ 4 自然環境の保全 ☆（関連施策：21-3、24-1、24-4、35-2）

自然を保護すべき地区（特別保護地区、第1種特別地域等）においては、引き続き、国・神奈川県と連携しながら保全の推進を図ります。

■ 5 地下水の保全対策 ☆（関連施策：20-3）

「箱根町地下水保全計画（第2期）」に基づき、神奈川県と連携しながら温泉を含めた地下水保全対策の検討や研究を進めます。また、町民への理解促進のため、普及啓発を引き続き推進していきます。

■ 6 森林の多面的機能の確保と森林整備の推進

森林は、生物多様性の保全、自然環境の調整、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であることから、引き続き、その機能の保全を図ります。

手入れの遅れているスギ・ヒノキの人工林において強度の間伐（受光伐）を行うことにより、公益的機能を高度に発揮する森林づくりを推進するとともに、森林の景観や生態の向上に役立つ広葉樹を植栽し針広混交林へ誘導します。

また、特用林産物⁴⁴の栽培、森林所有者との受委託制度⁴⁵を促進します。

■ 7 仙石原湿原等におけるシカ対策の推進 ☆（関連施策：19-5）

箱根町内全域へと拡大しているシカによる森林被害等について、シカ対策を国・神奈川県と連携し取組みを実施するとともに、シカ柵設置や管理捕獲についても継続していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①資源保全基金の年間寄付金額	4,799千円	6,000千円
②豊かな森林づくり（水源かん養）の実施面積（実施町有地の延面積）	144.9ha	498.9ha
③間伐材搬出促進事業に係る搬出実施面積（累計）	85.93ha	104.2ha

⁴⁴ 特用林産物：食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称のこと。

⁴⁵ 受委託制度：森林組合等に委託し民有林整備を実施する制度。

施策 24 景観の保全・形成

(1) 現状と課題

- 本町には、山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等の街なみ等独自の景観があり、私達はこれら本町の唯一無二ともいえる美しく豊かな自然景観を次代に引き継ぐ責務があります。この責務を果たすため「箱根町景観計画」等に基づき種々施策を積極的に展開してきましたが、時代の変化により景観を取り巻く環境も変化しています。

美しい箱根こそ箱根町が生き残る手段であることから、現在の景観環境等を十分踏まえた上で、本町の良好な景観づくりに向けた方策を検討し、箱根町景観計画に掲げる景観形成の目的である「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」を推進する必要があります。

景観施策の推進は、町民等と行政との協働により進められることが重要であることから、町民等に対する意識啓発や活動を支援するとともに、地域の特性を活かした本町ならではの独自施策の展開が求められています。

- 「箱根町景観計画」は平成 21（2009）年に施行し、その推進の期間 20 年を 3 つのステップにより段階的に展開することとしていましたが、改めて計画内容や現在の状況を検証した結果、景観に対する意識醸成等が不十分であることから、町内の景観への取組みの機運を高めながら今後の施策を進める必要があります。
- 良好な景観形成の実現や景観に配慮した地域の特性に応じたまちづくりを町民等が主体的に推進するため、活動に対して支援していく必要があります。
- 質の高い景観形成へ向けて、景観法の諸制度を活用した施策を検討していく必要があります。
- 本町では公共サインや公共施設整備に係るガイドライン等を作成し、全庁的に景観施策について取り組んできましたが、景観施策を効果的に推進するためには、町民や事業者に対し町が先導的な役割を担う必要があります。
- 本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置し、自然公園法により地域の自然環境に応じてその保護や利用が図られています。また町の景観の保全形成に向けては、自然公園法や都市計画法、神奈川県の外広告物条例等多くの法令等と関わりがあり、さらに広域での景観施策の推進が大きな成果を発揮すると考えられるため、国・県や他の自治体等との連携をさらに強化する必要があります。

(2) 今後の取組み方針

◇町民、事業者、観光客及び町が各々の役割に応じて協働し、良好な景観を守り育みながら、積極的に景観まちづくりを進めていきます。

◇景観形成の目的の具現化へ向け、箱根町景観計画の各施策の推進効果を検証しその効果と実現性を考慮した質の高い独自施策を、国・神奈川県、他の自治体と協働・連携しながら展開します。

(3) 施策の展開

■ 1 箱根町景観計画の見直しと適切な進行管理 ☆ (関連施策：19-3、23-3、23-4)

箱根町景観計画や景観に関する各種制度内容、さらには良好な景観形成を図るための届出対象行為と規模等の基準について現状に適しているか確認していきます。

また、景観施策の推進状況について進行管理を行い、課題の把握や整理を行っていきます。

■ 2 町民との協働による景観づくりの発展 ☆ (関連施策：33-8)

景観まちづくりについて町民等へ広く情報発信をしていくため、フェイスブック等のSNSを開設しました。引き続き町民等の景観意識の啓発及び知識の向上を図るため、広報・ホームページ・SNSにおいて情報提供を行うとともに、景観まちづくりに係る講習会等を実施します。

また、地域の景観に対するアドバイスを受けたい町民等に対して、まちづくりアドバイザー派遣制度の活用による支援を行うとともに建物や屋外広告物の修景に係る助成制度を創設したことから、この制度等を活用しながら景観まちづくり協力店⁴⁶の増加に努めていきます。

■ 3 町の先導的役割の遂行

景観施策を適切・効果的に推進するため、全庁的な情報の共有化や推進体制の強化を図ります。

また、庁内会議や職員研修会等を通じて、職員間での認識を共有し知識習得に努めます。

■ 4 景観法等に基づく施策の展開 ☆ (関連施策：19-3、23-3、23-4)

さらなる良好な景観形成へ向け、施策の進捗状況や景観環境を踏まえながら、景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の整備や景観協議会の設置、景観整備機構の指定等について検討・推進します。

⁴⁶景観まちづくり協力店：景観形成に積極的に取り組んでいる店舗などを「景観まちづくり協力店」として認定する制度。

■ 5 独自施策の展開

本町の独自景観を残し文化を育むとともに、国際観光地箱根に相応しい景観の保全・形成していくため、地域の特性に応じた景観モデル地区の指定や景観まちづくり団体の創設等について、町民等と協働し取組みを進めます。

■ 6 国・神奈川県、関連自治体との連携

景観の保全・形成、景観施策を積極的に推進するため、国や県等とさらなる連携を図り箱根地域公園連絡会議等を積極的に活用していくとともに、適時情報交換等を行います。

また、景観施策は関連する自治体との広域的な取組みが効果を発揮する場合がありますので、その他自治体との連携・強化を検討していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①景観まちづくり協力店の認定件数（累計）	15件	30件

施策 25 防災対策の推進

(1) 現状と課題

- 本町は、立地上、土砂災害や火山災害、雪害の危険性が高く、また、神奈川県西部地震の発生についてもその切迫性が指摘されています。

地震、風水害、火山災害、雪害等への対策を進め、地域の防災・減災力の強化を図る必要があります。

令和元年台風 19 号による土砂災害や道路被害で約 2 ヶ月にわたり交通に多大な支障を来しましたが、今後さらに規模の大きな災害が発生することを想定すると、道路が諸所で寸断され往來が完全に遮断される地域も生まれ、住民や観光客は長期にわたり孤立地域に取り残され、特に高齢者や要介護者などは救出を待つ間に体調を悪化させることも懸念されます。そのため、設備等の充実のほか、情報伝達体制の充実や計画等の整備推進が必要となっています。

これら公助とは別に、自助・共助の力も重要となっています。現在、住民参加型の訓練を年度数回実施していますが、継続的に訓練を実施することで自主防災組織の育成を図るほか、回覧等により防災情報を提供するなど防災意識の啓発が求められます。

火山活動対策について、箱根山火山防災協議会を中心とした関係団体と連携することで、対策を推進し、訓練の実施や啓発活動、必要に応じた計画等の見直しが求められます。特に自然研究路の開放後においては、継続的に避難誘導マニュアルの検証を行うとともに、平素の入場管理について大涌谷園地安全対策協議会と連携していくことが必要です。

また、芦ノ湖の浸水害発生大きな原因として通常時の水位が高すぎることから、県や芦湖水利組合と現在より低い水位での管理について協議しています。

- 「箱根町耐震改修促進計画」において、建築物の倒壊によって、緊急輸送道路の通行を妨げ、町民の避難、緊急車両の通行、救助活動人員や物資等の輸送を困難とするおそれのある沿道建築物（通行障害建築物）の耐震化を促進していくこととしています。

町内の緊急輸送道路 3 路線（国道 1 号、国道 138 号・県道 75 号）は、災害時に通行可能な空間を優先的に確保する必要があるため、国・神奈川県と協調して耐震診断経費等の間接補助⁴⁷を実施していますが、所有者の補助制度の利用件数は伸び悩んでいます。

- 大規模地震による甚大な人的・物的被害が懸念されていることから、平成 25（2013）年 11 月に耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の建築物に対して、耐震診断が義務付けられました。町内における対象建築物の耐震診断は全て完了しており、耐震改修も大部分の施設で完了しています。引き続き未改修の施設に対して、国・神奈川県と協調して間接補助を実施し、事業者の負担軽減を図り、耐震化を促進していく必要があります。

⁴⁷ 間接補助：補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものを直接補助といい、他の者を經由して間接的に補助するものを間接補助という。經由する段階が単一でなく、複数である場合もすべて間接補助という。

- 平成 22 (2010) 年度から旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断・改修への補助を実施していますが、施行当初に比べ年々申請件数が減少しているため、広報周知の強化や耐震診断の補助率のアップを実施していますが、対象物件所有者の意識向上が継続的な課題となっています。

(2) 今後の取組み方針

- ◇地震、風水害、火山災害、雪害などに対し行政主体の防災・減災対策を推進していくとともに、SNS、アプリ等の時代に即した情報発信の多様化や自主防災活動の促進、防災意識の啓発、民間施設との連携等を通じて自助・共助による防災活動を推進し、安全・安心なまちづくりを目指します。
- ◇地震による建築物の倒壊等から町民等の生命、生活の安全安心を守るほか、災害時に通行可能な空間を確保するため、建築物の耐震化の促進に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 防災対策の総合的な推進

地震、風水害、火山災害、雪害等の災害から町民や観光客等を守るため、これまでの取組みに加え災害における危険個所の情報共有を図るなどより一層関係機関と協力し、防災対策を推進します。

また、道路が分断されるなど、地域が孤立化することに対して備えます。特に避難所の不足に備えるため、民間宿泊施設との連携を進めます。

神奈川県地震被害想定調査の見直しを踏まえ、箱根町地域防災計画等を修正するほか、大規模災害が発生した際に、スムーズな支援を受けられるよう受援計画の整備を進めます。

芦ノ湖の浸水害再発防止策については、町民や湖面利用者など地元の声を聴取し、関係機関に確実に届けるとともに、町民が安心感を得られる施策の推進を強く働きかけていきます。

■ 2 防災設備の充実

備蓄食料については、アレルギーに配慮したものを配備するほか、水・お湯が無くても食べられる食料について研究し、備蓄を進めます。

また、避難生活において必要な資材を中心に研究し、整備を図ります。新型コロナウイルス感染症対策のため購入した資材については、プライバシー保護や避難所衛生環境の改善にも役立つことから、維持管理を継続します。

■ 3 情報発信体制の充実

防災行政無線への依存傾向を改め、テレビやスマートフォンより効果的な情報入手手段を啓発し、情報伝達率の向上を進めます。

情報通信技術を活用した情報発信体制や、伝達言語の多様化について研究し、整備を図るとともに、わかりやすい情報発信に努めます。

■ 4 自主防災活動の促進と防災意識の啓発 ☆（関連施策：3-4）

各種訓練やリーダー研修会を実施し、参加を促すことで、組織の育成を図るとともに、補助制度を活用した資機材等の整備を進めます。特に、防災士資格保有者に対しフォローアップ研修を行い、地域の防災リーダーとして育成を図ります。

また、土砂災害や洪水のハザードマップ等で危険箇所について周知するほか、訓練への参加を促し、防災意識の啓発を行います。

さらに、防災出前講座等の防災講話や回覧等に加え、町民等からの要望に応じて土砂災害や火山防災に関する勉強会を実施することで、防災知識の普及を図ります。参加者の募集について各課の所管する各種団体への働きかけを行い、防災をきっかけとした地域コミュニティの活性化につなげます。

■ 5 火山災害対策

産学官民が連携することで安全対策を推進し、火山との共生を目指します。

活動火山対策特別措置法の改正や内閣府作成の各手引き等の改訂に併せ、箱根町地域防災計画の見直しを随時実施します。

また、火山ガスの監視など安全対策を継続します。

箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づく、火山防災訓練を実施し、対応の実効性を高め、安全対策を高めます。

さらに、町民、観光客等に対して、火山活動や火山防災対策に関する周知を行う等、啓発活動を推進します。

また、県主催の富士・箱根火山対策連絡会議のワーキンググループに参加し、降灰時の対応や溶岩流発生時の支援について研究を進めます。

■ 6 武力攻撃事態等の対策

国民保護法に基づく「箱根町国民保護計画」を改訂し、町民の安全対策を推進します。

■ 7 緊急輸送道路沿道建築物耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和 56（1981）年5月までに新築工事に着手）の既存建築物で、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の建築物を対象として、既存の耐震診断に係る費用の補助制度に加え、耐震設計や改修に係る費用の補助制度を創設したことから、これらの制度を活用し総合的に耐震化を促進していきます。

■ 8 要緊急安全確認大規模建築物耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前の既存建築物のうち、階数3以上かつ延床面積5,000㎡以上のホテル・旅館で「避難生活者の受入れに関する協定書」を町と締結した建築物を対象として、耐震改修に係る費用の補助を実施するとともに、コロナ禍等により所有者の事業計画が予定通り進まないケースも想定されることから、所有者の意向も踏まえながら耐震化を促進していきます。

■ 9 木造住宅耐震化の促進

建築基準法の新耐震基準が導入される以前に建築された木造の住宅について、耐震診断・改修に係る費用の補助に加え、主となる部屋を守る耐震シェルター（一部屋耐震化）の設置費用の補助を実施するとともに、他市町村の事例も参考に耐震相談会の実施方法を検討し、所有者の意識向上を図りながら耐震化を促進していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①神奈川県西部地震の被害想定に基づく、避難者及び帰宅困難者のための食料備蓄率	100%	100%
②防災講演、防災出前講座等の講演会等の実施回数	2回	5回
③木造住宅耐震診断費に対する年間助成件数	2件	5件

施策 26 消防・救急対策の充実

(1) 現状と課題

- 前期基本計画期間中において、湯本地区の災害対応拠点である消防署湯本分署・消防団第1分団詰所併設施設を新築移転し、また、消防署・消防団合わせて15台の消防車の更新、各種災害に対応するための資機材を整備し、消防施設や装備の充実を図りました。しかしながら近年、気候変動の影響により風水害はますます甚大化・頻発化する傾向にあり、地震や噴火などの自然災害の発生も危惧されており、その他各種災害も複雑多様化しています。これらの災害から、町民や観光客などの生命、身体、財産を守るため、重要な災害対応拠点となる消防施設や消防車、装備、資機材等の強化・充実が必要となります。

また、各種災害に対応するための消防活動は、より高度な技術と知識に基づき的確かつ安全に展開することが求められますが、消防職員の年齢構成が若年化し、災害活動の経験が少ない職員が多くなってきているため、各種災害に対応するため最新の知識と技術の習得と出動部隊を総合的に指揮・運用する体制を確立する必要があります。
- 火災が発生した場合に多大な被害が発生する恐れのある宿泊施設からの被害を軽減する必要があります。また、全国的に火災による死傷者の約7割は住宅からの火災であることから、住宅防火対策の強化に努めていく必要があります。
- 救急車は町内4か所に高規格救急自動車5台（非常用救急自動車1台含む。）を配備しており、他の同規模の自治体と比較すると、かなり充実していることから、この体制を維持するため、計画的に高規格救急自動車の更新をする必要があります。また、高齢化社会の進展などによる救急需要の増加、及び救急業務の高度化への対応を図る必要があります。さらに、けが人や急病人が発生した場合、救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた人がいち早く応急手当を行うことが救命率の向上につながるため、応急手当の普及啓発等の取組みを進める必要があります。
- 減少傾向にある消防団員を確保し、消防団全体としてさらなる組織の充実強化を図っていく必要があります。
- 従来の電話回線を使用した音声による119番通報に加えて、急速に多様化する通信方法に対応する必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇消防施設や装備、資機材等の充実に努めるとともに、消防職員一人ひとりの育成及び資質の向上を図ります。
- ◇町民に対する防火意識の高揚や応急手当の普及啓発を引き続き推進します。
- ◇消防団員の確保を促進するとともに処遇改善に努め、消防団組織の充実強化を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 消防施設・装備の充実

災害活動の重要な拠点となる消防施設の強化・整備を推進するとともに、消防車及び各種災害に対応する装備、資機材の計画的な充実に努めます。また、災害用ドローンを計画的に配備して活用するとともに、操縦士の教育・訓練を継続して災害情報収集能力の向上を図ります。

■ 2 消防団活動の充実（新規）

地域に密着した消防力である消防団員の確保のため、入団募集広報として特に女性消防団員の入団促進を強化するとともに、箱根町消防団協力事業所表示制度の周知を図ります。

また、災害出動、警戒、訓練その他の活動の実態に応じた報酬及び費用弁償の支給について検討し、消防団員の処遇改善を図ります。さらに機能別消防団員制度⁴⁸を推進して組織の充実・強化を図ります。

■ 3 消防・救助体制の充実

複雑多様化・甚大化する各種災害に対し、的確かつ安全な消防・救助活動を展開するため、神奈川県消防学校などで実施される各種専門教育を受講することにより最新の技術と専門的知識を習得するとともに、出動部隊を総合的に指揮・運用する体制を確立し、さらに関係機関との合同訓練を実施して相互の連携強化を図ります。

■ 4 火災の未然防止及び被害軽減の推進

宿泊施設等の防火査察を強化し、防火管理者及び自衛消防組織の指導・育成に努めて防火管理体制の充実に努めます。また、一般家庭への住宅用火災警報器の設置及び機能が低下した警報器の交換について広報等により促進するとともに、幼年消防クラブの指導・育成など町民等の防火意識の高揚に努めます。

⁴⁸ 機能別消防団員制度：基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割（火災、大規模災害等に限り出動等）に参加し、基本団員の補完的な役割をする制度。（「消防団員の活動環境の整備について（総務省消防庁通知）」より）

■ 5 救命率の向上及び救急体制の充実

救急車の隊員3名のうち救急救命士の資格を有する隊員を2名にすることを目標とし、救急救命士の確保、指導、育成を図るとともに、高規格救急自動車の更新及び感染症にも対応する高度救命処置用資器材の充実を図ります。また、救急車が到着するまでの初期対応として、町民等へ応急手当の普及啓発や救命講習会を開催するとともに、AED貸出協力施設登録・公表制度を推進することにより、さらなる救命率の向上を図ります。

■ 6 通信指令体制の充実・強化

急速に発展するICTやIoT⁴⁹社会により、スマートフォンやタブレット端末のアプリケーションソフトウェアによる119番通報など多様化する通報方法に対応し、迅速・的確な出動・指令・消防無線統制が円滑に行えるよう指令システムを更新し、通信指令体制のさらなる充実・強化を図ります。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①応急手当の普及啓発受講者数	602人	750人
②消防団員数（新規）	327人	370人

⁴⁹ IoT：家電などの「モノ」が人を介さずにインターネットに接続すること。消防では、「車両事故自動通報サービス」への活用を想定している。

施策 27 交通安全・防犯の充実

(1) 現状と課題

- 本町は観光客が多く訪れる観光地であることから幹線道路の交通量も多く、また山岳地特有の急こう配、急カーブなどの道路状況のため、不慣れな運転者の交通事故が発生しやすい状況ですが、町内の交通事故発生件数は年々減少しています。

町では、箱根町交通安全計画に基づき、各認定こども園・幼稚園・保育所及び小学校において交通安全教室を実施し、心身の発達段階に応じ、安全な行動と他の人々の安全にも配慮するなどの意識・能力を育んだことや、交通安全運動期間に合わせ各種団体と協力して街頭キャンペーンを行う等啓発活動を実施したことで、町民だけではなく箱根に訪れる観光客等の交通安全意識の高揚が図られ、交通安全対策の成果として表れています。一方、交通死亡事故については、年間をとおして発生件数が0件だった年は稀であり、より一層の対策が必要です。

今後も、快適な道路交通環境の実現のため、町内の交通安全施設について定期的に現地調査を行い、状況に応じて道路管理者や管内の警察署である小田原警察署に情報提供や補修依頼をする必要があります。

悲惨な事故を減らすため、警察組織等関係機関や町内の交通安全関係団体とともに、新しい生活様式を取り入れた街頭活動等広報啓発活動を強力に推進し、さらなる交通安全対策の展開が必須となります。

- 二輪車（オートバイ・自転車）で来遊する観光客が増加していることから事故防止対策や啓発活動が必要です。二輪車で事故を起こすと、自動車よりも死亡事故になる確率が高いことから、ヘルメットを正しく着用することの大切さやプロテクターを装着することの必要性について、様々な媒体を通じて広報啓発を図る必要があります。

- 町内の犯罪件数は令和2（2020）年で48件となっており、前年に比べ28件減少するなど、町民の防犯意識が高まっています。その一方で全国的に犯罪が組織化・凶悪化する傾向にあり、振り込め詐欺等特殊犯罪に特化した犯罪が横行しています。

まちづくりの基本である安全対策の充実を図るために、防犯週間におけるキャンペーンや、回転灯が遠くからも目立ち、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装備車によるパトロールの強化、広報等による注意喚起、警察組織によるパトロール強化等により、犯罪抑止を図り、地域の安全は地域で守るという意識を醸成し、地域住民と警察が一体となった地域防犯体制を構築していく必要があります。

- 夜道でも安心して通行するための防犯灯に関しては、令和5（2023）年度に実施する自治会への移管に向けて修繕等を行っていく必要があります。

- 情報化の進展や流通環境の変化など、消費生活を取り巻く環境は複雑になっています。消費者被害を未然に防ぎ消費者の安全・安心を確保するため、消費者への適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努める必要があります。また、民法上の成年年齢が18歳に引き下げられること等を踏まえ、被害に遭わず、自主的かつ合理的な意思決定ができる消費者を育成するため、若年者等に対する消費者教育の必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇警察を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や適切な施設の整備、点検に努めます。
- ◇警察や防犯関係団体等と協力し、犯罪のない地域づくりに努めます。
- ◇消費者への相談体制を充実するとともに、情報提供等により消費者の意識啓発に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 交通安全意識の高揚

箱根町交通安全計画に基づき、各認定こども園・幼稚園・保育所及び小学校において交通安全教室を実施し、心身の発達段階に応じ、安全な行動と他の人々の安全にも配慮するなど、意識・能力を育むとともに、交通安全運動期間に合わせ街頭キャンペーンや各種広報等を活用し、町民だけでなく観光客等への交通安全意識の徹底を図ります。

■ 2 道路交通環境の整備 ☆ (関連施策：17-1、17-3、17-7)

子どもの通学時等の安全を確保するため、学校や関係機関などと連携し、通学路の定期的な点検や通園・通学時間帯における街頭での交通安全指導を徹底するとともに、町内の交通安全施設についても定期的に現地調査を行い、必要に応じて、道路管理者や管内の警察署である小田原警察署に情報提供や補修依頼を実施していきます。

■ 3 二輪車の事故防止対策 ☆ (関連施策：17-1、17-7)

箱根へ来遊するライダーに対し、ヘルメットを正しく着用することの大切さやプロテクターを装着することの必要性について、様々な媒体を通じて広報啓発を図ります。

また、ローリング族や、旧車会に対しては、警察組織による取り締まりや道路管理者による道路改良等、関係機関と協力し、効果的な対応を図ります。

■ 4 一体となった地域防犯体制の構築 ☆（関連施策：3-4）

まちづくりの基本である安全対策の充実を図るために、警察との連携をもとに、地域の関係団体等と連携、協議しながら、防犯週間におけるキャンペーンやパトロールを実施し、地域の安全は地域で守るという意識の醸成を図っていきます。

また、日々新しい手口が増える特殊詐欺の被害防止対策として、広報活動を推進していきます。

■ 5 防犯施設の整備 ☆（関連施策：18-6、18-7）

夜道でも安心して通行するための防犯灯に関しては、令和5（2023）年度の自治会への移管に向けて修繕等を行います。

■ 6 相談体制の充実と消費生活に関わる意識啓発の推進

小田原市消費生活センターにおける相談活動を実施するとともに、消費生活の安全・安心を確保するため消費者の意識啓発に努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①町立小学校及び認定こども園・幼稚園・保育所での交通安全教室開催回数 （変更）	7回	7回
②町内高齢者（65歳以上）へのドライビングスクールの参加者数	15人	15人
③消費生活に関する相談件数	44件	50件
④交通安全施設の重点点検 （新規）	0回	2回






基本目標5

いや 癒しと文化を提供する観光産業づくり

- 施策 28 観光資源の開発と活用
- 施策 29 観光拠点整備と魅力向上
- 施策 30 多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の整備
- 施策 31 箱根ジオパークの推進
- 施策 32 伝統産業や観光行事の振興

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■

4 質の高い教育を みんなに 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 
15 陸の豊かさも 守ろう 				

施策 28 観光資源の開発と活用

(1) 現状と課題

- 町内観光資源については、掘り起こしや磨き上げを実施してきましたが、今後は新たな付加価値を付与するなど、観光資源の魅力を高め、箱根ブランドの向上を図る必要があります。
- 町内の温泉には多様な泉質があり、観光資源としての有効活用を引き続き図ります。
- 第2次箱根町HOT21観光プラン⁵⁰実施計画の観光戦略でもある観光消費が促進される高品質な観光地づくりを目指し、国内外の競合観光地との競争力を高める必要があります。滞在時間の延長・観光消費の増加・満足度の向上を促進するため、来訪意欲を刺激する観光資源の磨き上げ・掘り起こし・創出を行い、初来訪者やリピーターを増やし域内観光消費の増加につなげる取組みが求められています。
- 温泉供給事業を実施していく上では、安全・安心・安定的な供給体制を図ることが重要であり、寿命の長い蒸気井づくり、老朽化した施設の更新、災害に強い施設づくりを引き続き目標としています。
町営7号蒸気井源泉は、温泉造成を開始して26年が経過しており、衰退が危惧されることから、新規蒸気井源泉のさらなる検討を進める必要があります。
- 未曾有の被害となった令和元年台風19号をはじめ、近年頻発している大雨の際に、大涌谷などでは温泉供給設備が損壊し、宿泊施設等への温泉共有の一時停止を余儀なくされました。台風や大雨のたびに温泉の供給が止まってしまうと宿泊施設には痛手となり、また温泉地である箱根町としてもイメージダウンにつながりかねません。

(2) 今後の取組み方針

- ◇ 周辺の自然と調和しつつ、地域の歴史や文化を活用し、保養・休養の場としてより魅力のある観光地を目指します。
- ◇ 温泉事業における恒常的な安定給湯を図るため老朽化した施設の更新と町営温泉供給区域について新規加入者を獲得するためのPR活動を行っていきます。
- ◇ 災害等の際、観光地箱根の生命線、大切な資源である温泉が、官民の連携により安定的に供給できるよう、取組みます。

⁵⁰ 箱根町HOT21観光プラン：箱根町第6次総合計画に掲げる町の将来像『やすらぎとおもてなしのあふれる町-箱根』の実現のため、観光分野において根幹となる計画であり、関連する個別事業の総合的指針。

(3) 施策の展開

■ **1 観光地のブランド化促進 ☆ (関連施策：13-4、35-3)**

箱根 17 湯の歴史なども交えながら、多くの泉質を有する箱根温泉の魅力を紹介する冊子やホームページでの特集ページなどをとおして、箱根温泉のPRを図ります。

■ **2 町営温泉の安全・安心・安定的な供給体制 ☆ (関連施策：35-3)**

箱根線整備事業については、引き続き老朽化した配湯管を更新します。

湯之花線整備事業については、昭和 48 (1973) 年に湯之花地区へ拡大をしましたが、株式会社プリンスホテルの配水管更新工事と併せて老朽化した配湯管を継続して更新していきます。

新規蒸気井源泉については、掘削位置の選定・既存施設の再利用・土砂対策・酸性水に耐え得る掘削工法を検討し、寿命の長い蒸気井づくりの協議を引き続き行います。

温泉事業における恒常的な安定給湯を図るため老朽化した施設の更新と町営温泉供給区域について新規加入者を獲得するためのPR活動を行っていきます。

■ **3 火山活動の影響を受けた大涌谷園地の持続可能な環境整備 ☆ (関連施策：35-3)**

火山ガスの監視など大涌谷園地の安全対策を図りつつ、関連団体と調整しながら、安全かつ持続可能な環境整備を進めていきます。

■ **4 域内滞在時間延長と周遊エリアの拡大 (新規) ☆ (関連施策：35-3)**

ナイトタイム、モーニングタイムエコノミー施策や現地体験型コンテンツの拡充により、域内滞在時間を延長し消費拡大を促進するとともに、来訪者による混雑の緩和・分散化を図ります。

■ **5 箱根温泉蒸気井管理協議会との連携強化 (新規)**

官民が一体となった箱根温泉蒸気井管理協議会の役割に、災害等の際における復旧へ向けた技術支援や相互応援などといった機能を加えて検討し、情報共有を図りながら、町全体としての温泉の安定供給につながるよう、民間事業者と連携していきます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①観光協会ホームページのアクセス数	2,963,996回	3,000,000回

施策 29 観光拠点整備と魅力向上

(1) 現状と課題

- 町立観光施設や公衆トイレについては、適切な維持管理をするため老朽箇所の改修を行う必要があるとともに、外国人観光客や高齢者、障がい者など誰にでもやさしく使いやすい施設づくりを目指していくことが必要です。特に観光拠点に在る公衆トイレに関しては、洋式化は完了したものの清潔さや快適性をより向上させるために部分的改修のみならず、大規模な改修を行う必要があります。
- ハイキングコースについては、近年のアウトドア人気の高まりを受け、多くのハイカーが訪れる人気コンテンツとなっています。ハイカーの増加に伴い、歩道の痛みなども進んでいくことが考えられます。
また、閉鎖中の大涌谷に通じるハイキングコースについては、火山ガスなどの状況から再開が困難な状態にあります。
- 仙石原すすき草原については「かながわの景勝 50 選」に選ばれるとともに、3月に行われる山焼きは春の風物詩として定着するなど、箱根を代表する観光スポットの一つになっています。その景観と自生する希少植物の植生の保全を最優先にしている中で、すすき草原を訪れる観光客が気軽に、そして安全に見学できる遊歩道を整備しました。今後は、観光客の利便と安全が確保できるよう本歩道の維持管理を図っていきます。
- 自然や景観を活用した癒しの効果を体感できるような取組みが引き続き求められています。

(2) 今後の取組み方針

◇観光拠点の整備を引き続き図り、魅力や利便性の向上に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 町立観光施設の内容充実 ☆ (関連施策：35-3)

森のふれあい館においては、展示の改修やプロジェクター等の導入により内容の充実を図ります。また、認定を受けた森林セラピー®基地である芦ノ湖周辺エリアの魅力向上を図り、箱根やすらぎの森ロードと九頭龍の森ロードのPRに努めます。

箱根ジオミュージアムについては、令和6(2024)年の開館10周年に向けて、展示リニューアルの実施を進めていきます。火山を体感できる体験型の展示や、新たに箱根の夜間及び滞在型観光客

の取り込み強化策として、他施設と連携していきます。

箱根湿生花園については、現在行っている隣接する仙石原湿原のモニタリング調査活動を進め、調査データを生かし、園内の植生や展示の充実を図ります。

■ 2 公衆トイレの改修 ☆ (関連施策：35-3)

毎年多くの観光客が利用する公衆トイレについては、これまで適切な維持管理や部分改修等を実施してきました。今後は、老朽化が進んだトイレを中心に、整備計画を策定し計画的に大規模改修を含めた整備を進めることで、トイレ環境の向上を図ります。

■ 3 自然の癒しを感じながら散策できる観光地づくり ☆ (関連施策：35-3)

ハイキングコースについては、ハイカーが散策を楽しむことができるよう、コースの整備やピクトグラム⁵¹を活用した避難誘導表示の設置など適切な管理を行っていきます。

■ 4 仙石原すすき草原の保全と魅力向上 ☆ (関連施策：35-3)

これまで保全を最優先に取り組んできたことにより、多くの観光客が訪れる景勝地になりました。これからもその方針は変えることなく、魅力の向上に努めていきます。

すすき草原を訪れる観光客が見学を楽しめるよう、臨時駐車場や仮設トイレの設置を行うとともに、臨時駐車場からすすき草原までのスムーズな誘導及び安全確保のために交通整理員を配置します。

また、すすき草原内遊歩道は立ち入ることができる場所を明確にすることからも、植生等に配慮しながら維持・管理を進めます。

昔ながらのすすき草原の貴重な景勝を保全するための取組みとして、昭和 63 (1988) 年度から山焼き等を行っていますが、引き続きこれらの取組みを実施していきます。

すすきが見頃を迎える9月～11月や3月の山焼き時には大きな集客があるため、引き続きその魅力をPRする一方、新緑の時期や周辺施設を含めた地域一体としての観光スポットのPRにも取り組んでいきます。

(4) 目標とする指標

	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
①森のふれあい館の入館者数	14,208人	18,000人
②箱根ジオミュージアムの入館者数 (新規)	56,780人	153,000人
③箱根湿生花園の入園者数 (新規)	78,369人	92,000人

⁵¹ ピクトグラム：一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号 (サイン) の1つである。

施策 30 多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の整備**(1) 現状と課題**

- 新型コロナウイルス感染症により、観光に対するニーズがこれまでに比べ大きく変革してきており、衛生面の徹底やキャッシュレスなど非接触型のサービス提供が主流となってきています。
- 大涌谷周辺の火山活動は今後も周期的に活発化するため、火山を抱え、そして火山の恩恵を受けている観光地であることを認識した上での取組みが必要です。
- 人口の減少により国内観光客の今後の大きな伸びは期待できない状況の中、観光業が基幹産業である箱根町において外国人観光客の取り込みや首都圏からの観光客の誘客が重要となっています。
また、新型コロナウイルス感染症の流行により、旅行形態やニーズの変化が予想され、衛生面や感染症対策の充実を重視する旅行者が増加することが見込まれるため、箱根を訪れる国内外の観光客が安全・安心に観光できるような観光地づくりと観光関連産業の振興が求められています。
- 持続可能な観光地として発展していくべく、箱根に特化した観光協会公認の観光ガイドの育成や、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりを進めていく必要があります。
- 将来の町の観光を担っていく人材の確保、また町内の求人情報の不足が大きな課題となっているため、令和元（2019）年度から求人マッチングサイトを導入し、町内事業所の人材確保の支援を行っていますが、さらに利用者を拡大する必要があります。
- 観光消費の促進や競合観光地との競争力を高めるために、魅力あるサービスを事業者が安定して継続的に提供できるような支援が求められます。
- 魅力ある観光地と改正健康増進法の理念を両立させるため、箱根DMO、日本たばこ産業株式会社とともに観光客の集まる場所に常設喫煙所の設置を進めていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇魅力ある地域資源を活かすとともに、衛生面や感染症対策の充実など国際観光地「箱根」のさらなる振興を図っていきます。
- ◇箱根町観光協会や箱根コンベンションビューロー⁵²、民間事業者等と連携しながら、引き続き事業を推進します。
- ◇誰もが気軽に観光に訪れることができるようなサービス提供ができる人材育成を図るため、観光従事者等に様々な情報を提供するとともに町観光協会公認ガイドの育成など、観光教育の実施に努めます。

(3) 施策の展開

■ 1 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進 ☆(関連施策：35-3)

新型コロナウイルス感染症により大きな変革が予想される顧客ニーズを的確に把握するとともに、マーケットにあった誘客宣伝媒体のきめ細かな見直しや、さらなる海外向け観光情報提供機能の充実を図ります。

■ 2 外国人観光客誘致事業の推進と外国人への情報提供の充実 ☆(関連施策：13-4、35-3)

町内の民間事業者とともに有望なインバウンド市場に対し、現地に出向いての町内感染症対策や衛生面での安全性を伝えるためのセミナー商談会の開催、旅行エージェント等を招聘してのファミトリップ⁵³事業の実施により、「箱根」の認知度の向上や、感染症対策状況等のPRを図り、外国人観光客が安心して目指せる観光地づくりに努めます。

また、外国人観光客が安心して一人歩きできる観光地とするため、引き続き案内看板や標識の設置、町観光協会公認の観光ガイド育成など、外国人が訪れやすい環境づくりに努めます。

■ 3 観光従事者等の雇用確保・拡大

働き手不足の解消に向けて、企業や関係団体等と連携し、働き方改革や雇用につながる効果的な取組みなどを調査・研究して雇用の確保・拡大につなげます。

■ 4 児童・生徒を対象とした観光学習の推進 ☆(関連施策：8-2)

地域を学ぶことが箱根の基幹産業である観光を学ぶことにつながるよう、教育課程を工夫して編成していきます。

⁵² 箱根コンベンションビューロー：箱根町及び周辺地域の有する自然、歴史、文化等の資源を活用し、コンベンションの誘致及び開催支援等を行うことにより、人的交流の促進を図り、観光の振興による地域経済の活性化及び文化水準の向上に資することを目的として、平成10年9月17日に設立された組織。

⁵³ ファミトリップ：観光地などの誘客促進のため、日本の官庁や地方自治体が海外の旅行業者やジャーナリストを招待し現地視察をってもらうツアー。

■ 5 森林セラピストの育成・活用 ☆（関連施策：35-3）

森林セラピー^⑤セラピスト、同ガイドを対象に箱根の歴史文化、自然等に精通する人材を育成・活用することで箱根における森林セラピー^⑤の効果を一層向上させます。

■ 6 ハローワーク等との連携

Uターン就職を希望する学生支援のため、学生向けの合同企業説明会や就職面接会の周知や就職情報のマッチングなど連携を図ります。

ハローワーク小田原や商工会議所が主催する就職面接会の周知に積極的に協力していきます。また、関係機関が主催する合同企業説明会等の取組みについて町ホームページや広報へ掲載するほか、チラシの配架等を行い広報、周知に努めていきます。これらに加えて、本町と湯河原町と共同で、地元企業の求人情報をインターネットで検索できるシステムの稼働が始まっており、人材不足解消につなげていきます。

■ 7 事業者支援の充実 ☆（関連施策：35-3、36-9）

事業者をとりまく様々な要因を踏まえながら、ニーズにあった融資制度など効果的な支援を検討・実施し、事業継続や経営安定を図ります。

■ 8 観光関連産業の振興 ☆（関連施策：35-3）

空き店舗の有効活用や町民への利便性向上を図るためのサービス提供など、地域に密着した商業活動を支援します。さらに、商店街や店舗の経営診断を強化するとともに、現状に即した融資制度により、中小企業の経営安定を支援します。なお、箱根湯本駅周辺については地域特性を活かしながら、特色ある物産の販売と、おもてなしの心で迎え入れるような、きめ細かなサービスを推進するとともに、観光客が歩きたくくなるような多彩で魅力ある商店街づくりを推進します。

また、芦之湖漁業協同組合他、町内各地区の漁業組合による芦ノ湖、早川水系の魚族⁵⁴放流の推進を図ります。

■ 9 常設型喫煙所の整備の推進（新規） ☆（関連施策：35-3）

多くの観光客が訪れる湯本駅周辺、強羅駅周辺、大涌谷園地、芦ノ湖湖畔、箱根神社などにおいて、受動喫煙による被害防止と喫煙者への配慮等を両立するため、常設型の喫煙所の整備を進めており、現時点で、芦ノ湖湖畔、箱根神社への整備を完了したところです。今後は、用地交渉や設置に対する関係機関等との調整を進め、観光客が快適に過ごせる環境づくりを推進していきます。

⁵⁴ 魚族：魚の種類や魚類を表す。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①年間入込観光客数	18,960,000人	20,000,000人
②観光産業融資利子補給事業の利用件数	4件	10件
③外国人宿泊観光客数（新規）	40,000人	400,000人
④箱根DMO ⁵⁵ 公認観光ガイド（新規）	—	60人

⁵⁵ **DMO**：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

施策 31 箱根ジオパークの推進

(1) 現状と課題

- 箱根ジオパークは、平成 23（2011）年に設立された箱根ジオパーク推進協議会を中心に箱根火山及びその周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的、文化的、生態学的資源を維持保全し、その価値を継続して高めていく活動を実施しています。
- 平成 24（2012）年に一市三町（小田原市、真鶴町、湯河原町、箱根町）で日本ジオパークに新規認定され、平成 28（2016）年には新たに南足柄市を加え、エリア拡大による新規認定を受けました。また、令和 2（2020）年度に再認定審査があり、これまでの活動が評価され、再認定を受けました。日本ジオパーク認定以降は、首都圏に近いジオパークとしてジオパークの楽しさを国内外から訪れる観光客へ伝え、全国のジオパークへ誘導する役割を担っています。また、他地域のジオパークと連携することで活動の取組みを広げており、今後も日本ジオパークの一員としてネットワークとの交流を継続して行っていく必要があります。
- 箱根ジオパーク推進協議会の活動財源は神奈川県と構成市町による負担金が大半を占めている状況です。今後も継続した自主運営を図るため、安定的な自主財源の確保について検討していく必要があります。また、地域に根付いた持続可能な活動の推進と普及促進のため、地域住民などを対象とした「サポーター制度」の拡充およびサポーターの拡大を推進し、民間活力の導入を進めていく必要があります。
- 令和 2（2020）年度の再認定審査において、教育活動や火山防災における取組み等が数多く評価された一方で、事務局体制の抜本的改善やジオサイト保全計画の整備など指摘事項も多くありました。中でも、ジオパークを使って何を実現したいかが不明瞭であるという指摘を受け、未来を見据え何を実現したいかという目指すべきビジョンを策定する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン化が促進されたことを機に、あらゆる人が箱根ジオパークにアクセスできるよう「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

◇ジオパークとして何を指して活動していくかの検討を行い、箱根ジオパークのビジョンを策定し、関係者間で共有します。その上で、ビジョン実現のための具体的な取組みを行動計画に定めることにより、ジオパーク活動のさらなる充実を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 ジオパーク活動の充実

日本ジオパーク認定地域として野外解説板の維持管理等環境整備、ガイド活動の促進、ジオツアーの実施、防災に係る情報発信など箱根ジオパークの普及啓発を推進します。また、「サポーター制度」をより拡充し、民間活力の導入を促進することで拠点施設での解説や保全活動等自主的なジオパーク活動の充実を図ります。

■ 2 箱根ジオパーク推進協議会の財源確保

各種パンフレットへの広告協賛拡大や関連グッズ商品の充実、販売強化、新たな助成金等の導入検討など、安定した自主財源の確保に向けた調査研究を進めます。

■ 3 箱根ジオパークのビジョン策定（新規）

箱根ジオパークとして、ヒアリングやワークショップ等により関係者と十分に協議し、未来を見据え何を実現したいかという目指すべき長期的ビジョンを策定します。

■ 4 オンラインコンテンツの拡充（新規）

オンラインジオツアー、紹介動画や学習コンテンツの配信等を実施し、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた活動を推進します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①箱根ジオパークサポーター登録者数	36人	100人
②箱根ジオミュージアム入館者アンケートにおける箱根ジオパークの認知度（新規）	22.5%	80.0%

施策 32 伝統産業や観光行事の振興

(1) 現状と課題

- 国指定の伝統的工芸品である箱根寄木細工は、江戸時代から受け継がれ長い歴史がある木工品であり、箱根ブランドを形成する地場産業です。伝統工芸は全体的に後継者問題等の理由から存続が危惧されているほか販路拡大が喫緊の課題となっています。
こうした問題を解消するため様々な年代に魅力を伝え、持続可能な観光地としてのブランドを確立していく必要があります。
- 日本の芸能文化として、外国人にも人気がある「芸妓」。箱根の若い芸者は「きらり妓」と愛称を付け活動していますが、京都の「舞妓」に比べ知名度が依然として低い現状があります。
今後も邦舞（日本舞踊）や邦楽（三味線、唄、太鼓、鼓など）の保存・伝承及び後継者の育成を支援していくとともに、伝統芸能を気軽に体験できる場を創出するなど、新たな客層の掘り起こしを図る必要があります。
- 箱根大名行列は昭和初期から行われており、箱根の3大祭りとして確固たる地位を築いています。奴など演技を行列で行って演技方法を後継に伝承していますが、引き続き継承者の成り手不足・高齢化が課題となっています。

(2) 今後の取組み方針

◇伝統文化・産業を伝承している団体等に引き続き事業や活動に対する支援を行うとともに知名度向上のためのPRを行い、伝統文化等の保存・ブランド力の向上・伝承を強く推進していきます。

(3) 施策の展開

■ 1 伝統工芸のブランド力の向上及び後継者確保

伝統工芸専用のホームページ及び紹介動画を作成し、町の公式情報として世界にPRしていきます。

この作成物をとおして様々な年代に魅力を理解し身近に感じてもらうことで、寄木細工について興味・関心を誘発し後継者問題の解決や、ブランド力の向上及びブランド確立を目指します。

■ 2 伝統工芸品産業団体への支援

伝統工芸品産業団体の運営を支援し、畑宿寄木会館においては、来館者の増加を図り箱根寄木細工のPR推進を図ります。

■ 3 伝統文化の継承

日本の貴重な伝統文化である古典芸能の邦舞（日本舞踊）や邦楽（三味線・唄・太鼓・鼓など）の保存・伝承及び後継者の育成並びにそれら古典芸能の振興を図るために、箱根湯本芸能組合に対して引き続き活動の支援をします。

■ 4 地域観光行事の振興及び活用

箱根大名行列やその他の地域観光行事の事業費の一部を助成することにより観光振興を図るとともに、当該行事を活用し誘客宣伝の一助とします。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①畑宿寄木会館来館者数	9,947人	13,000人
②寄木細工専用ホームページ アクセス数（新規）	—	100,000回

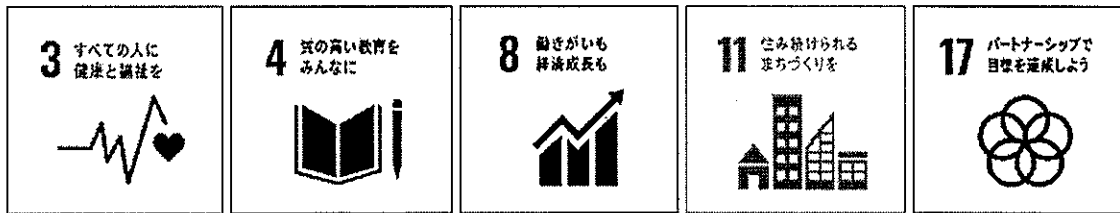
基本目標6

行政の効率的経営と官民協働体制の強化

- 施策33 協働のまちづくりの推進
- 施策34 計画的な行財政運営
- 施策35 SDGsの推進（新規）
- 施策36 コロナ対策の推進（新規）

施策に期待される効果（ゴール）

■取組みにより貢献できるSDGsの目標■



施策 33 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 平成 21 (2009) 年4月に策定した「箱根町自治基本条例」に基づき、町民、事業者と協働し開かれた町政の実現を目指しています。そのさらなる推進を図るためには積極的な行政情報の提供と行政運営に係る説明責任を果たしていく必要があるとともに、町民一人ひとりの町政への参加意識を高揚するための取組みが必要です。
- 町政モニター制度を活用して、町の施策に係る意見聴取を行っていますが、今後も制度を周知するとともに、モニター登録者を増やし、広く意見を聴取する必要があります。
- 地域コミュニティを代表する自治会と行政は、要望の取りまとめや回覧の配布、高齢者等の見守り、清掃活動、防災・防犯活動など様々な分野で欠かせない協力関係が築かれ、重要な役割を担っていますが、人口減少や少子高齢化が進み、役員の高齢化や担い手不足等が課題となっています。各地域自治会連合会との連絡、住民福祉の増進と地域社会の健全な向上、発展に寄与する町自治会連絡協議会の活動を引き続き支援していくとともに、地域コミュニティの担い手を育成していく必要があります。
- 観光については、観光関係団体や交通事業者、民間観光施設等、様々な立場の者と合意形成を図り、今後も協働していかなくてはなりません。平成 30 (2018) 年4月に設立された箱根DMOと組織レベルでの連携・協働を図り、民間と行政がそれぞれの役割をお互いに認め、相互補完の関係を構築し将来の観光を担っていく必要があります。
- 人口減少に伴う税収の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増大等により、厳しい財政状況が続く中、従来のような行政主導で行われてきた一律のまちづくりには限界が見え始めています。そこで、今後は民間企業等の資金やノウハウを活用しながら、官民が連携したまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇情報公開制度をもとに、引き続き積極的に情報の共有化を図ります。
- ◇計画の段階から町民の意見を取り入れ、町民と行政が官民連携し協働のまちづくりの推進に努めます。
- ◇町と町民のパイプ役となる町自治会連絡協議会の活動の充実を図ります。
- ◇自治会や各種団体の自主的な地域活動を支援し、地域コミュニティの育成に努めます。
- ◇地域の資源や特性を活かしながら、官民連携によるまちづくりを推進します。
- ◇第2次箱根町HOT21観光プラン実施計画に掲げている各種計画を着実に推進するため、箱根DMOとさらなる連携を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 まちづくりに関する広報・広聴機会の充実

「協働のまちづくり」を進めるため、まちづくりに関する広聴を重視して、町民の町政への参画の拡充を図ります。

また、町は、重要な計画などの策定にあたり、事前に案を公表して町民の意見を聴き、計画などに反映させます。さらに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

町政モニター制度により、町の施策に係るアンケート調査を行い、広く意見を聴取します。

■ 2 町自治会連絡協議会の支援

町自治会連絡協議会の活動に対して支援します。

■ 3 集会所等の施設整備

地域コミュニティの活動拠点となる集会所等の整備・保全に努めます。

■ 4 地域コミュニティ活動の支援 ☆（関連施策：3-3、3-6、4-5、5-4）

自治会や各種団体等の地域に根付いた活動を支援します。

また、自治会と地域活動を行う諸団体との、相互交流等をとおして地域コミュニティの担い手の育成を図ります。

■ 5 自主的・主体的活動の促進 ☆（関連施策：3-6）

町民がまちづくりに関心を持ち、まちづくり活動に積極的に参加できるよう、意識の醸成を図ります。

■ 6 箱根町HOT21観光プラン推進委員会⁵⁶による進行管理

箱根町HOT21観光プラン推進委員会が観光プランの進捗管理を着実に実施することにより、官民協働による観光振興を推進します。

■ 7 箱根DMOとの連携・共同（新規）

箱根DMO内に設置された戦略推進委員会の各種プロジェクトに対して、業務関係性の強い町職員が参画・協力することで連携の強化を図ります。箱根DMOと組織レベルで協働していくことにより、箱根ブランドの向上・持続可能なまちづくりを推進します。

■ 8 官民連携によるまちづくりの推進（新規） ☆（関連施策：24-2、34-2）

地域プラットフォーム⁵⁷等の話し合いの場を設けることにより、民間と行政が対等の立場でそれぞれが持つネットワークや知恵を活かしながら、地域課題の解決を図る官民連携のまちづくりを推進します。

■ 9 民間事業者・大学等との連携強化 ☆（関連施策：7-4）

民間事業者・大学等との包括連携により観光や経済、町民の生活利便性向上に関する取組みを実施します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①活力あるまちづくり新規補助件数（新規）	1団体	3団体
②町政モニター延べ回答者数（新規）	31人	240人

⁵⁶ 箱根町HOT21観光プラン推進委員会：行政機関、町議会観光業者及び観光関連団体等が一体となって、箱根観光に関する基本戦略等を決定する組織のこと。

⁵⁷ 地域プラットフォーム：まちづくりや公共施設の利活用といった地域課題に対して、地域に暮らす住民自らが積極的にかかわり、民間と行政が対等の立場で連携して効率的な解決を目指す話し合いの場をいう。

施策 34 計画的な行財政運営

(1) 現状と課題

- 令和元（2019）年度から、固定資産税の税率の見直しを、当分の間、実施することとしましたが、人口減少高齢化が進む中、その後、自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、さらに厳しい状況を考えると、引き続き新たな財源確保策の検討を進めるとともに、持続可能な財政構造への転換を図る必要があります。
これらの取組みにあたっては、施策・事業の選択と集中による重点化や、それに連動する予算、人事配置など、限られた行財政資源を最大限に活かすとともに、町民に対し現状や課題とともに取組みの必要性を積極的に公表することで、認識を共有化し、取組みへの理解につなげていく必要があります。
- 行財政改革アクションプラン（平成 29（2017）年度～令和 4（2022）年度）は、新たに重点項目として『行政サービスの質の向上』を位置付けたことなどにより推進項目数を大幅に増やし、その取組み結果は、外部有識者の意見を伺い、次年度以降の取組みに反映させることで適切な進捗管理を図っています。自然災害や新型コロナウイルス感染症など外的要因の影響で進捗に遅れが見られる推進項目もありますが、厳しい状況に置かれているからこそ、着実に行財政改革を推進していく必要があります。
- 償却資産の適正な課税のためには 専門的な知識が必要であることから平成 30（2018）年度よりアドバイザーを招き、償却資産の内容の精査、現地調査、交渉の過程、法律の解釈や償却資産と家屋の見分け方などのスキルアップの研修の他、課税に対する実務的なアドバイスにより、課税客体の把握に努めています。今後も課税客体の適正な把握により公平な課税を行うことで税収の確保につなげていく必要があります。
- 徴収率を向上させるために、動産・不動産の公売や預金・給与の差押、電話・訪問催告などにより、滞納整理を強化しました。また、平成 29（2017）年度から県税事務所のOB職員を雇用し、担当職員が日常業務の中で、徴収スキルを学ぶ環境が整い、動産や不動産の公売等の事務が飛躍的に向上しました。それらの成果も含め、ここ数年の徴収率は増加傾向にあります。さらに、令和 3（2021）年度にはキャッシュレス収納を導入し、納税者の利便性の向上を図り、より一層の徴収率の向上や納付機会の拡充に努めています。
- 大型建設事業時などの借入によりピーク時（平成 14（2002）年度）には 115 億円超もの起債残高がありました。その後、残高は減少傾向になりましたが、平成 30（2018）年度以降再び増加傾向にあります。これは、中学校校舎等整備事業、公民館整備事業、湯本分署建設事業を行ったことによるもので、この償還に係る費用も負担となってきます。
今後も、施設老朽化に伴う更新需要が顕在化しており、整備に係る費用が大きな将来負担となる中、財源確保を含めてどのように乗り切るかは財政運営上の喫緊の課題です。

- 将来の社会情勢の変化、令和元年台風 19 号のような自然災害、新型コロナウイルス感染症への対応及び建設事業の経費に備え、町財政の健全な運営を図るためには、財政調整基金の確保に配慮する必要があるため、ふるさと納税寄付金の寄付項目に「財政調整基金への積立」を追加しています。
- 国の地方創生推進方策の一つとして制度改正が行われるなど昨今、全般的にふるさと納税（寄付）意欲の高揚が認められてきています。このような社会情勢を背景とし、町の危機的な財政状況にも鑑み、歳入（税外収入）増加を目指す必要があることから、寄付金の決済方法をクレジットカードに加え、電子決済の導入、広告掲載、フリーペーパー雑誌への掲載などを行っています。
- 未利用資産の売却については、インターネット等の手段を活用した公売を実施していますが、売却には至っていません。
今後もインターネット等の手段を活用した公売を実施しますが、新たな公売対象物件の設定を行うなど、売却に結びつく工夫・対策を図り、売却に適さない資産については貸付け等の活用方法を検討する必要があります。
- 民間活力の活用は、これまでも指定管理や委託の実施、拡充に努めてきました。また、PFI⁵⁸等により民間の優れたアイデアやノウハウ、資金の活用を、積極的に進めていく必要があります。
- 広域行政については、「神奈川県西部広域行政協議会」による防災協定、職員研修、スポーツ施設の広域利用等の広域行政を推進していますが、ごみ処理、救急医療など単独自治体では対応しきれない事務・事業については、なお一層推進していく必要があります。
交流の拡大は県境を越えて活発化しており、富士山と富士箱根伊豆国立公園を軸に静岡県や山梨県と連携した交流圏の基盤整備や交流の仕組みづくりに努めていく必要があります。
- 箱根町公共施設等総合管理計画や箱根町公共施設再編・整備計画により、維持管理経費の縮減や保有総量の最適化に向けた取組みを進めてきましたが、今後、公共施設の老朽化が顕著になってくることから、大規模改修や建て替えにかかる経費が大きな財政負担となることが見込まれます。一方、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応という観点から公共施設のあり方を見直す必要性も生じているため、社会経済状況・人口構造の変化や町民ニーズを的確に捉え、総合的・計画的に見直しを進めていく必要があります。

⁵⁸ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

(2) 今後の取組み方針

- ◇将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、財政調整基金及び歳入の確保を行いながら、自然災害等にも迅速に対応できる、健全な財政運営を目指します。
- ◇将来世代に負担を先送りせず、地方債の発行と償還のバランス保持などにより、過大な負担を残さないよう持続可能な財政構造への転換を図ります。

(3) 施策の展開

■ 1 財源の確保

自主財源の確保、税外収入の拡大、国・県補助金の活用、未利用資産の売却促進など財源の確保に努めます。

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の意見を踏まえるとともに、令和4（2022）年度に策定を予定している次期中長期財政見通しや次期行財政改革アクションプランの内容を勘案して、令和6（2024）年度以降の負担のあり方について検討を行い、必要な財源確保に向けた取組みを進めていきます。

■ 2 民間活力の活用 ☆（関連施策：20-1、33-8）

公共事業を進めるにあたっては、持続可能で質の高い公共サービスを効率的に提供できるよう、資金やノウハウ等民間活力を活用する手法を取り入れます。

■ 3 行財政改革の推進

令和4（2022）年度に策定を予定している次期行財政改革アクションプランは、第6次総合計画後期基本計画で掲げた主たる課題や新たな施策について、行財政改革の側面から積極的な対応を図るような計画とすることで、より一層の行財政改革の推進に取り組んでいきます。

■ 4 財政リスクへの備え

財政調整基金を毎年積み増しながら残高確保に努め、災害や収支変動の年度間調整、災害復旧、インフラの老朽化対策などに迅速に対応するための財政リスクに備えます。

また、ふるさと納税寄付金について、ポータルサイトの拡充、分かりやすいポイント表記への変更、返礼品の充実、ふるさと納税のイベントへの参加・PRなどを行い、リピーターや新規寄付者獲得のために施策を講じ、寄付額の増に努めます。

■ 5 事業の精査

最小の経費で最大の効果を上げるよう事業の徹底した精査、地方債の発行と償還のバランス保持などにより、将来世代に過大な負担を残さないようにします。

■ 6 税収の確保

自主財源の根幹である町税の安定した確保に向け、適正かつ公平な課税を行い、徴収率の向上に努めます。

■ 7 公共施設等の総合管理と適正配置 ☆（関連施策：20-1、20-5、22-3）

人口減少社会に対応して、公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設・インフラ施設（都市基盤施設）全体の効率的な維持・管理を図ります。

また、平成 28（2016）年度に策定した「箱根町公共施設再編・整備計画【第1期】」の取組み結果をもとに、令和 4（2022）年度に「（仮称）箱根町公共施設再編・整備計画【第2期】」を策定し、施設の統廃合や長寿命化、運営コストの見直しなど、具体的な取組みを引き続き実施します。

■ 8 広域行政の推進

多様化・高度化する広域課題の解決に向けた調査・研究を県西地域 2 市 8 町で組織する「神奈川県西部広域行政協議会」で引き続き進めます。

■ 9 交流圏拡大による活性化

富士箱根伊豆交流圏の圏域の自然環境、歴史、文化等を活かし守りながら、富士山と富士箱根伊豆国立公園を軸に隣接圏域との交流や連携を引き続き進めます。

■ 10 デジタルトランスフォーメーションの推進（新規） ☆（関連施策：6-3、36-4）

申請等における押印、対面手続方式を見直した行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済の推進など ICT を活用したデジタルトランスフォーメーションを促進し、町民サービスの利便性向上を図ります。

■ 11 情報漏えい対策の強化

情報セキュリティ研修の定期的な実施や庁内ネットワーク環境の最適化を適宜行い、情報セキュリティ対策の継続的な向上に努めます。

■ 12 町村情報システム共同化の推進

町村情報システム共同化を継続させながら、運用コスト削減や事務の効率化を進め、さらに国が示すシステム標準化・共通化も視野に入れながら、効率的な行政運営に努めます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①行財政改革アクションプランの進捗率	33%	100%
②町税徴収率（3か年平均）	94.9%	95.2%

施策 35 SDGsの推進（新規）

（1）現状と課題

- SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発のための目標）の略で、平成27（2015）年9月18日付けで国連サミットにおいて、加盟する全193か国によって採択された「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」の中の国際目標です。全世界の協力のもと、令和12（2030）年までに17のゴールを達成しようとするものです。
- 我が国では、「SDGsアクションプラン」を毎年作成して推進を図っているほか、SDGs未来都市として、平成30（2018）年以降124都市が選定され、神奈川県もSDGs未来都市となっています。
- ここ数年、SDGsの認知度は高まっており、本町職員もSDGs研修を受講しています。また、個別分野別計画でもSDGsに関連する記述が増えてきており、町としてSDGsにどのように取り組むか、全体的な方針を定めていく必要があります。
 今後は、SDGsの推進に向けて町の基本的方針やSDGsの観点から町の施策を関連付けるなど、よりSDGsへの具体的な取組みを明確にした「箱根町SDGs推進計画（仮称）」を策定します。
- SDGsは行政の取組みと親和性が非常に高く、これまでに実施してきた取組みの中にも、SDGsにつながる取組みが多々あります。これらを整理するとともに、箱根らしい取組みを進め、住民をはじめ国内外へアピールすることで、多様なステークホルダー⁵⁹との連携や、一層の観光客誘致などに役立てていくことが求められています。
- SDGsについての町民アンケートでは、SDGsの認知度が4割となっていたため、今後は町民の認知度を向上させる必要があります。
- SDGsの取組みについては、町民・職員アンケートや町民ワークショップで特に取り組むべき項目として挙げられた「3.すべての人に健康と福祉を」「8.働きがいも経済成長も」「11.住み続けられるまちづくりを」を最重要課題として、町の施策と関連付けながら的を絞って取り組んでいきます。

⁵⁹ ステークホルダー：企業活動を行う上で関わるすべての人のことを言います。地域住民、官公庁、研究機関、金融機関、そして従業員も含まれます。

(2) 今後の取組み方針

- ◇町民への周知を実施していきます。
- ◇SDGsの推進に向けて地域が直面する課題の洗い出しや課題解決に向け取組みます。
- ◇箱根町SDGs推進計画（仮称）を策定して国内外へアピールし、多様なステークホルダーとの連携のもと、一層の観光客誘致につなげます。

(3) 施策の展開

- **1 箱根町SDGs推進計画（仮称）の策定 ☆（関連施策：22-1、22-2、23-3）**
SDGsの推進に向けて、町が目指す姿や基本的な方針などを明らかにし、関係機関や住民などとの連携した取組みを円滑に進めるため、重点的取組みを具体的に定める箱根町SDGs推進計画（仮称）を策定し、計画的な取組みを進めます。
- **2 重点的取組みの推進（環境先進観光地箱根） ☆（関連施策：22-2、23-3、23-4）**
環境先進観光地を標榜する本町では、これまでも自然保護や省エネルギーなどの取組みを進めてきており、より一層恵まれた自然環境を保全・活用する取組みを進めます。
- **3 重点的取組みの推進（国際観光地箱根） ☆（関連施策：28-1、28-2、28-3、28-4、29-1、29-2、29-3、29-4、30-1、30-2、30-5、30-7、30-8、30-9）**
国際観光地箱根を標榜する本町では、国内外から多くの観光客が訪れることから、いつでも世界中の方々を歓迎できる取組みを進めます。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①町民のSDGs認知度の向上	40.0%	80.0%
②箱根町SDGs推進計画（仮称）の策定	—	策定済

施策 36 コロナ対策の推進（新規）

(1) 現状と課題

- 我が国においては、令和2（2020）年1月15日に最初の感染者が確認された後、大都市部を中心に感染拡大や減少を繰り返しながら、感染者及び死亡者は増加し続けている状況です。
 そうした中、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施等により、感染拡大を抑制する対策を講じており、その都度町民や町内事業者に対して感染防止対策の徹底を呼びかけてきました。
- ワクチン接種については、医療従事者を先行して実施し、国が示す接種順位に基づき接種を進めています。
 また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、また、国内でワクチンの接種が進む中、新規感染者に占める高齢者の割合が低い水準となるなど、ワクチンの効果が示唆されています。
 しかしながら、感染拡大防止の観点から、今後更なる確かな感染防止対策が求められています。
- 人の流れが抑制されていることから、観光を基幹産業とする町内の経済は大きな打撃を受けています。地域経済の持続可能性を高めることや、アフターコロナを見据えた取組みなどが求められています。
- 各種イベント等の事業が感染拡大防止の観点から従来どおりには開催できず、ウイズコロナ時代における事業開催のあり方が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する可能性があることから、救急活動等で使用する感染防止用資器材等の継続的な確保及び安全・安心に業務ができるよう消防施設の感染防止対策に向けた環境整備を図る必要があります。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難者スペースの確保等を図る必要があります。
- 新型コロナウイルスで自宅療養する際に、家族や友人等による支援が受けられない方については、食料品や衛生用品等の支給のほか、パルスオキシメーターの貸出し、燃せるゴミの収集等行っていますが、今後についても自宅療養の方が安心して療養できるよう支援していく必要があります。

(2) 今後の取組み方針

- ◇状況に応じた経済対策を実施し、持続可能な地域経済を目指します。
- ◇国・県・関係団体が示す感染症対策について引き続き町民、事業者、観光客に啓発していきます。
- ◇ワクチン接種については、引き続き接種対象となる町民が接種できるよう体制確保を図ります。
- ◇各種イベント、教室、会議、打ち合わせ等の開催方法や施設の運営方法を検討し、ウイズコロナ時代においても執行できる事業のあり方を検討します。
- ◇感染防止衣、感染防止用資器材及び消毒用資器材の整備と救急隊員等への二次感染防止に継続的に取組みます。
- ◇消防職団員が安全・安心に業務を遂行できるよう消防施設の感染防止対策に向けた環境整備に取組みます。
- ◇避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難者のソーシャルディスタンスの確保や健康管理を推進します。

(3) 施策の展開

■ 1 「新しい生活様式」の定着 ☆ (関連施策：1-4)

「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて周知を図ります。

■ 2 ワクチン接種の推進

ワクチン接種については、追加接種を実施していることから、平常化に向けて接種体制の整備を検討します。

■ 3 正しい情報の迅速な提供

ウイルスの特性やワクチンの効能など、町民が知りたいと思う情報をわかりやすく、正確かつ迅速に提供します。

■ 4 オンライン配信の積極的な利用 ☆ (関連施策：34-10)

町内外に広く一般に周知でき、いつでも気軽にアクセスできるオンライン配信を積極的に利用し、感染リスクの低減を図ります。

■ 5 会議等における感染拡大防止のための書面開催

会議やイベント等の打ち合わせについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から可能な限り書面で行い、出席者の感染リスクを低減します。

■ 6 所管施設における感染防止対策の徹底

入場時の検温、定期的な除菌作業と換気を行う等の感染防止対策を徹底して、引き続き感染リスク低減に取り組み、安心安全な施設運営を行います。

■ 7 各種イベントにおける感染防止対策の実施

イベント開催時における新型コロナウイルス感染防止対策として、参加人数の制限や予約制の導入など各種イベントのあり方について検討し、必要な対策を実施していきます。

■ 8 学校・園における感染防止対策の実施

園児・児童・生徒及び教職員等の健康と感染防止を第一に考え、必要な感染防止対策を実施します。

■ 9 事業者支援 ☆（関連施策：30-7）

新型コロナウイルス感染症など外的要因により中小企業・小規模事業者の業績等が悪化した際には、事業者のニーズにあった融資制度など効果的な支援を検討・実施し、事業継続や経営安定を図ります。

■ 10 町内経済活性化促進

新型コロナウイルス感染症など外的要因により町内経済が大きく落ち込んだ際には、割引クーポン券を販売するなど、町内経済の活性化、早期回復を図ります。

■ 11 感染防止用資器材等の整備

救急隊員等が着用する感染防止衣やマスク等の感染防止用資器材及び救急車内で傷病者に使用する感染防止用資器材、また、搬送後の消毒用資器材等の継続的な整備を図るとともに、今後、新たに有効な感染防止用資器材等が開発された場合の早期導入を検討し、さらなる感染防止を図ります。

■ 12 救急隊員等の健康管理

新型コロナウイルス感染者を搬送した救急隊員等に対して、二次感染を防止するため、必要に応じてPCR検査等の実施を検討し、救急隊員等の健康管理に努めます。

■ 13 消防施設の感染防止対策

消防庁舎での消防職員間の感染や消防団員の活動拠点である消防団詰所での消防団員間の感染を防止し、安全・安心に業務を継続して遂行するため、各施設の環境を整備します。

■ 14 避難所における感染症対策の推進

避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、備蓄品や資機材の整備・維持管理を推進します。また、交通防災アプリによる避難所の混雑状況の開示を行い、混雑を避けるべく情報発信に努めます。

■ 15 自宅療養者への支援の推進

新型コロナウイルスで自宅療養する際に、家族や友人等による支援が受けられない方については、食料品や衛生用品等の支給のほか、パルスオキシメーターの貸出し、燃せるゴミの収集等の支援対策を推進します。

(4) 目標とする指標

	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①新型コロナウイルス感染者数	－	0人
②クラスター発生数	－	0件
③避難所における新型コロナウイルス感染症新規感染者数	－	0人

6.

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略事業

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく戦略です。

策定の目的は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を基に、本町における、人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を箱根町から目指すことです。

まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、第6次総合計画に包含されるものであり、両計画を一体的に策定することで、より効率的かつ効果的なまちづくりを行うこととし、総合戦略の目的である人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

基本計画の見方

戦略目標1 箱根町への新しいひとの流れをつくる

戦略目標 戦略的に進める目標を示しています。

戦略目標1によって目指す姿

基本とする目標	現状値	目標値(令和8年度)
○社会増減	△113人 統計はこね(令和元年改定)-2.人口 -3.人口動態(平成30年) 人口統計調査	
○入込観光客数	18,960千人 平成30年入込観光客総評 観光課記者発表	

各戦略目標によって目指す姿 戦略目標ごとの取組みによって目指す姿を示しています。

目指す姿を表現する基本的方向

- 魅力ある地域資源を活かし、国際観光地「箱根」のさらなる振興を図ります。
- 自然、温泉といった町の魅力を効果的に発信し、交流人口、関係人口の創出を図ります。
- 若い世代への移住定住支援を総合的にを行います。

■戦略目標1の取組みにより貢献できるSDGsの目標■

4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを
---------------	--------------	-------------------	------------------

各戦略目標の取組みにより貢献できるSDGsの目標 戦略目標ごとに取組みにより貢献できるSDGsの目標を掲載しています。

戦略目標1の取組みを評価する重要業績評価指標(KPI)

重要業績評価指標	現状値	目標値	該当実施事業
1 外国人宿泊観光客数(人/年)	40,000	400,000	①国際観光地としての魅力づくり ②箱根ジオパークにした
2 お試し居住からの移住件数(組/累計)	3	20	③県西地域活用 ④若い世代へ
3 ふるさと納税寄付件数(件/年)	4,182	4,800	①国際観光地と ②箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり ⑤新しい箱根ファンの創出

各戦略目標の取組みを評価する重要業績評価指標(KPI) 取組みを評価するための指標を示しています。

施策
各施策の名称を示しています。

施策① 国際観光地としての魅力づくり

関連する総合計画施策 30, 33, 34

施策の方向

自然、温泉等、箱根町が誇る地域資源を活かして、町内外へ本町の魅力を浸透させ、国際観光地としての認知度向上やイメージアップを図るための施策を推進し、観光の活性化による交流人口の増加に努めます。

実施事業

■ 1 国際観光地「箱根」のさらなる振興

観光振興における行動指針である「箱根の観光ビジョン」を目的として、箱根町HOT21観光プラン推進「箱根の観光プラン」の各種施策の進行管理により、取組見直しを行います。

施策の方向・実施事業
各施策の方向性や実施事業を示しています。

平成30(2018)年4月に箱根DMOが設立され、その後町との連携が大きく強化されており、町とDMOの両輪で、HOT21観光プラン基本計画に示す観光ビジョンや基本戦略をさらに具体的な施策として着実に推進し、官民が一体となった観光振興を図ります。

■ 2 国際観光プロモーション事業

世界的な感染症の流行により衛生面や感染症対策の充実を重視する旅行者の増加が見込まれるため、町内の民間事業者とともに有望なインバウンド市場に対し、現地に出向いての町内感染症対策や衛生面での安全性を伝えるためのセミナー商談会の開催、旅行エージェント等を招聘してのファムトリップ事業の実施により、「箱根」の認知度の向上や、感染症対策状況等のPRを図り、外国人観光客が安心して目指せる観光地づくりに努めます。

■ 3 観光情報の発信

観光情報については、英語・中国語・韓国語・フランス語に対応しているインバウンド専用のホームページ「HAKONE JAPAN」により箱根の歴史や旬な情報などを世界へ発信します。また、総合観光案内所には引き続き英語・中国語・韓国語対応の職員を配置し、外国人観光客の受入強化を図ります。

■ 4 誘客宣伝事業 (国際観光推進事業)

外国人観光客の誘客宣伝及び受入体制の整備を図るため、外国語観光マップ(英語・中国語・韓国語)・外客向け箱根紹介小冊子(英語)の印刷などを行います。(外貨両替機の設置は完了。)

戦略目標1 箱根町への新しいひとの流れをつくる

戦略目標1によって目指す姿

基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○社会増減	△ 113人 統計はこね(令和元年度版)-2.人口 -3.人口動態(平成30年) 人口統計調査	0人
○入込観光客数	18,960千人 平成30年入込観光客総評 観光課記者発表	20,000千人

目指す姿を
実現する
基本的方向

- 魅力ある地域資源を活かし、国際観光地「箱根」のさらなる振興を図ります。
- 自然、温泉といった町の魅力を効果的に発信し、交流人口、関係人口の創出を図ります。
- 若い世代への移住定住支援を総合的にを行います。

■戦略目標1の取組みにより貢献できるSDGsの目標■



戦略目標1の取組みを評価する重要業績評価指標（KPI）

	重要業績評価指標	現状値	目標値	該当実施事業
1	外国人宿泊観光客数 (人/年)	40,000	400,000	①国際観光地としての魅力づくり ②箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり
2	お試し居住からの移住件数 (組/累計)	3	20	③県西地域活性化プロジェクトの推進 ④若い世代への移住・定住支援
3	ふるさと納税寄付件数 (件/年)	4,182	4,800	①国際観光地としての魅力づくり ②箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり ⑤新しい箱根ファンの創出

施策① 国際観光地としての魅力づくり

関連する総合計画施策 30, 33, 34

施策の方向

自然、温泉等、箱根町が誇る地域資源を活かして、町内外へ本町の魅力を浸透させ、国際観光地としての認知度向上やイメージアップを図るための施策を推進し、観光の活性化による交流人口の増加に努めます。

実施事業

■ 1 国際観光地「箱根」のさらなる振興

観光振興における行動指針である「箱根町観光振興条例」に基づく計画推進を目的として、箱根町HOT21観光プラン推進委員会を設置し「第2次箱根町HOT21観光プラン」の各種施策の進行管理により、取組み効果の検証と取組み方法の見直しを行います。

平成30(2018)年4月に箱根DMOが設立され、その後町との連携が大きく強化されており、町と箱根DMOの両輪で、第2次箱根町HOT21観光プラン基本計画に示す観光ビジョンや基本戦略をさらに具体的な施策として着実に推進し、官民が一体となった観光振興を図ります。

■ 2 国際観光プロモーション事業

世界的な感染症の流行により衛生面や感染症対策の充実を重視する旅行者の増加が見込まれるため、町内の民間事業者とともに有望なインバウンド市場に対し、現地に出向いての町内感染症対策や衛生面での安全性を伝えるためのセミナー商談会の開催、旅行エージェント等を招聘してのファムトリップ事業の実施により、「箱根」の認知度の向上や、感染症対策状況等のPRを図り、外国人観光客が安心して目指せる観光地づくりに努めます。

■ 3 観光情報の発信

観光情報については、英語・中国語・韓国語・フランス語に対応しているインバウンド専用のホームページ「HAKONE JAPAN」により箱根の歴史や旬な情報などを世界へ発信します。また、総合観光案内所には引き続き英語・中国語・韓国語対応の職員を配置し、外国人観光客の受入強化を図ります。

■ 4 誘客宣伝事業 (国際観光推進事業)

外国人観光客の誘客宣伝及び受入体制の整備を図るため、外国語観光マップ(英語・中国語・韓国語)・外客向け箱根紹介小冊子(英語)の印刷などを行います。(外貨両替機の設置は完了。)

■ 5 箱根関所誘客宣伝事業

所蔵している史料のデータベース化、復元施設である箱根関所及び箱根関所資料館内の展示史料等の解説内容の充実、多言語化を進めるとともに、二次元コードを活用し展示史料以外の情報もタブレット端末等で閲覧できるようにすることで入館者の満足度を向上させます。また、ホームページ等にもリンクさせ、外部への情報発信も拡充することで入館者の増を図ります。

■ 6 国際観光地箱根の玄関口にふさわしい賑わい・交流拠点の整備（新規）

旧箱根観光物産館と消防湯本分署の跡地については、町の玄関口として箱根湯本駅前地区全体の振興さらに箱根町全体の活性化に寄与するような賑わい・交流拠点を民間のアイデアや資金を活用して整備します。

施策② 箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり

関連する総合計画施策 28, 31, 32

施策の方向

箱根町の訪問者に、自然にふれ、学び、楽しんでもらうことで国立公園「箱根」を体感してもらうとともに、町民も地域の魅力を再発見し、箱根町に住み続けたいと思えるようなまちづくりへとつなげます。

実施事業

■ 1 箱根ジオパーク推進事業

箱根ジオパークのネットワークを活用し、学習講座の開催や、箱根火山の知識及び過去に発生した自然災害の防災教育への活用、移住希望者への魅力発信、ユニバーサルデザインの視点による取組みの促進等、枠にとらわれないジオパーク活動の事業展開を図ります。

■ 2 日本遺産箱根八里の知名度向上（新規）

日本遺産である箱根八里をPRするため、各種イベントで紹介パンフレットを配布するほか、構成文化財を所有する静岡県や神奈川県、三島市、函南町、小田原市と連携を図ります。

■ 3 伝統文化継承事業（新規）

日本の貴重な伝統文化である古典芸能の邦楽や邦舞の保存・伝承及び後継者の育成など古典芸能の振興を図ります。

■ 4 箱根物産振興事業（新規）

箱根寄木細工など、伝統的な木製品産業の振興を図るとともに、民間企業と協力して、伝統技術の継承・後継者育成を図ります。

施策③ 県西地域活性化プロジェクトの推進

関連する総合計画施策 1, 18, 36

施策の方向

コロナ禍をきっかけにした「新たな日常」下の価値観の変化をチャンスと捉え、都心から近い距離にある豊かな自然など、この地域が備えている特性を前面に押し出し、地域外の人にとって移り住みたくなる地域として、魅力を向上させ、移住・定住を促します。

実施事業

■ 1 滞在型サテライトオフィス（リモートワーク）体験事業

空き家等を活用して、法人版のトライアルステイを実施する。サテライトオフィスとして都心の会社が利用できるようにテレワークなどに対応した施設の改修を行い、企業誘致や関係者の移住・定住を促します。

■ 2 新しい生活様式による新しい納税方法の導入事業

自宅や外出先からスマートフォンやパソコンで税金の納付をすることができるモバイルレジ・モバイルクレジット及び電子マネー（LINEPay や PayPay）の導入により町民や町外の納税者の利便性を高めるとともに感染防止を図ります。

■ 3 水泳教室・水中プログラムの開発

町民の健康を推進するために水泳教室や水中運動プログラムを活用した方法で健康維持に努めます。

施策④ 若い世代への移住・定住支援

関連する総合計画施策 18

施策の方向

若者世帯への住宅購入費等の助成を行うことにより、若い世代への定住支援を図ります。

また、移住を検討している方に対して情報発信や相談体制の拡充を図るなど、総合的に移住支援を行います。

実施事業

■ 1 移住に関する情報の発信

若い世代に対して、移住パンフレットのほかSNS等を活用し、移住や定住に関する情報発信を行います。

■ 2 移住に関する窓口の整備

箱根への移住や宣伝を担当する窓口について、一括して移住者等への円滑な対応が行えるように整備するとともに、民間移住支援団体等とも連携し、移住を希望する人たちに対する継続的なサポートを行います。

■ 3 若者世帯を対象とした住宅取得等への助成

若者世帯や子育て世帯が新たに家やマンション等を購入する際の費用や新婚世帯の民間賃貸家賃の一部を助成することにより、定住化の促進や子育て支援を図ります。

■ 4 お試し居住制度の充実

箱根での生活を体験できるよう空き家を活用したお試し居住制度をさらに充実させ、移住・定住に向けてのきめ細やかな支援を実施します。

■ 5 新たな拠点づくりの推進

テレワーク等への就業形態の変化に対応するなど、コワーキングスペース⁶⁰やコミュニティスペースの設置を進め、仕事や暮らしをつなぐ拠点づくり、また移住しやすい環境づくりを推進します。

⁶⁰ コワーキングスペース：「Co（共同の、共通の）」に「work（はたらく）」「space（場所）」を合わせた言葉で、事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを指す。

施策⑤ 新しい箱根ファンの創出

関連する総合計画施策 30

施策の方向

町ホームページやSNS等を活用し、箱根の温泉や自然、住み暮らす魅力を町内外へアピールし、移住・定住や二地域居住の推進のほか、関係人口創出につなげます。

実施事業

■ 1 シティセールスの実施

町ホームページやパンフレットのほか、SNS等を活用し、より多くの人に箱根の魅力について知ってもらえるように広く情報発信を行います。

■ 2 関係人口の拡大

ワーケーション⁶¹の推進などにより、新たに本町の魅力を多くの人に知ってもらうとともに、交流を促進し、地域と多様な形で継続的に関わる関係人口の拡大を図ります。

■ 3 ふるさと納税の拡充

ふるさと納税について、返礼品の拡充や新たなポータルサイト掲載を行うほか、宿泊補助券やランチ券等の返礼品により、箱根に来てもらうきっかけとし、箱根の魅力を知ってもらうことにつなげ、新たな箱根ファン創出を図ります。

⁶¹ ワーケーション：「work（はたらく）」に「vacation（休暇）」を合わせた言葉で、リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。

戦略目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う

戦略目標2によって目指す姿


基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○合計特殊出生率 (15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)	0.82 <small>平成30年神奈川県衛生統計年報 -人口動態調査-総覧</small>	1.00
○年少人口（0歳～14歳）	746人 <small>統計はこね(令和元年度版) -2.人口-6.年齢3区分別人口 (平成31年)年齢別人口統計調査</small>	750人

目指す姿を
表現する
基本的方向


- 結婚から育児までの切れ目ない支援や女性の活躍支援を行い、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう環境を整えます。
- 人を育て、箱根の特色を活かした教育の充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスを促進し、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めます。

戦略目標2の取組みにより貢献できるSDGsの目標


3 すべての人に健康と福祉を




4 質の高い教育をみんなに




8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



戦略目標2の取組みを評価する重要業績評価指標（KPI）

	重要業績評価指標	現状値	目標値	該当実施事業
1	子育ての環境や支援への満足度（就学前児童の保護者）で“高い”“やや高い”と回答した割合（%）	28.9	+5	①結婚の希望を叶えるための支援 ②安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり ③子育て世代への負担の軽減
2	学校での勉強が楽しいと感じる割合（%）	-	80	④ICTを活用した学校教育の推進 ⑤箱根の特色を活かした教育の実施
3	認定こども園・保育所放課後児童クラブ待機児童数（人/年）	0	0	③子育て世代への負担の軽減 ⑥働きながら安心して子育てができるまちづくり ⑦ワーク・ライフ・バランスの実現

施策① 結婚の希望を叶えるための支援

関連する総合計画施策 33

施策の方向

民間活動団体や地域コミュニティ団体等への支援や協力を通じて、若い世代の活動の場や交流の場、そして結婚の願いを叶えるための出会いの場の提供を図ります。また民間賃貸住宅の家賃補助等をとおして、結婚後の生活費用の負担軽減を図ります。

実施事業

■ 1 民間団体等への支援、事業協力

町内在住在勤の若者の交流を促進するため、出会いの機会の創出イベント等を実施する民間団体等への協力や支援に取り組んでいきます。

また近隣市町とも連携、協力し、出会いの機会の創出を図ります。

■ 2 若者世帯等を対象とした住宅取得等への助成

若者世帯や子育て世帯が新たに家やマンション等を購入する際の費用や新婚世帯の民間賃貸家賃の一部を助成することにより、定住化の促進や子育て支援を図ります。

施策② 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり**関連する総合計画施策 2****施策の方向**

子育て世代包括支援センターの運営等により、妊娠を望んだときから育児まで切れ目のない相談支援を行うとともに、不妊・不育症治療費の助成や母子保健活動推進事業などを実施し、安心して子どもを産み、子育てができる環境を整えます。

実施事業■ 1 不妊・不育症治療費助成事業

不妊症や不育症の治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

■ 2 母子保健活動推進事業

妊娠期から幼児期までの心身の健康管理及び安心して子育てができる土台づくりを行うための母子保健を推進します。

■ 3 子育て支援センター等運営事業

少子化・核家族化に伴う育児不安の解消や育児支援を図るため、アドバイザーが助言・指導を行う子育て支援センター等を運営します。

■ 4 子育て世代包括支援事業（新規）

箱根町子育て世代包括支援センターの運営により、保健師などの専門職が、妊娠を望んだときから育児まで切れ目のない相談支援を行います。

■ 5 子育て家庭応援事業（新規）

乳児家庭全戸訪問や養育支援の実施等を通じて、支援を要するすべての子の児童福祉の向上を図ります。

■ 6 産後ケア事業（新規）

産後間もない子育て家庭に育児や日常生活の支援を行う専門家を派遣して安心を感じてもらおうとともに、産後うつや児童虐待予防を図ります。

■ 7 産婦健康診査助成事業（新規）

産後間もない産婦が母体の身体的機能の回復や精神状態を把握するための健康診査に要する費用を助成します。

施策③ 子育て世代への負担の軽減

関連する総合計画施策 2,8

施策の方向

子育て家庭に対し、幼児教育・保育・給食の無償化や医療費補助など充実した経済支援を図ります。

実施事業

■ 1 小児医療費助成事業

中学校卒業までの児に対し、医療費の自己負担額を全額補助します。

■ 2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭について、18歳の年度末まで（障がいのある場合は20歳）の児と、保護者の医療費の自己負担額を全額補助します。

■ 3 出産祝い金の支給

第2子以降を出産する保護者に対して祝い金を支給し、出産初期における経済的負担の軽減を図ります。

■ 4 通学支援制度等の維持

小・中学校だけでなく高等学校等への通学費を補助するとともに、高等学校や大学等への奨学金制度を引き続き実施し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

■ 5 こども宅食サービス事業（新規）

児の見守り機能を持たせた弁当の配達サービスを実施し、生活安定と欠食防止を図ります。

■ 6 乳幼児保育等利用費補助事業（新規）

幼児教育・保育無償化の国制度対象外世帯について、町独自に保育料、給食の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。

■ 7 学校給食費の一律無償化（新規）

町民の暮らし第一のまちづくりの一環として、町立小・中学校の給食費を一律無償化し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

施策④ ICTを活用した学校教育の推進**関連する総合計画施策 8****施策の方向**

タブレット端末などを用いて授業等ができる環境を整え、ICT（情報通信技術）を活用した学校教育を推進します。

実施事業**■ 1 ICTを活用した学校教育の推進**

教職員及び児童・生徒用に導入したタブレット端末を授業等で活用し、児童・生徒にとって分かりやすい授業を実践するとともに、学習支援ソフトの活用等により基礎学力の定着を図り、学力向上に取り組めます。

施策⑤ 箱根の特色を活かした教育の実施**関連する総合計画施策 2,8****施策の方向**

箱根の自然・歴史・文化だけでなく、国際観光地としての特色を活かし、「箱根を愛し、貢献できる人」を育む「箱根教育」をさらに深化・推進し、各園・学校が共通して「箱根教育」に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進します。

実施事業**■ 1 園・小・中一貫教育（分離型）の推進**

学校は地域コミュニティの中心的存在であることから、現在の3小学校、1中学校は児童・生徒数が減少しても統廃合せずに、「箱根を愛し（箱育）かしこく（知育）やさしく（徳育）たくましく（体育）」を箱根教育の合言葉に、各園・学校が共通して箱根教育に取り組むとともに、各園・学校の特色を活かした教育にも取り組み、保護者を含めた町民への周知を図りながら「園・小・中一貫教育（分離型）」を推進します。

■ 2 箱根教育の推進（新規）

箱根の自然・歴史・文化だけでなく、国際観光地としての特色を活かして地域教育に取り組むとともに、漢字の読み書きや計算等の基礎学力の定着を図る「箱根ミニマム」、町独自教材の「おもてなし英語」、子ども達の心を育む「箱根ハートフルプログラム」等にも取り組み、「箱根を愛し、貢献できる人」を育成します。

施策⑥ はたらきながら安心して子育てができるまちづくり

関連する総合計画施策 2,7

施策の方向

保護者が働きながら安心して子育てができるよう、放課後児童クラブや保育の拡充などに努めます。

実施事業

■ 1 放課後児童クラブの拡充

放課後児童クラブの運営を公設民営とし、安定的に人材を確保しながらサービスの向上を図ります。

■ 2 保育機能の充実

認定こども園における休日保育や、幼稚園における預かり保育の実施により、働く親と子どもたちを支援する環境づくりに努めるとともに、夜間保育の対応について検討します。

■ 3 (仮称)ファミリー・サポート・センター運営事業(新規)

地域における子育ての相互援助活動を推進するとともに、多様な子育てのニーズへの対応を図るため、ファミリー・サポート・センターの設置・運営を検討します。

施策⑦ ワーク・ライフ・バランスの実現

関連する総合計画施策 7

施策の方向

男女ともに家庭や地域活動に参画し、生きがいをもって生活していくことができるよう、働き方の見直しを促進するとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、仕事と子育て、介護などが両立できるような環境づくりを総合的に進めていきます。

実施事業

■ 1 講演会の実施・啓発誌の発行

長時間労働是正や多様な働き方のできる就業環境づくり等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、町民や町内事業者のニーズに見合うテーマの講演会や啓発誌の作成等を行い、普及啓発に努めます。

■ 2 「えるぼし・プラチナえるぼし認定」企業の増加

町内事業所に対し、厚生労働省による女性活躍推進企業認定「えるぼし・プラチナえるぼし認定」の周知を行い、認定企業を増やします。

戦略目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める

戦略目標3によって目指す姿

基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○定住意向	46.8% 令和2年実施町民アンケート	50%以上
○暮らし満足度	65.2% 令和2年実施町民アンケート	70%以上

目指す姿を
実現する
基本的方向

- 空き家の利活用により地域の活性化を進めるなど空き家対策に取り組めます。
- 地域の特色を活かした協働のまちづくりを進めます。
- 計画的な点検、予防的な修繕などによる老朽化対策など、公共インフラを永く、有効的に活用する取組みを進めます。

戦略目標3の取組みにより貢献できるSDGsの目標



戦略目標3の取組みを評価する重要業績評価指標（KPI）

	重要業績評価指標	現状値	目標値	該当実施事業
1	空き家等の利活用による町民交流施設数（件／累計）	1	3	①空き家などの有効活用を図る ②まちづくりを行う町民や企業への支援 ④世代間の交流を図る
2	活力あるまちづくり支援補助金交付件数（件／年）	1	3	②まちづくりを行う町民や企業への支援 ④世代間の交流を図る
3	買い物環境に不便と感じる割合（％）	85	70	③生活利便性の向上を図る

施策① 空き家などの有効活用を図る

関連する総合計画施策 18

施策の方向

高齢化や核家族化が進む中、空き家等が増加しているため、情報を的確に収集し、空き家バンクに登録することで、空き家の利活用を促進します。また空き家の利活用方法を研究し、定住化の促進や地域の活性化につなげます。

空き物件等を活用する取組みについての相談や支援により、既存の建築ストックの有効活用を図ります。

実施事業

■ 1 空き家バンク制度の促進

民間団体等と協力し、現在実施している空き家バンク制度の利用促進を図ります。

■ 2 起業・事業者への相談・支援

空き店舗や空きスペースについて、店舗や事務所として活用できるよう新規起業家などが参入しやすい環境を整えます。

また、空き物件等を活用したサテライトオフィスなどの設置を検討する民間事業者に対して、相談や活用に対する支援を行います。

■ 3 お試し居住制度の充実（再掲）

箱根での生活を体験できるよう空き家を活用したお試し居住制度をさらに充実させ、移住・定住に向けてのきめ細やかな支援を実施します。

■ 4 空き家利活用の支援

民間団体等と連携して、空き家の所有者に対し、利活用方法や改修方法の提案、アドバイスなどを行うほか、空き家の有効活用による定住支援や起業支援によって、地域の活性化を図ります。

施策② まちづくりを行う町民や企業への支援

関連する総合計画施策 24, 33

施策の方向

箱根町景観計画をはじめとした各施策に基づき、まちづくりを行う町民や団体、企業などへの支援を行い、町民主体のまちづくりを進めます。

実施事業

■ 1 景観まちづくり推進事業

地域のまちづくり活動に取り組む団体及び景観協力店認定を目指す店舗等に、景観改善のための修景費用に対して補助をしていくほか、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する等の支援を行い、地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図ります。

■ 2 まちづくりを行う団体等への支援や協力

魅力あふれるまちづくりを行う地域コミュニティ活動団体等への支援と協力をを行い、町の活性化を推進します。

施策③ 生活利便性の向上を図る

関連する総合計画施策 21, 33

施策の方向

今後、高齢化の進展、また買い物弱者や交通弱者の増加が見込まれるため、民間事業者と協力し、町民の移動手段でもある交通や買物環境の整備など町民の生活利便性の向上を図っていきます。

実施事業

■ 1 交通や買い物の利便性向上

民間事業者と協力し、町民の移動手段でもある交通や買物環境といった町民の生活利便性の向上を図っていきます。

■ 2 民間事業者等との包括連携強化

町内の民間事業者等との包括連携により、町民の生活利便性の向上に関する取組みへの連携強化や、災害時における拠点のひとつとして機能できるよう連携して取り組んでいきます。また、町民及び観光客に対して、町の情報を発信する拠点となるよう連携していきます。

■ 3 交通結節点の整備（新規）

仙石原交差点周辺で計画されているバスターミナル整備に合わせて、地域住民や観光客の移動の円滑化が図れるように、交通広場⁶²や二次交通⁶³の検討、整備を進めていきます。

⁶² 交通広場：歩行者、バス、タクシーなどの交通を適切に処理するために、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる歩行者空間を中心とした広場のこと。

⁶³ 二次交通：複数の交通機関を使用する場合の2種類目の交通機関を指す。観光地においては、主に鉄道駅等から観光目的地までの交通のこと。

施策④ 世代間の交流を図る

関連する総合計画施策 3, 4, 12

施策の方向

異世代間交流やグループ活動などのふれあいをとおして相互理解を図り、全員参加型のまちづくりを推進します。

実施事業

■ 1 幼稚園、保育園等における高齢者との交流事業の実施

幼稚園、保育園において幼児と高齢者との交流を実施し、世代間のふれあいや交流を図るとともに、地域における隣人・仲間意識の向上、高齢者の生きがいづくりなどに取組みます。

具体的には、敬老会やはつらつスポーツ大会などの敬老イベントにおいて、幼児と高齢者がふれあえる取組みを行っていきます。

■ 2 多世代交流スペースの設置

空き家等を活用し、多世代（未就学児・高齢者等）が、くつろいで利用できるフリースペースを提供し、地域コミュニティづくりを推進します。

施策⑤ 道路の効果的な維持管理や改良を行う

関連する総合計画施策 17

施策の方向

計画的な点検、予防的な修繕などにより、公共インフラを永く、有効的に活用する取組みを進めるとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を高め、誰もが安全で通行しやすい道路環境の整備を図ります。

実施事業

■ 1 町道整備・改良事業

道路の維持修繕や改良工事、橋りょうの点検や耐震改修工事等を実施するとともに、歩道整備や路肩のカラー舗装等を行い、安全で安心な道路環境の整備を進めます。

■ 2 道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路のうち「箱根町建築行為にかかる道路後退用地整備要綱」に基づき、新たに道路用地となる土地を整備し、狭あい道路の解消に努めます。

施策⑥ 公園機能の拡充を図る

関連する総合計画施策 18

施策の方向

公園や緑地の整備を推進し、快適で安全な都市空間の創出を図ります。

実施事業

■ 1 公園整備事業

町内で唯一の近隣公園である仙石原公園について、民間活力導入の可能性を検討しつつ、公園施設の再整備を行うことで、仙石原交差点周辺のまちづくりにおける魅力的な拠点施設を創出します。

戦略目標4 町内で安心して働けるようにする

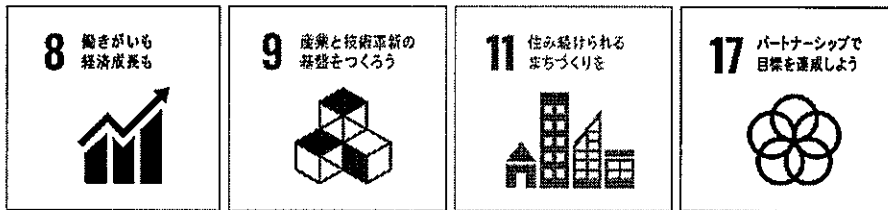
戦略目標4によって目指す姿

基本とする目標	現状値	目標値（令和8年度）
○就業者数	13,348人 統計はこね(令和元年度版) -3.事業所-1.事業所の推移 (平成28年)経済センサス-活動調査	13,500人
○起業・創業件数	59件 税務課新規法人届出件数(令和2年度) ・個人事業主開業届届出件数(令和2年度)	80件

目指す姿を
実現する
基本的方向

- 基幹産業である観光業の振興と、付帯するサービス業・小売業等を中心とした雇用を創出します。
- 箱根寄木細工などの伝統工芸の担い手の育成を図り、地場産業の振興を図ります。
- 起業支援に取り組むほか、若者がやりがいを感じる新たな産業を創出します。

■戦略目標4の取組みにより貢献できるSDGsの目標■



戦略目標4の取組みを評価する重要業績評価指標（KPI）

	重要業績評価指標	現状値	目標値	該当実施事業
1	求人マッチングサイト応募数（件/年）	0	20	①町内企業への支援の実施 ③就職のための支援の実施
2	中小企業等アドバイザー派遣件数（件/年）	2	5	①町内企業への支援の実施 ②起業支援の実施 ④後継者育成支援の実施
3	起業・創業支援件数（件/年）	-	20	②起業支援の実施 ④後継者育成支援の実施

施策① 町内企業への支援の実施

関連する総合計画施策 25,30

施策の方向

事業継続・経営安定に対する支援等の実施により、町内企業活動のさらなる活性化を図り、継続的な雇用を創出します。

実施事業

■ 1 町内企業の事業継続・経営安定に対する支援

町内企業の設備投資に対する支援を行い、産業振興や経営基盤の強化を図ります。

また、外的要因により中小企業・小規模事業者の業績等が悪化した際には、事業者のニーズにあった融資制度など効果的な支援を検討・実施し、事業継続や経営安定を図ります。

■ 2 中小企業者等アドバイザー派遣事業

商工会議所と連携し、中小企業者等の経営の安定及び活性化を図るためその経営、労務、金融等について専門的知識又は実務経験を有する者を派遣します。

■ 3 要緊急安全確認大規模建築物耐震化補助事業

耐震改修促進法の改正により耐震診断義務づけの対象となった大規模建築物について、耐震診断及び耐震改修に要する経費に対して補助金を交付し、負担軽減を図るとともに、耐震化率の向上を図ります。

施策② 起業支援の実施

関連する総合計画施策 30

施策の方向

商工会議所や金融機関との連携により、起業セミナーの開催や、後継者がいない事業主と起業希望者をつなぐ取組み、空き物件等の店舗や事務所活用といった取組みを通じた起業支援を行います。

実施事業

■ 1 起業支援等事業計画に基づき、起業セミナー等の開催

商工会議所や金融機関との連携により、相談窓口の設置や起業セミナー等の開催を通じて、創業までのトータルな支援や創業後のフォロー（販路開拓など）を行います。

■ 2 事業承継の支援

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターと連携をし、後継者のいない事業主と、事業の承継を希望する起業希望者等をつなぐ、事業承継の取組みを進め、企業における後継者問題の解消に努めるとともに、企業ブランド力の維持を図ります。

■ 3 起業・事業者への相談・支援（再掲）

空き店舗や空きスペースについて、店舗や事務所として活用できるよう新規起業家などが参入しやすい環境を整えます。

また、空き物件等を活用したサテライトオフィスなどの設置を検討する民間事業者に対して、相談や活用に対する支援を行います。

施策③ 就職のための支援の実施

関連する総合計画施策 30

施策の方向

就職に関する情報提供や相談業務の実施等を通じて、若い世代に対して町内企業の魅力を広め、就職を支援します。

実施事業

■ 1 就職に関する情報提供や相談業務の実施

求職者や就学のために町を出た若者等へ町内企業の魅力を発信するとともに、就職相談を行い様々な職種への就職について支援します。

商工会議所と連携し、若者の就業の幅を広げるインターンシップ制度等を活用する民間企業や教育機関の取組みを支援します。

■ 2 就職セミナーの開催

地元企業や事業所と協力して、学生に対する就職セミナーを開催し、企業のPRを行います。併せて箱根町での暮らし方と町の支援の内容についても紹介し、就職後の町内での生活に係る不安解消に努めます。

■ 3 雇用確保支援事業

求人情報を広く提供するため、「求人マッチングサイト」を活用し、求職者、町内の事業所の人材不足解消を支援します。また同サイト内に高齢者や女性をターゲットとした専用求人サイトを設け、高齢者の生きがいづくりや子育て後の就労を後押しします。

■ 4 人材マッチング事業の実施

神奈川県及びハローワークが共催する企業とのマッチング事業への会場提供や周知等に協力し、町内企業の就職支援を図ります。

施策④ 後継者育成支援の実施

関連する総合計画施策 32

施策の方向

旅館ホテル従業員の卓越した技能や、箱根寄木細工などの伝統工芸を若い世代に伝えていくとともに、インターンシップの機会を設けるなど、民間企業と協力した後継者育成支援に取り組めます。

実施事業

■ 1 観光産業等におけるインターンシップの支援

商工会議所と連携し、若者の就業の幅を広げるインターンシップ制度等を活用する民間企業や教育機関の取組みを支援します。

■ 2 箱根物産振興事業（新規）（再掲）

箱根寄木細工など、伝統的な木製品産業の振興を図るとともに、民間企業と協力して、伝統技術の継承・後継者育成を図ります。

■ 3 伝統文化継承事業（新規）（再掲）

日本の貴重な伝統文化である古典芸能の邦楽や邦舞の保存・伝承及び後継者の育成など古典芸能の振興を図ります。

■ 4 優良従業員の表彰の実施

技術・技能の継承や後継者の育成を目指し、優良な民間企業の従業員への顕彰を実施していきます。



7. 計画の検証

前期基本計画

		目標値（令和3年度）	現状値（令和元年度）
基本目標 1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり			
施策1 健康づくりの推進			
1	特定健康診査の受診率（受診者数÷対象者数）	60%	31.3%
2	がん検診の受診率	50%	25.0%
3	温水プールの年間利用者数	27,000人	13,032人
4	休日の急病患者の一次救急医療の確保（医科）	54日	54日
施策2 子育て支援の充実			
1	認定こども園・保育所待機児童数	0人	0人
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
3	乳幼児健康診査受診率	100%	94.4%
4	子育て支援講座参加者数	30人	6人
施策3 地域福祉の充実			
1	ボランティア団体数	12団体	10団体
2	住民交流会（サロン）設置地域数及び団体数	5地域	5地域
		12団体	11団体
施策4 高齢者福祉の充実			
1	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の設置世帯数	50世帯	35世帯
2	長寿健康診査の受診率（受診者数÷対象者数）	60%	36.6%
3	配食サービス事業の年間の延べ配食数	6,000食	5,996食
4	老人クラブの会員数	700人	593人
施策5 障がい者福祉の充実			
1	在宅障がい児者の通所率	100%	100%
2	在宅障がい児の機能訓練会等への参加者数（年間延べ人数）	280人	218人
3	訪問系サービス利用者数（人/月）	20人	15人
施策6 社会保障の充実			
1	国民健康保険料の収納率	78%	80.9%
2	高齢者の健康相談件数	225件	166件
施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現			
1	認定こども園・保育所待機児童数（再掲）	0人	0人
2	子育て支援講座参加者数（再掲）	30人	6人

		目標値（令和3年度）	現状値（令和元年度）
基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり			
施策8 学校教育の充実			
1	町内小・中学校児童・生徒の地域行事への参加率	80%	75.8%
2	町内小・中学校児童・生徒の読書量が1日30分以上の割合	70%	62.6%
3	それぞれの子どもが持っている自尊感情	66.7%	65.0%
施策9 生涯学習の推進			
1	全公民館の年間利用者数	38,000人	25,120人
2	町民一人当たりの図書貸出冊数	2.15冊	1.89冊
3	自治学習出張講座の利用件数	20件	3件
4	生涯学習フェスティバル登録行事数（文化系行事）	10回	3回
施策10 文化・芸術活動の推進 文化・芸術活動の推進			
1	町民文化祭の参加人数	700人	527人
施策11 家庭教育の充実			
1	家庭教育講座参加者数	130人	77人
2	幼保小中学校での家庭教育に関する取組み数	38件	34件
3	広報等での家庭教育啓発記事数	6件	6件
施策12 青少年の健全育成			
1	青少年関係事業への児童・生徒の参加率	25%	20.0%
施策13 文化財の保護と活用			
1	箱根関所入館者数	400,000人	280,017人
2	郷土資料館利用者数	10,000人	6,992人
3	文化財ボランティア数（延人数）	230人	54人
4	郷土資料館所蔵資料の利用点数	80点	48点
5	箱根関所学校利用プログラム利用件数	50件	96件
施策14 スポーツ活動の推進			
1	箱根路森林浴ウォーク町民参加者数	150人	63人
2	箱根町総合体育館の稼働率	50%	40.5%
3	スポーツ教室・大会等開催回数	6回	3回
施策15 男女共同参画・人権尊重の推進			
1	男女共同参画講演会参加者数	100人	60人
施策16 多文化交流の実現			
1	ホームステイ・ホームビジット参加人数	2人	2人
2	ホストタウン登録数	3件	3件

		目標値（令和3年度）	現状値（令和元年度）
基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり			
施策17 道路・交通網の充実			
1	主要町道9路線の整備エリアの整備率	4,100m	2,996m
		100%	73.1%
2	橋りょう保全改修数	6橋	5橋
施策18 住環境の整備			
1	お試し移住・体験者数（年間）	18件	6件
施策19 生活環境の整備			
1	花いっぱい運動参加団体数	25団体	23団体
2	美化清掃参加団体数	55団体	30団体
3	不法投棄パトロール回数	30回	25回
4	有害野生鳥獣（猪）捕獲数（3か年平均）	70頭	73頭
施策20 上下水道の整備			
1	水道事業における有収水量率	81%	84.9%
2	第1号公共下水道整備率	89.8%	89.8%
3	第2号公共下水道整備率	77.7%	78.7%
施策21 地域交通の利便性の確保			
1	パークアンドサイクルの年間利用件数	4,500件	4,466件
基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり			
施策22 循環型社会の形成			
1	ごみの資源化率	12%	5.8%
2	ごみの焼却処理量	14,000トン	13,956トン
施策23 自然環境の保全			
1	資源保全基金の年間寄付金額	6,000千円	4,799千円
2	豊かな森林づくり（水源かん養）の実施面積（実施町有地の延面積）	337.8ha	144.9ha
3	間伐材搬出促進事業に係る搬出実施面積（累計）	73.4ha	85.93ha
施策24 景観の保全・形成			
1	景観まちづくり協力店の認定件数（累計）	20件	15件
施策25 防災対策の推進			
1	神奈川県西部地震の被害想定に基づく、避難者及び帰宅困難者のための食料備蓄率	100%	100%
2	防災講演、出前出張講座等の依頼数に対する講演会等の実施率	100%	100%
3	木造住宅耐震診断費に対する年間助成件数	10件	2件

		目標値（令和3年度）	現状値（令和元年度）
施策26 消防・救急対策の充実			
1	応急手当の普及啓発受講者数	750人	602人
施策27 交通安全・防犯の充実			
1	町立小学校及び認定こども園・幼稚園・保育所での交通安全教室開催	100%	100%
2	町内高齢者（65歳以上）へのドライビングスクールの参加者数	30人	15人
3	消費生活に関する相談件数	50件	44件
基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり			
施策28 観光資源の開発と活用			
1	観光協会ホームページのアクセス数	2,500,000回	2,963,996回
施策29 観光拠点整備と魅力向上			
1	森のふれあい館の入館者数	18,000人	14,208人
2	公衆トイレ改修(洋便器化)率	100%	100%
施策30 多様な観光資源を活用した 誘客と受入体制の整備			
1	年間入込客数	2,000万人	1,896万人
2	観光産業融資利子補給事業の利用件数	25件	4件
施策31 箱根ジオパークの推進			
1	箱根ジオパークサポーター登録者数	100人	36人
施策32 伝統産業や観光行事の振興施策			
1	畑宿寄木会館来館者数	25,000人	9,947人
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化			
施策33 協働のまちづくりの推進			
1	誰でも参加できる町政情報提供機会回数（年間の開催数）	2回	1回
施策34 計画的な行財政運営			
1	行財政改革アクションプランの進捗率	100%	33%
2	町税徴収率（3か年平均）	91.7%	94.9%

第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略

●数値目標

		目標値（令和3年度）	現状値
基本目標1 箱根町への新しい人の流れをつくる			
1	滞在人口数	平日57,600人 休日80,000人	平日32,149人 休日45,723人(H30)
2	移住あっせん件数	10件/年	約20件/年
基本目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う			
1	子どもがいる世帯数	5年間で10%増	令和2年度国政調査 結果発表前
2	人口構成の割合 (平成32年で)	年少人口7.4% 生産年齢人口56.3%	年少人口6.8% 生産年齢人口56.1% (平成31年統計はこね)
基本目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める			
1	空き家の活用件数	5年間で30件	45件(R2年度)
2	多世代交流スペースの利用者数	年間100人	約70人/年(R2年度)
基本目標4 町内で安心して働けるようにする			
1	新規就業者数	5年間で1,500人	数値根拠不明
2	就業者のうち町内に居住する割合	5年間で5%の増加	令和2年度国政調査結 果発表前

●重要業績評価指標（KPI）

		目標値（令和3年度）	現状値
基本目標1 箱根町への新しい人の流れをつくる			
①国際観光地としての魅力づくり			
1	外国人観光客数	1,000,000人	103.8万人(H29)
2	箱根元気プロジェクトにおける情報発信リサーチ数	500,000人/年	242万人/年(H28)
3	Free Wi-Fi環境改善事業におけるアプリのダウンロード数	28,000人/年	3,046件/年(H30)
②箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり			
1	ジオツアー等参加者	25,000人/年	26387人/年(R01)
③県西地域活性化プロジェクトの推進			
1	森林セラピー基地の認定	1箇所	1箇所(H27)
2	はこじょ森林セラピープロジェクト参加者数	延べ250人	延べ220人(R02)
④若い世代への定住支援づくり			
1	若者世帯を対象とした住宅取得等への助成	2件/年	5件/年(R02)
⑤地域内外に箱根ファンをつくる			
1	箱根町ホームページスペシャルコンテンツ閲覧数	20,000件/月	9,038件/年(R02)
2	お試し居住応募倍率	5倍/年	7倍/年(R02)
基本目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う			
①出会いの場の創出			
1	出会いの場の創出事業を通じた成婚数	3組/年	0組/年(H30)

		目標値(令和3年度)	現状値
② マタニティに優しいまちづくり			
1	子育て支援センター、サロンの設置箇所数	3箇所	3箇所(R02)
③ 子育て世代への負担の軽減			
1	子育ての環境や支援への満足度(就学前児童の保護者)で“高い”“やや高い”と回答した割合	プラス5%	28.9%(H30)
④ ICTを活用した園小中一貫教育等の実施			
1	TV会議を活用した授業、保育及び会議の回数	各校・園1回/月	1回/月(R02)
2	観光学習を小学校5年生~中学校3年生で実施	小学校 10時間/年 中学校 15時間/年	各校10時間/年(R02)
⑤ 箱根の特色を活かした教育の実施			
1	検定試験(GTEC for STUDENTS)の中学校3年生の成績	試験の7割以上の 得点者が全体の10%	試験の7割以上の得点者が全体の0%(R02)
⑥ 働く親への支援			
1	放課後児童クラブの定員数	86人	88人(R02)
⑦ ワーク・ライフ・バランスの実現			
1	職場における男女の平等感の割合	女性・男性ともに 40%以上	女22.8%(R01) 男30.8%(R01)
基本目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める			
① 空き家等の有効活用を図る			
1	空き家バンクによる成約物件数	30件	10件(R02)
② まちづくり行う町民や企業への支援			
1	景観まちづくり協力店の認定	1件/年	2件/年(R01)
③ 生活利便性の向上を図る			
1	包括提携したコンビニエンスストアの率	80%	67%(R02)
④ 世代間の交流を図る			
1	世代間交流事業実施件数	5件/年	2件/年(R01)
⑤ 道路の効果的な維持管理や改良を行う			
1	町民アンケートにおける道路整備に関する満足度で、“満足”“ほぼ満足”と回答した割合	プラス5%	22.9%(R02)
⑥ 公園機能の拡充を図る			
1	町民アンケートにおける公園緑地の整備に関する満足度で、“満足”“ほぼ満足”と回答した割合	プラス5%	32.9(R02)
基本目標4 町内で安心して働けるようにする			
① 町内企業への支援の実施			
1	設備投資等に対する利子補給件数	12件/年	4件/年(R01)
② 企業支援の実施			
1	資金の確保から開業までのトータルな起業支援数	3件/年	0件/年(R02)
③ 就職のための支援の実施			
1	就職セミナーやマッチング交流会への参加者数	50人/年	10人/年(R02)
④ 後継者育成支援の実施			
1	観光産業等におけるお試し就業者数	10人/年	0人/年(R02)



8. 計画の指標一覧

後期基本計画

		現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
基本目標1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり			
施策1 健康づくりの推進			
1	特定健康診査の受診率（受診者数÷対象者数）	31.3%	34.0%
2	がん検診の受診率	25.0%	33.0%
3	温水プールの年間利用者数	13,032人	27,000人
施策2 子育て支援の充実			
1	認定こども園・保育所待機児童数	0人	0人
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
3	乳幼児健康診査受診率	94.4%	100%
4	子育て支援講座参加者数	6人	30人
5	放課後子ども教室参加児童数(新規)	28人	30人
施策3 地域福祉の充実			
1	ボランティア団体数	10団体	12団体
2	住民交流会（サロン）設置地域数及び団体数	5地域・11団体	5地域・12団体
施策4 高齢者福祉の充実			
1	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の設置世帯数	35世帯	50世帯
2	長寿健康診査の受診率（受診者数÷対象者数）	36.6%	40.0%
3	配食サービス事業の年間の延べ配食数	5,996食	6,300食
4	老人クラブの会員数	593人	565人
施策5 障がい者福祉の充実			
1	在宅障がい児の機能訓練会等への参加者数（年間延べ人数）	218人	230人
2	訪問系サービス利用者数（人/月）	15人	13人
3	施設入所者数(新規)	17人	15人
施策6 社会保障の充実			
1	国民健康保険料の収納率	80.9%	83.0%
2	高齢者の健康相談件数	166件	309件
施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現			
1	認定こども園・保育所待機児童数（再掲）	0人	0人
2	子育て支援講座参加者数（再掲）	6人	30人
3	男女共同参画講演会満足度（アンケート）（新規）	—	80%

		現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
基本目標2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり			
施策8 学校教育の充実			
1	町内小・中学校児童・生徒の地域行事への参加率	75.8%	80.0%
2	町内小・中学校児童・生徒の読書量が1日30分以上の割合	62.6%	70.0%
3	それぞれの子どもが持っている自尊感情（自分が大切な存在であると感じること）の度合い	65.0%	70.0%
施策9 生涯学習の推進			
1	全公民館の年間利用者数	25,120人	15,000人
2	町民一人当たりの図書貸出冊数	1.89冊	1.97冊
3	自治学習出張講座の利用件数	3件	5件
4	生涯学習フェスティバル登録行事数（文化系行事）	3回	5回
施策10 文化・芸術活動の推進			
1	町民文化祭の来場者数	527人	550人
施策11 家庭教育の充実			
1	家庭教育講座参加者数	77人	80人
2	幼保小中学校での家庭教育に関する取組み数	34件	12件
3	広報等での家庭教育啓発記事数	6件	6件
施策12 青少年の健全育成			
1	青少年関係事業への児童・生徒の参加率	20.0%	20.0%
施策13 文化財の保護と活用			
1	箱根関所入館者数	280,017人	400,000人
2	郷土資料館利用者数	6,992人	10,000人
3	文化財ボランティア数（延活動人数）	54人	100人
4	郷土資料館所蔵資料の利用点数	48点	100点
5	箱根関所学校利用プログラム利用件数	96件	150件
施策14 スポーツ活動の推進			
1	箱根路森林浴ウォーク町民参加者数	63人	150人
2	箱根町総合体育館の稼働率	40.5%	50.0%
3	スポーツ教室・大会等開催回数	3回	5回
施策15 男女共同参画・人権尊重の推進			
1	男女共同参画講演会満足度（アンケート）（再掲）（新規）	-	80.0%
2	審議会等における女性委員の割合（新規）	20.5%	30.0%
施策16 多文化交流の実現			
1	ホストタウン相手国との交流回数（新規）	1/年	1/年
2	姉妹都市・友好都市との訪問団派遣・受入回数（新規）	0回/年	1回/年

		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
基本目標3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり			
施策17 道路・交通網の充実			
1	町道16路線の整備エリアの整備率(変更)	3,106m (48.5%)	6,400m (100%)
2	橋りょう保全改修率	5橋 (55.6%)	9橋 (100%)
策18 住環境の整備			
1	空き家バンク登録件数(累計)(新規)	54件	100件
2	お試し居住・体験者からの移住件数(累計)(新規)	3件	20件
施策19 生活環境の整備			
1	花いっぱい運動参加団体数	23団体	25団体
2	美化清掃活動団体数	30団体	35団体
3	不法投棄パトロール回数	25回	30回
4	有害野生鳥獣(猪)捕獲数(3か年平均)	73頭	70頭
施策20 上下水道の整備			
1	水道事業における有収水量率	84.9%	85.9%
2	第1号公共下水道整備率	89.8%	98.6%
3	第2号公共下水道整備率	78.7%	88.6%
施策21 地域交通の利便性の確保			
1	パークアンドサイクルの年間利用件数	4,466件	4,500件
基本目標4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり			
施策22 循環型社会の形成			
1	ごみの資源化率	5.8%	12.0%
2	ごみの焼却処理量	13,956トン	13,100トン
施策23 自然環境の保全			
1	資源保全基金の年間寄付金額	4,799千円	6,000千円
2	豊かな森林づくり(水源かん養)の実施面積(実施町有地の延面積)	144.9ha	498.9ha
3	間伐材搬出促進事業に係る搬出実施面積(累計)	85.93ha	104.2ha
施策24 景観の保全・形成			
1	景観まちづくり協力店の認定件数(累計)	15件	30件
施策25 防災対策の推進			
1	神奈川県西部地震の被害想定に基づく、避難者及び帰宅困難者のための食料備蓄率	100%	100%
2	防災講演、防災出前講座等の講演会等の実施回数	2回	5回
3	木造住宅耐震診断費に対する年間助成件数	2件	5件

		現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
施策26 消防・救急対策の充実			
1	応急手当の普及啓発受講者数	602人	750人
2	消防団員数(新規)	327人	370人
施策27 交通安全・防犯の充実			
1	町立小学校及び認定こども園・幼稚園・保育所での交通安全教室開催回数(変更)	7回	7回
2	町内高齢者（65歳以上）へのドライビングスクールの参加者数	15人	15人
3	消費生活に関する相談件数	44件	50件
4	交通安全施設の重点点検(新規)	0回	2回
基本目標5 癒しと文化を提供する観光産業づくり			
施策28 観光資源の開発と活用			
1	観光協会ホームページのアクセス数	2,963,996回	3,000,000回
施策29 観光拠点整備と魅力向上			
1	森のふれあい館の入館者数	14,208人	18,000人
2	箱根ジオミュージアムの入館者数(新規)	56,780人	153,000人
3	箱根湿生花園の入園者数(新規)	78,369人	92,000人
施策30 多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の整備			
1	年間入込客数	18,960,000人	20,000,000人
2	観光産業融資利子補給事業の利用件数	4件	10件
3	外国人宿泊観光客数(新規)	40,000人	400,000人
4	箱根DMO公認観光ガイド(新規)	－	60人
施策31 箱根ジオパークの推進			
1	箱根ジオパークサポーター登録者数	36人	100人
2	箱根ジオミュージアム入館者アンケートにおける箱根ジオパークの認知度(新規)	22.5%	80.0%
施策32 伝統産業や観光行事の振興			
1	畑宿寄木会館来館者数	9,947人	13,000人
2	寄木細工専用ホームページアクセス数(新規)	－	100,000回
基本目標6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化			
施策33 協働のまちづくりの推進			
1	活力あるまちづくり新規補助件数(新規)	1団体	3団体
2	町政モニター延べ回答者数(新規)	31人	240人
施策34 計画的な行財政運営			
1	行財政改革アクションプランの進捗率	33%	100%
2	町税徴収率（3か年平均）	94.9%	95.2%
施策35 SDGsの推進			
1	町民のSDGs認知度の向上	40.0%	80.0%
2	箱根町SDGs推進計画（仮称）の策定	－	策定済
施策36 コロナ対策の推進			
1	新型コロナウイルス感染者数	－	0人
2	クラスター発生数	－	0件
3	避難所における新型コロナウイルス新規感染者数	－	0人

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

●数値目標

		現状値	目標値（令和8年度）
戦略目標1 箱根町への新しい人の流れをつくる			
1	社会増減	△ 113人 (H30)	0人
2	入込観光客数	18,960千人 (H30)	20,000千人
戦略目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う			
1	合計特殊出生率 (15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)	0.82 (H30)	1.00
2	年少人口 (0歳～14歳)	746人 (H31)	750人
戦略目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める			
1	定住意向	46.8% (R02)	50%以上
2	暮らし満足度	65.2% (R02)	70%以上
戦略目標4 町内で安心して働けるようにする			
1	就業者数	13,348人 (H28)	13,500人
2	起業・創業件数	59件 (R02)	80件

●重要業績評価指標 (KPI)

		現状値	目標値
戦略目標1 箱根町への新しい人の流れをつくる			
1	外国人宿泊観光客数	40,000人/年 (R02)	400,000人/年
2	お試し居住からの移住件数	3組/累計 (R02)	20組/累計
3	ふるさと納税寄付件数	4,182件/年 (R02)	4,800件/年
戦略目標2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う			
1	子育ての環境や支援への満足度（就学前児童の保護者）で“高い”“やや高い”と回答した割合	28.9% (H30)	+5%
2	学校での勉強が楽しいと感じる割合	-	80%
3	認定こども園・保育所放課後児童クラブ待機児童数	0人/年 (R02)	0人/年
戦略目標3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める			
1	空き家等の利活用による町民交流施設数	1件/累計 (R02)	3件/累計
2	活力あるまちづくり支援補助金交付件数	1件/年 (R02)	3件/年
3	買い物環境に不便と感じる割合	85% (R02)	70%
戦略目標4 町内で安心して働けるようにする			
1	求人マッチングサイト応募数	0件/年 (R02)	20件/年
2	中小企業等アドバイザー派遣件数	2件/年 (R02)	5件/年
3	起業・創業支援件数	-	20件/年

9.

計画の推進体制、進行管理、評価の方法

本基本計画に係る事務・事業を適切かつ効果的に執行するとともに、その進行管理と評価を行うための仕組みを次のとおりとします。

●庁議

年度当初、事務・事業の効率的執行と庁内の横断的な情報共有を図るため部課長会議等を活用します。

●町長と各部・課等との事務事業打合せ

町長と各部・課において必要に応じて事務・事業の打合せを行い、基本目標・施策の進むべき方向性や問題点を改めて確認するとともに、課題・問題点に係る対応策等を調整・協議し、適切な事務・事業の執行を図ります。

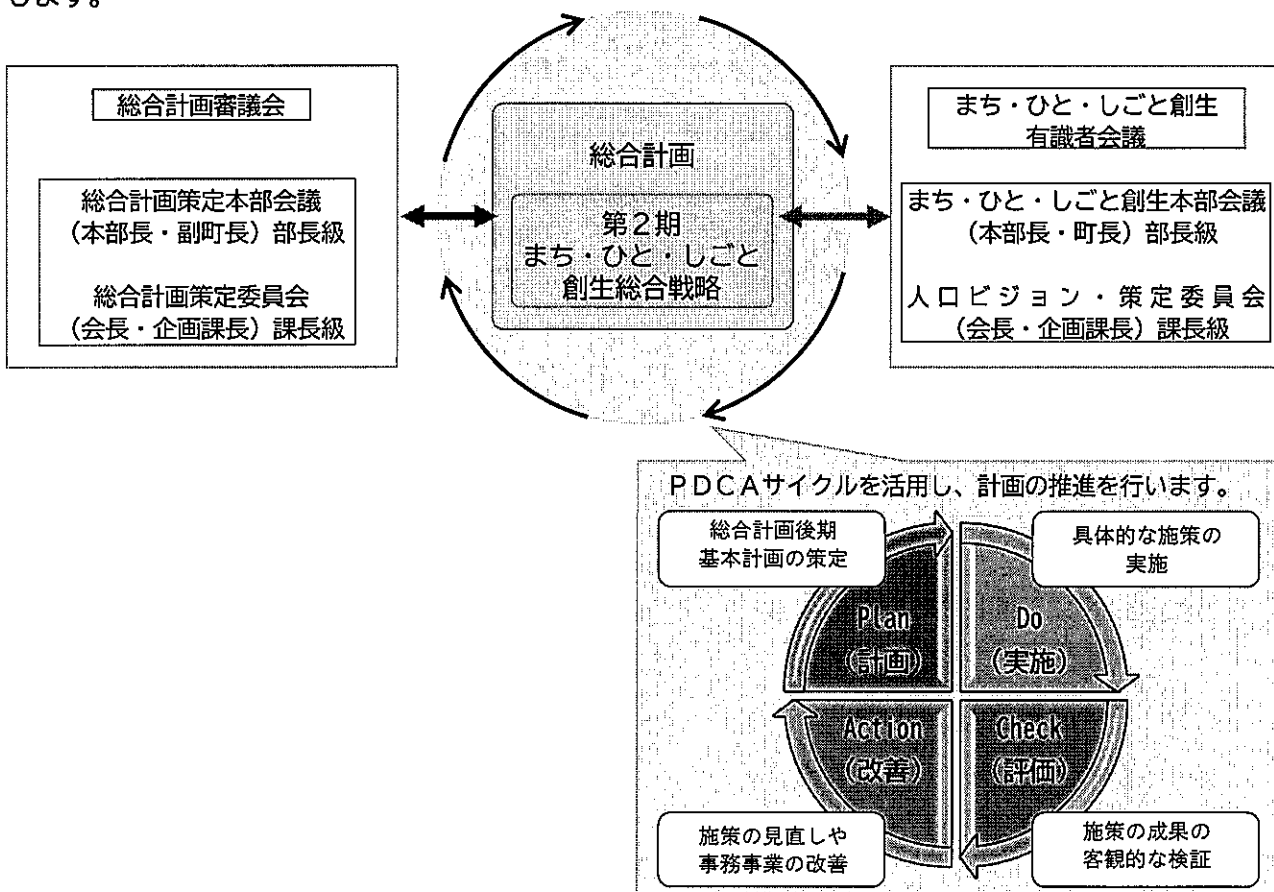
●事務・事業の進捗状況の把握と公表

事務・事業の進捗状況を把握するとともに、その状況をわかりやすく町民等へ公表します。

●進行管理と評価の方法（PDCAサイクル）

施策ごとに設定した目標となる指標の毎年度の達成状況の把握とともに、施策の定性的なデータも含めた総合的な検証を行い、その結果を箱根町総合計画審議会及び箱根町まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議に報告し、その意見を聞いて翌年度からの施策の推進に活かします。

また、この総合的な検証結果と両審議会からの意見、町の対応方策等はわかりやすく町民等へ公表します。












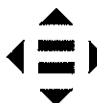







資料編

1. SDGsの17のゴールの説明
2. 策定の経過
3. 箱根町総合計画審議会委員名簿
4. 箱根町まち・ひと・しごと創生戦略有識者会議委員名簿
5. 諮問
6. 答申
7. 索引

1. SDGsの17のゴールの説明

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

私たち一人ひとりが身近な社会課題を「自分ごと」として考え、行動することがこの目標を達成する第一歩となります。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 
<p>目標1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の持続可能な農業を促進する</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 
<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の安全かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を正す</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>目標12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	
<p>目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和と包摂的促進し、すべての人々のアクセスとレベルの効果的な制度を構築する</p>	<p>目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施段階を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>	

外務省HPパンフレットより

2. 策定の経過

日時	項目	内容
2020年9月14日 ～2020年9月30日	町民アンケート実施	町内在住の18歳以上の方1,500人 郵送調査
2020年10月1日 ～2020年10月15日	職員アンケート実施	箱根町役場職員全員 WEB調査
2020年10月5日	第1回総合計画審議会	策定の基本方針、スケジュール等について
2021年3月11日	関係団体ヒアリング	箱根DMO、箱根温泉旅館ホテル協同組合
2021年3月18日	関係団体ヒアリング	箱根町社会福祉協議会、cotoha
2021年4月26日	第2回総合計画審議会	アンケート結果、町民ワークショップ等について
2021年5月14日	SDGs職員研修①	各課より17名参加
2021年5月18日	SDGs職員研修②	各課より23名参加
	関係団体ヒアリング	箱根町自治会連絡協議会 小田原箱根商工会議所 箱根中学校PTA
2021年5月25日	関係団体ヒアリング	子ども会育成連絡協議会
2021年5月27日	町民ワークショップ①	2グループ
2021年5月31日	第3回総合計画審議会	団体ヒアリング結果、計画骨子等について
2021年6月3日	町民ワークショップ②	3グループ
2021年7月6日	関係団体ヒアリング	箱根湯本芸能組合 伊豆箱根鉄道株式会社
2021年7月7日	関係団体ヒアリング	小田急箱根ホールディングス株式会社 箱根彫刻の森美術館
2021年7月8日	関係団体ヒアリング	星槎大学
2021年8月10日	各課ヒアリング	防災総務課、観光課、生涯学習課、福祉課
2021年8月11日	各課ヒアリング	消防本部、子育て支援課、税務課、 環境課、都市整備課
2021年8月12日	各課ヒアリング	財務課、企画課
2021年8月13日	各課ヒアリング	学校教育課、上下水道温泉課 保険健康課、企画課
2021年9月16日	第1回まち・ひと・しごと 創生有識者会議	現行計画の評価、新計画の内容等について
	第4回総合計画審議会	計画素案等について
2021年10月14日	諮問	171頁参照
2021年10月14日 ～2021年11月15日	パブリックコメント	意見 8件(3名)
2021年11月16日	答申	172頁参照

3. 箱根町総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	区分	所属
会長	田中 啓	学識経験者	箱根町行財政改革有識者会議 箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議座長 静岡文化芸術大学教授
会長職務代理者	勝俣 眞和	団体推薦	箱根町自治会連絡協議会
委員	勝俣 正志	団体推薦	箱根町教育委員会（教育委員）
委員	松井 弘子	団体推薦	箱根町女性会連絡協議会
委員	鈴木 茂男	団体推薦	小田原箱根商工会議所
委員	和田 猛	団体推薦	箱根町社会福祉協議会
委員	勝俣 直子	団体推薦	箱根町民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）
委員	森 博行	学識経験者	神奈川県西地域県政総合センター
委員	土屋 喜久夫	一般	一般公募
委員	八木下 博之	一般	一般公募

任期：令和2年10月5日～令和4年10月4日まで

4. 箱根町まち・ひと・しごと創生戦略有識者会議 委員名簿

役職	氏名	区分	所属
座長	田中 啓	学識経験者	箱根町行財政改革有識者会議 箱根町総合計画審議会会長 静岡文化芸術大学教授
座長職務代理者	池谷 伊代子	団体推薦	箱根温泉おかみの会
委員	稲葉 光	団体推薦	小田原箱根商工会議所（箱根支部）
委員	千葉 康人	団体推薦	環境省箱根環境事務所
委員	磯崎 孝喜	団体推薦	神奈川県県西地域県政総合センター
委員	菅原 伸一	団体推薦	横浜銀行箱根湯本支店
委員	栗原 美江	団体推薦	さがみ信用金庫湯本支店
委員	手塚 正	団体推薦	全富士屋ホテル労働組合
委員	佐藤 奇平	団体推薦	株式会社神奈川新聞社
委員	鈴木 清隆	一般	一般公募
委員	鈴木 恵美	一般	一般公募

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日まで

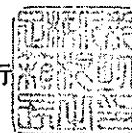
5. 諮問



箱企第60号
令和3年10月14日

箱根町総合計画審議会
会長 田中 啓 様

箱根町町長 勝俣 浩行



箱根町第6次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

箱根町第6次総合計画後期基本計画（案）について、箱根町総合計画審議会規則（令和2年箱根町規則第4号）第2条の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

箱根町第6次総合計画後期基本計画（案）
別紙のとおり

〔 事務担当は、企画観光部企画課 〕

6. 答申

令和3年11月16日

箱根町町長 勝俣 浩行 様

箱根町総合計画
会長 田中 啓



箱根町第6次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年10月14日付け箱企第60号をもって諮問のあった箱根町第6次総合計画後期基本計画（案）については、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当と認めます。

なお、計画の推進にあたっては、特に次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 町の財政は固定資産税の超過課税を実施しているなか、新型コロナウイルス感染症のまん延などにより基幹産業である観光業に大きな打撃を受け、一段と厳しい状況にある。この危機的状況であることを町職員全体で強く認識し、総合計画とともに行財政改革のより一層の推進に一丸となって着実に取り組んでもらいたい。
- 2 他の競合観光地とは一線を画すオンリーワンの観光地へと進化する必要がある。協働・共生を意識しながら町民をはじめ、関連団体・機関等との連携を密にして、持続可能なまちづくりを進め、一層の箱根のブランド力アップを図られたい。
- 3 総合計画と総合戦略を一体的に推進することで、交流人口、関係人口の創出・拡大を図りながら、若者世代等の町外への転出抑制や移住希望者の転入増加につなげられたい。
- 4 地震、風水害、火山災害、雪害等への対策を進め、地域の防災・減災のための公助のみならず、自助・共助、それぞれの強化に取り組み、町民・観光客の安全安心の確保を図られたい。
- 5 計画の進捗状況をわかりやすく町民に公開し、積極的に町民の意見を聴く機会を設けるなど、広く理解と協力が得られるように努められたい。

7. 索引

後期基本計画

		関連する総合計画施策の展開	ページ
基本目標 1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり			
施策 1 健康づくりの推進			
■	1 健康づくり・食育の推進	3-5	P. 31
■	2 健康づくり・食育の支援	3-5	P. 31
■	3 がん検診・成人歯科健診の受診促進	4-6、7-3	P. 31
■	4 感染症対策の推進	36-1	P. 31
■	5 特定健康診査、特定保健指導の促進	3-5、4-6、7-3	P. 32
■	6 健康づくり・食育関係団体との協働	4-7	P. 32
■	7 未病センターの充実		P. 32
■	8 地域医療の充実		P. 32
■	9 救急医療・災害時医療体制の整備・充実		P. 32
施策 2 子育て支援の充実			
■	1 子育て相談・支援体制の充実	5-5、7-5、8-7、11-2、11-3	P. 34
■	2 母子等の健康の確保及び増進	7-5	P. 34
■	3 地域における子育ての支援	7-5	P. 34
■	4 保育サービスと放課後児童対策の充実	7-6	P. 35
■	5 質の高い教育・保育の推進	8-1、8-4	P. 35
■	6 支援が必要な児童への対応	8-7、15-3	P. 35
■	7 ひとり親家庭への支援	15-2	P. 35
■	8 子どもの貧困対策の推進		P. 35
■	9 子育てしやすい住環境づくり	18-6	P. 35
■	10 子育て世代への負担軽減	新規 8-10	P. 36
施策 3 地域福祉の充実			
■	1 福祉意識の向上		P. 38
■	2 地域で取組む認知症対策の推進	4-8	P. 38
■	3 見守り活動・福祉活動への理解促進	4-3、33-4	P. 38
■	4 安全対策の充実	25-4、27-4	P. 38
■	5 健康づくり・介護予防の充実	1-1、1-2、1-5、4-10	P. 38
■	6 地域交流・異世代交流の推進	33-4、33-5	P. 39
■	7 ボランティア活動の推進		P. 39
■	8 情報提供・相談体制の充実		P. 39
■	9 各種サービスの充実		P. 39
■	10 社会福祉協議会への支援		P. 39
施策 4 高齢者福祉の充実			
■	1 地域包括ケアシステムの構築		P. 41
■	2 地域支援事業の充実		P. 41
■	3 在宅福祉サービスの充実	3-3	P. 41
■	4 地域包括支援センターの機能強化		P. 41
■	5 高齢者の生きがい・やりがいづくりの推進	33-4	P. 41
■	6 長寿健康診査受診率の向上	1-3、1-5、7-3	P. 42
■	7 高齢者の健康増進対策	1-6	P. 42
■	8 権利擁護の推進	3-2	P. 42
■	9 高齢者サポート施策の実施	新規	P. 42
■	10 保健と介護予防の一体化事業の推進	新規 3-5	P. 42
施策 5 障がい者福祉の充実			
■	1 サービスの充実		P. 44
■	2 権利擁護のための施策の充実		P. 44
■	3 差別の解消		P. 44
■	4 地域生活支援の促進	33-4	P. 45
■	5 発達障がい者等に対する支援	新規 2-1、8-7	P. 45
施策 6 社会保障の充実			
■	1 医療費の適正化		P. 47
■	2 保険料率の見直し		P. 47
■	3 収納率の向上	34-10	P. 47
■	4 介護保険の適正運営		P. 47
■	5 介護従事者の確保と資質の向上	新規	P. 47

		関連する総合計画施策の展開	ページ
施策 7	ワーク・ライフ・バランスの実現		
■	1 情報発信及び普及啓発	15-1、15-2	P.48
■	2 育児休暇取得の推進		P.49
■	3 健診受診率の向上	1-3、1-5、4-6	P.49
■	4 スポーツイベント、教室の開催	33-9	P.49
■	5 家族等で共に子育てする意識の醸成	2-1、2-2、2-3、11-1、11-2、11-3	P.49
■	6 保育サービス等の充実	2-4	P.49
基本目標 2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり			
施策 8	学校教育の充実		
■	1 園・小・中一貫教育（分離型）の推進	2-5	P.52
■	2 箱根を知り、箱根を語る子どもの育成～箱育～	11-1、30-4	P.52
■	3 確かな学力を身につけた子どもの育成～知育～	9-5	P.52
■	4 心豊かでより良い人間関係を築ける子どもの育成～徳育～	2-5	P.52
■	5 健康で意欲的に挑戦できる子どもの育成～体育～		P.53
■	6 地域の特色を活かした学校づくり		P.53
■	7 特別支援教育の充実	2-1、2-6、5-5	P.53
■	8 教育環境の整備		P.53
■	9 通学支援制度等の維持		P.53
■	10 学校給食費の一律無償化	新規 2-10	P.53
■	11 学習機会の提供	新規	P.53
施策 9	生涯学習の推進		
■	1 箱根教育における生涯学習の推進	10-1、11-1、14-1	P.55
■	2 生涯学習の充実	10-1、11-1、11-2	P.55
■	3 生涯学習における情報の提供及び活動の支援	10-1、10-3、11-1、11-3、14-1	P.55
■	4 生涯学習施設の維持管理		P.56
■	5 図書館のサービス向上	8-3	P.56
施策 10	文化・芸術活動の推進		
■	1 地域に根ざした文化・芸術活動の支援	9-1、9-2、9-3	P.57
■	2 文化・芸術活動の支援及び鑑賞機会の充実		P.57
■	3 文化・芸術を通じた多世代間交流の促進	9-3	P.57
施策 11	家庭教育の充実		
■	1 箱根教育における家庭教育の推進	7-5、8-2、9-1、9-2、9-3	P.59
■	2 講演会・研修会の実施	2-1、7-5、9-2	P.60
■	3 関係機関・協力団体との連携	2-1、7-5、9-3、12-1、12-2、12-3	P.60
施策 12	青少年の健全育成		
■	1 青少年の健全育成事業の推進	11-3、14-1	P.61
■	2 青少年の意欲と協調性の育成	11-3、14-4	P.61
■	3 健全育成の環境づくり	11-3	P.61
■	4 人材の育成		P.61
施策 13	文化財の保護と活用		
■	1 文化・自然遺産の保護・継承と活用		P.63
■	2 文化財ボランティアの育成		P.64
■	3 箱根の歴史や文化を学ぶ学習施設の機能充実と整備		P.64
■	4 日本遺産の保全・整備	新規 28-1、30-2	P.64
施策 14	スポーツ活動の推進		
■	1 地域スポーツ活動の推進	9-1、9-3、12-1	P.66
■	2 ニュースポーツの普及及び運動をとoshした健康づくりの推進		P.66
■	3 スポーツ施設の機能と運営の充実		P.66
■	4 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実及びイベントの開催	12-2	P.66
施策 15	男女共同参画・人権尊重の推進		
■	1 男女共同参画の推進	7-1	P.68
■	2 女性の自立支援と活躍推進	2-7、7-1	P.68
■	3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	2-6	P.68
■	4 人権意識啓発		P.68
施策 16	多文化交流の実現		
■	1 国際的な文化交流・ホストタウン構想の推進		P.71
■	2 国際交流の促進		P.71
■	3 姉妹都市・友好都市等との交流		P.71

		関連する総合計画施策の展開	ページ
基本目標 3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり			
施策 17 道路・交通網の充実			
■	1 国道・県道の整備、充実	27-2、27-3	P.74
■	2 林道の通行規制緩和の要望		P.74
■	3 適切な道路の維持管理	19-3、27-2	P.74
■	4 道路後退用地の整備		P.74
■	5 橋りょうの長寿命化		P.74
■	6 駐車場の整備	21-3	P.74
■	7 安全・安心で快適な道路空間の形成	27-2、27-3	P.74
施策 18 住環境の整備			
■	1 空き家バンク制度の促進		P.76
■	2 企業・事業者への相談・支援		P.76
■	3 お試し居住制度の充実		P.76
■	4 空き家等の適切な管理の促進	新規	P.76
■	5 町営住宅の適切な維持管理		P.76
■	6 安心して利用できる公園の整備	2-9、27-5	P.76
■	7 観光街路灯維持管理における補助	27-5	P.77
■	8 土地の有効活用の促進		P.77
■	9 河川・水路の環境整備		P.77
施策 19 生活環境の整備			
■	1 環境保全の推進	23-3	P.79
■	2 浄化槽対策		P.79
■	3 環境美化の促進及び美観の保護	17-3、23-3、24-1、24-4	P.79
■	4 動物の保護管理の徹底		P.79
■	5 有害野生鳥獣の対策	23-7	P.79
施策 20 上下水道の整備			
■	1 安全・安心・安定的な水道水の供給	34-2、34-7	P.81
■	2 未給水地区への対応		P.81
■	3 上水道事業の健全化	23-5	P.82
■	4 水資源の保全		P.82
■	5 下水道の整備	34-7	P.82
■	6 下水道使用料の適正化		P.82
施策 21 地域交通の利便性の確保			
■	1 利用しやすい公共交通サービスの提供		P.84
■	2 駅など主な交通拠点の機能充実		P.84
■	3 自然環境への負荷軽減	17-6、23-4	P.84
基本目標 4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり			
施策 22 循環型社会の形成			
■	1 循環型社会の構築	35-1	P.86
■	2 カーボンニュートラル(脱炭素社会)の推進	新規 23-3、35-1、35-2	P.87
■	3 ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用	34-7	P.87
施策 23 自然環境の保全			
■	1 箱根トラスト制度の充実		P.89
■	2 自然から学ぶことができる環境づくり		P.89
■	3 総合的な環境施策の推進	19-1、19-3、22-2、24-1、24-4、 35-1、35-2	P.89
■	4 自然環境の保全	21-3、24-1、24-4、35-2	P.89
■	5 地下水の保全対策	20-3	P.89
■	6 森林の多面的機能の確保と森林整備の推進		P.90
■	7 仙石原温泉等におけるシカ対策の推進	19-5	P.90
施策 24 景観の保全・形成			
■	1 箱根町景観計画の見直しと適切な進行管理	19-3、23-3、23-4	P.92
■	2 町民との協働による景観づくりの発展	33-8	P.92
■	3 町の先導的役割の遂行		P.92
■	4 景観法等に基づく施策の展開	19-3、23-3、23-4	P.92
■	5 独自施策の展開		P.93
■	6 国・神奈川県、関連自治体との連携		P.93

		関連する総合計画施策の展開	ページ
施策 25	防災対策の推進		
	■ 1 防災対策の総合的な推進		P. 95
	■ 2 防災設備の充実		P. 95
	■ 3 情報発信体制の充実		P. 96
	■ 4 自主防災活動の促進と防災意識の啓発	3-4	P. 96
	■ 5 火山災害対策		P. 96
	■ 6 武力攻撃事態等の対策		P. 96
	■ 7 緊急輸送道路沿道建築物耐震化の促進		P. 96
	■ 8 要緊急安全確認大規模建築物耐震化の促進		P. 97
■ 9 木造住宅耐震化の促進		P. 97	
施策 26	消防・救急対策の充実		
	■ 1 消防施設・装備の充実		P. 99
	■ 2 消防団活動の充実	新規	P. 99
	■ 3 消防・救助体制の充実		P. 99
	■ 4 火災の未然防止及び被害軽減の推進		P. 99
	■ 5 救命率の向上及び救急体制の充実		P. 100
■ 6 通信指令体制の充実・強化		P. 100	
施策 27	交通安全・防犯の充実		
	■ 1 交通安全意識の高揚		P. 102
	■ 2 道路交通環境の整備	17-1、17-3、17-7	P. 102
	■ 3 二輪車の事故防止対策	17-1、17-7	P. 102
	■ 4 一体となった地域防犯体制の構築	3-4	P. 103
	■ 5 防犯施設の整備	18-6、18-7	P. 103
■ 6 相談体制の充実と消費生活に関わる意識啓発の推進		P. 103	
基本目標	5 癒しと文化を提供する観光産業づくり		
施策 28	観光資源の開発と活用		
	■ 1 観光地のブランド化促進	13-4、35-3	P. 106
	■ 2 町営温泉の安全・安心・安定的な供給体制	35-3	P. 106
	■ 3 火山活動の影響を受けた大涌谷園地の持続可能な環境整備	35-3	P. 106
	■ 4 域内滞在時間延長と周遊エリアの拡大	新規	P. 106
■ 5 箱根温泉蒸気井管理協議会との連携強化	新規	P. 106	
施策 29	観光拠点整備と魅力向上		
	■ 1 町立観光施設の内容充実	35-3	P. 107
	■ 2 公衆トイレの改修	35-3	P. 108
	■ 3 自然の癒しを感じながら散策できる観光地づくり	35-3	P. 108
■ 4 仙石原すすき草原の保全と魅力向上	35-3	P. 108	
施策 30	多様な観光資源を活用した誘客と受入体制の整備		
	■ 1 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進	35-3	P. 110
	■ 2 外国人観光客誘致事業の推進と外国人への情報提供の充実	13-4、35-3	P. 110
	■ 3 観光従事者等の雇用確保・拡大		P. 110
	■ 4 児童・生徒を対象とした観光学習の推進	8-2	P. 110
	■ 5 森林セラピストの育成・活用	35-3	P. 111
	■ 6 ハローワーク等との連携		P. 111
	■ 7 事業者支援の充実	35-3、36-9	P. 111
	■ 8 観光関連産業の振興	35-3	P. 111
■ 9 常設型喫煙所の整備の推進	新規	P. 111	
施策 31	箱根ジオパークの推進		
	■ 1 ジオパーク活動の充実		P. 114
	■ 2 箱根ジオパーク推進協議会の財源確保		P. 114
	■ 3 箱根ジオパークのビジョン策定	新規	P. 114
■ 4 オンラインコンテンツの拡充	新規	P. 114	
施策 32	伝統産業や観光行事の振興		
	■ 1 伝統工芸のブランド力の向上及び後継者確保		P. 116
	■ 2 伝統工芸品産業団体への支援		P. 116
	■ 3 伝統文化の継承		P. 116
■ 4 地域観光行事の振興及び活用		P. 116	

基本目標 6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化		関連する総合計画施策の展開	ページ
施策 33	協働のまちづくりの推進		
■	1 まちづくりに関する広報・広聴機会の充実		P.119
■	2 町自治会連絡協議会の支援		P.119
■	3 集会所等の施設整備		P.119
■	4 地域コミュニティ活動の支援	3-3、3-6、4-5、5-4	P.119
■	5 自主的・主体的活動の促進	3-6	P.119
■	6 箱根町HOT21観光プラン推進委員会による進行管理		P.120
■	7 箱根DMOとの連携・共同	新規	P.120
■	8 官民連携によるまちづくりの推進	新規 24-2、34-2	P.120
■	9 民間事業者・大学等との連携強化	7-4	P.120
施策 34	計画的な行財政運営		
■	1 財源の確保		P.123
■	2 民間活力の活用	20-1、33-8	P.123
■	3 行財政改革の推進		P.123
■	4 財政リスクへの備え		P.123
■	5 事業の精査		P.123
■	6 税収の確保		P.124
■	7 公共施設等の総合管理と適正配置	20-1、20-5、22-3	P.124
■	8 広域行政の推進		P.124
■	9 交流圏拡大による活性化		P.124
■	10 デジタルトランスフォーメーションの推進	新規 6-3、36-4	P.124
■	11 情報漏えい対策の強化		P.124
■	12 町村情報システム共同化の推進		P.124
施策 35	SDGsの推進		
■	1 箱根町SDGs推進計画(仮称)の策定	新規 22-1、22-2、23-3	P.126
■	2 重点的取組みの推進(環境先進観光地箱根)	新規 22-2、23-3、23-4	P.126
■	3 重点的取組みの推進(国際観光地箱根)	新規 28-1~28-4、29-1~29-4、30-1、30-2、30-5、30-7、30-8、30-9	P.126
施策 36	コロナ対策の推進		
■	1 「新しい生活様式」の定着	新規 1-4	P.128
■	2 ワクチン接種の推進	新規	P.128
■	3 正しい情報の迅速な提供	新規	P.128
■	4 オンライン配信の積極的な利用	新規 34-10	P.128
■	5 会議等における感染拡大防止のための書面開催	新規	P.128
■	6 所管施設における感染防止対策の徹底	新規	P.129
■	7 各種イベントにおける感染防止対策の実施	新規	P.129
■	8 学校・園における感染防止対策の実施	新規	P.129
■	9 事業者支援	新規 30-7	P.129
■	10 町内経済活性化促進	新規	P.129
■	11 感染防止用資器材等の整備	新規	P.129
■	12 救急隊員等の健康管理	新規	P.129
■	13 消防施設の感染防止対策	新規	P.129
■	14 避難所における感染症対策の推進	新規	P.129
■	15 自宅療養者への支援の推進	新規	P.130

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

戦略目標		関連する総合計画施策	ページ
戦略目標 1 箱根町への新しいひとの流れをつくる			
施策 ① 国際観光地としての魅力づくり			
■ 1	国際観光地「箱根」の更なる振興	30、33、34	P.134
■ 2	国際観光プロモーション事業		P.134
■ 3	観光情報の発信		P.134
■ 4	誘客宣伝事業（国際観光推進事業）		P.134
■ 5	箱根関連誘客宣伝事業		P.135
■ 6	国際観光地箱根の玄関口にふさわしい賑わい・交流拠点の整備 新規		P.135
施策 ② 箱根ジオパーク等、地域資源を活用した魅力づくり			
■ 1	箱根ジオパーク推進事業	28、31、32	P.135
■ 2	日本遺産箱根八里の知名度向上 新規		P.135
■ 3	伝統文化継承事業 新規		P.135
■ 4	箱根物産振興事業 新規		P.135
施策 ③ 県西地域活性化プロジェクトの推進			
■ 1	滞在型サテライトオフィス（リモートワーク）体験事業	1、18、36	P.136
■ 2	新しい生活様式による新しい納税方法の導入事業		P.136
■ 3	水泳教室・水中プログラムの開発		P.136
施策 ④ 若い世代への移住・定住支援			
■ 1	移住に関する情報の発信	18	P.137
■ 2	移住に関する窓口の整備		P.137
■ 3	若者世帯を対象とした住宅取得等への助成		P.137
■ 4	お試し居住制度の充実		P.137
■ 5	新たな拠点づくりの推進		P.137
施策 ⑤ 新しい箱根ファンの創出			
■ 1	シティセールスの実施	30	P.138
■ 2	関係人口の拡大		P.138
■ 3	ふるさと納税の拡充		P.138
戦略目標 2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行う			
施策 ① 結婚の希望を叶えるための支援			
■ 1	民間団体等への支援、事業協力	33	P.140
■ 2	若者世帯等を対象とした住宅取得等への助成		P.140
施策 ② 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり			
■ 1	不妊・不育症治療費助成事業	2	P.141
■ 2	母子保健活動推進事業		P.141
■ 3	子育て支援センター等運営事業		P.141
■ 4	子育て世代包括支援事業 新規		P.141
■ 5	子育て家庭応援事業 新規		P.141
■ 6	産後ケア事業 新規		P.141
■ 7	産婦健康診査助成事業 新規		P.141
施策 ③ 子育て世代への負担の軽減			
■ 1	小児医療費助成事業	2、8	P.142
■ 2	ひとり親家庭等医療費助成		P.142
■ 3	出産祝い金の支給		P.142
■ 4	通学支援制度等の維持		P.142
■ 5	こども宅食サービス事業 新規		P.142
■ 6	乳幼児保育等利用費補助事業 新規		P.142
■ 7	学校給食費の一律無償化 新規		P.142
施策 ④ ICTを活用した学校教育の推進			
■ 1	ICTを活用した学校教育の推進	8	P.143
施策 ⑤ 箱根の特色を活かした教育の実施			
■ 1	園・小・中一貫教育（分離型）の推進	2、8	P.143
■ 2	箱根教育の推進 新規		P.143
施策 ⑥ はたらきながら安心して子育てができるまちづくり			
■ 1	放課後児童クラブの拡充	2、7	P.144
■ 2	保育機能の充実		P.144
■ 3	（仮称）ファミリー・サポート・センター運営事業 新規		P.144
施策 ⑦ ワーク・ライフ・バランスの実現			
■ 1	講演会の実施・啓発誌の発行	7	P.144
■ 2	「えるぼし・プラチナえるぼし認定」企業の増加		P.144

		関連する総合計画施策	ページ
戦略目標	3 活力と魅力あふれるまちづくりを進める		
施策	① 空き家などの有効活用を図る		
	■ 1 空き家バンク制度の促進	18	P. 146
	■ 2 起業・事業者への相談・支援		P. 146
	■ 3 お試し居住制度の充実 再掲		P. 146
	■ 4 空き家利活用の支援		P. 146
施策	② まちづくりを行う町民や企業への支援		
	■ 1 景観まちづくり推進事業	24、33	P. 147
	■ 2 まちづくりを行う団体等への支援や協力		P. 147
施策	③ 生活利便性の向上を図る		
	■ 1 交通や買い物の利便性向上	21、33	P. 147
	■ 2 民間事業者等との包括連携強化		P. 147
	■ 3 交通結節点の整備 新規		P. 147
施策	④ 世代間の交流を図る		
	■ 1 幼稚園、保育園等における高齢者との交流事業の実施	3、4、12	P. 148
	■ 2 多世代交流スペースの設置		P. 148
施策	⑤ 道路の効果的な維持管理や改良を行う		
	■ 1 町道整備・改良事業	17	P. 148
	■ 2 道路後退用地整備事業		P. 148
施策	⑥ 公園機能の拡充を図る		
	■ 1 公園整備事業	18	P. 149
戦略目標	4 町が元気に動けるようになる		
施策	① 町内企業への支援の実施		
	■ 1 町内企業の事業継続・経営安定に対する支援	25、30	P. 151
	■ 2 中小企業者等アドバイザー派遣事業		P. 151
	■ 3 要緊急安全確認大規模建築物耐震化補助事業		P. 151
施策	② 起業支援の実施		
	■ 1 創業支援等事業計画に基づき、起業セミナー等の開催	30	P. 152
	■ 2 事業承継の支援		P. 152
	■ 3 起業・事業者への相談・支援 再掲		P. 152
施策	③ 就職のための支援の実施		
	■ 1 就職に関する情報提供や相談業務の実施	30	P. 153
	■ 2 就職セミナーの開催		P. 153
	■ 3 雇用確保支援事業		P. 153
	■ 4 人材マッチング事業の実施		P. 153
施策	④ 後継者育成支援の実施		
	■ 1 観光産業等におけるインターンシップの支援	32	P. 154
	■ 2 箱根物産振興事業 新規/再掲		P. 154
	■ 3 伝統文化継承事業 新規/再掲		P. 154
	■ 4 優良従業員の表彰の実施		P. 154

